

資源循環型施設整備・運営事業 第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
1	入札説明書	2	第1章				入札関係書類	「入札関係書類」の定義には質問回答も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
2	入札説明書	6	第3章	11	(1)	ア	(オ) 事業者が行う業務	事業者が行う業務の（オ）に本施設の建設（解体撤去工事、工事内訳書の作成含む）とありますが、ここでいう解体撤去工事とは、貴連合が別途発注工事として行う清浄園解体工事ではなく、存置される地下構造物のうち、新施設の建設にあたり解体が必要となる範囲の解体撤去工事を指しているという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
3	入札説明書	7	第3章	17			事業スケジュール	記載されているスケジュールが次頁のスケジュールと異なっております。正しいスケジュールをご教示ください。	修正した入札説明書をご参照ください。
4	入札説明書	19	第4章	4	(6)	ウ	対面的対話の受付	対面的対話の申込にあたっては、令和8年7月17日（金）午後5時までにオ提出書類に規定の（ア）対面的対話の申込書（様式第4-1号）および（イ）対面的対話用資料を一式提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
5	入札説明書	20	第4章	4	(6)	オ	(イ) 対面的対話用資料	d)各階平面図（様式第4-5号）について、工場棟の他に付属棟（管理棟、計量棟）などの図面についても、事業者側からの確認事項に合わせて提出するという理解でよろしいでしょうか。	少なくとも工場棟及び管理棟の図面提出をお願いします。また、貴社が対話に必要なであればその他もご提出ください。
6	入札説明書	20	第4章	4	(6)	オ	(イ) 対面的対話用資料	d)各階平面図（様式第4-5号）について、必要に応じて断面図も提出することよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
7	入札説明書	20	第4章	4	(6)	ク	質問事項の公表	「ただし、応募者固有のノウハウや事業提案に関連すると判断される内容については、本連合と応募者で協議のうえ、公表しないことがある。」とございますが、これは様式第4-2号の確認事項及び当日の応募者からの質問事項に関して、事業者側から「ノウハウや事業提案に関するもの」に該当するものを示すことができる、もしくは回答公表前に非公開にすべき質問回答を確認することが可能、という理解でよろしいでしょうか。	前段については貴社ご理解のとおりです。後段に関しては、対面的対話の際に非公表にする質問か否かも対話する予定です。
8	入札説明書	24	第4章	5			予定価格及び入札書比較価格	入札書比較価格について、「うち、設計・建設業務費～」「うち、運営・維持管理業務費～」とそれぞれ記載がありますが、これは貴連合が予定価格を設定した際に想定された参考価格であり、あくまで予定価格や定量化限度額算出の考え方としては設計・建設業務費と運営・維持管理業務費を合算した金額となると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
9	入札説明書	24	第4章	5			予定価格及び入札書比較価格	「入札書比較価格」について、「うち設計・建設業務費」と「うち運営・維持管理業務費」の記載がありますが、それぞれ参考価格であり、設計・建設業務費及び運営・維持管理業務費の合計額が入札書比較価格以内であればよいと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、国の交付金を活用した事業であるため、財源確保の観点にもご配慮ください。
10	入札説明書	26	第4章	7	(2)	ア	特別目的会社の設立	運営・維持管理業務期間中は、運転事業者の本店所在地を本施設内に設置するとの記載がございますが、無償にて設置させていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
11	入札説明書	26	第4章	7	(3)	ア	特別目的会社の設立	運営維持管理業務開始前の特別目的会社の本店所在地を、貴連合構成自治体以外の代表企業等の本社等とすることもお認めいただけないでしょうか。貴連合構成自治体に本店所在地を設けるための場所が必要なこと、当該場所への特別目的会社宛ての郵便物確認等で人員が必要なことから事業費増大に繋がります。	貴社ご提案を認めます。
12	入札説明書	29	第5章	6			地域住民との共生	地域住民との共生に関連して、貴連合と地域住民の間で協定やモニタリング会議などの特定の会議体設定等、事業者が施設の建設・運営・維持管理を遂行する上で考慮が必要となるものがございましたら、内容等ご教示いただけないでしょうか。	運営中は、周辺地域へは定期的に運営状況を報告するため、情報提供や所長等の1名の参加・助言の協力を想定しています。
13	入札説明書（添付資料）	添付-2	添付資料2				事業実施区域	都市ガスに関して、本資料では取合点が敷地外となっておりますが、要求水準書 添付資料3「ユーティリティ状況」に示された箇所（都市ガス取合点）が正と捉えてよろしいでしょうか。また、その取合点から敷地内側は事業者施工範囲内、取合点から敷地外側は事業者施工範囲外という理解でよろしいでしょうか。	前段については、想定であり、今後の協議によりますが、事業実施区域北西側でご検討ください。後段については、貴社ご理解のとおりです。
14	入札説明書（添付資料）	添付-3	添付資料3				契約スキーム	落札者の運営管理業務において、運営・維持管理を行う企業は、協力企業と構成員の区別がなく出資・委託の矢印が記載されていますが、運営・維持管理を行う企業は運営事業者への出資が必要な構成員に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
15	入札説明書（添付資料）	添付-4	添付資料4				役割分担概念図	焼却灰・飛灰については、貴連合にて「埋立処分」とされておりますが、灰ピットに保管された焼却灰・飛灰は貴連合にて最終処分を基本であり民間事業者への資源化（セメント原料化や焼成など）は提案対象外、と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
16	入札説明書 (添付資料)	添付-5	添付資料5				リスク分担	要求水準書 設計・建設業務編(案) P.21で予見できない地中障害物の存在は貴連合と協議と記載がありますが、添付資料5 リスク分担に記載がありません。上記のリスクは貴連合側とさせていただけないでしょうか。	リスク分担No.28,29に包括されているとの理解です。	
17	入札説明書 (添付資料)	添付-5	添付資料5	6,7			リスク分担 税制リスク	No.6,7の税制リスク分担でNo.6が事業者、No.7が本連合となっておりますが、No.6が本連合、No.7が事業者と読み替えてよろしいでしょうか。No.6については直接関連する税制度の変更及び新税の設立に伴うリスクであり、現時点での想定が困難であることから事業者による負担は事業性評価に重大な影響を及ぼすものと考えます。つきましては、No.6は本連合の負担とすることが妥当と考えます	入札説明書のとおりとします。	
18	入札説明書 (添付資料)	添付-5	添付資料5				リスク分担 No.6,7税制変更リスク	No.6税制変更リスクにおいて「本事業に直接関連する税制度の変更及び新税の設立」が事業者負担となっておりますが、事業者でコントロール不可能なリスクとして本連合(発注者)のご負担としていただけませんか。	No17の回答をご参照ください。	
19	入札説明書 (添付資料)	添付-5	添付資料5	20			リスク分担	No.20インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)と記載がありますが、(一定の範囲内)について具体的な数値により範囲をご教示お願いいたします。	詳細については、入札説明書や各契約書(案)に示すとおりとします。	
20	入札説明書 (添付資料)	添付-5	添付資料5				リスク分担	昨今の世界情勢より原油由来の物価変動に関しては、インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増減リスクとは別に貴連合側のリスクとさせていただけないでしょうか。	詳細については、各契約書(案)に示すとおりとします。	
21	入札説明書 (添付資料)	添付-5	添付資料5	20,21			リスク分担 物価変動リスク	No.20,21の物価変動リスクにおいてNo.20に費用の増減リスク(一定の範囲内)が事業者のリスクとなっております。No.20の一定範囲とは、添付-11ページの2)に記載されている物価変動における改定率±1.5%の範囲内と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。また、詳細については、各契約書(案)をご確認ください。	
22	入札説明書 (添付資料)	添付-5	添付資料5	22			リスク分担 不可抗力リスク	No.22の不可抗力リスクについて本連合が主、事業者が従の分担となっております。建設工事請負契約書(案)第72条及び運営業務委託契約書(案)第55条に準ずる負担の分担と考えてよろしいでしょうか。	費用については貴社ご理解のとおりです。なお、費用に関わらない協力をお願いします。	
23	入札説明書 (添付資料)	添付-5	添付資料5	22			リスク分担	No.22不可抗力リスクにおいて※2で一定額を超える場合、本連合の負担とすると記載がありますが、一定額とは具体的な金額をご教示お願いいたします。	No22の回答をご参照ください。	
24	入札説明書 (添付資料)	添付-6	添付資料5	30			リスク分担	No.30において、本連合の事由による建設工事の着工遅延に関するものとありますが、事業者の事由によるもの以外は本項目に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	発生した事由によります。	
25	入札説明書 (添付資料)	添付-6	添付資料5	39			リスク分担	No.39に記載の計画ごみ質の範囲とは、要求水準書 設計・建設業務編P7 表1.2 計画ごみ質に記載の低質ごみから高質ごみを指すという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書は最低限の基準であり、貴社ご提案によります。	
26	入札説明書 (添付資料)	添付-6	添付資料5	47			リスク分担	技術革新に係るリスク負担が事業者になっておりますが、運営業務委託契約書第50条(3)より、かかる変更により追加費用が生じた場合には発注者(貴連合)が負担するとの記載がございます。事業者はかかる変更に伴い費用減少した場合、協議結果に従い委託費を減額との記載です。委託契約書に基づきリスク分担を見直し願います。	新技術導入の提案が事業者からある場合を想定しています。連合から導入を指示した場合は、別途協議になります。	
27	入札説明書 (添付資料)	添付-6	添付資料5				リスク分担	施設許容量を大幅に超過するごみ処理を長期的に継続する場合、その処理に係る費用は固定費も含め精算協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
28	入札説明書 (添付資料)	添付-6	添付資料5				リスク分担 No.38,39供給リスク	「施設許容量以内」とは計画年間ごみ処理量33,175t/年でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)のとおりです(第25条)。	
29	入札説明書 (添付資料)	添付-8	添付資料6	(2)	ウ	(イ)	物価変動	「土木・建築工事費の物価変動等による改定は、「次に示す指数を基本とし」と記載され、見積品・見積品以外でそれぞれ例示いただいておりますが、その中で各どの指標を採用していくかは、事業者からの提案をもとに貴連合と協議の上決定と考えてよろしいでしょうか。また、カバー範囲の広さ等からすると、国内企業物価指数及び建設物価 建築費指数が最も合理的な指標と考えますので、当該指標でカバーしきれないものについて建築施工単価や建築コスト情報等を用いる、という考え方でよろしいでしょうか。	指標の採用については、貴社ご理解のとおりです。採用指標の詳細については、公的なものを基本としたうえで協議して決定します。	
30	入札説明書 (添付資料)	添付-8	添付資料6	(2)	ウ	(イ)	2)	改定方法	本記載は、第1回目の改定における改定率の基準(分母)となる指数に関するものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
31	入札説明書 (添付資料)	添付-8	添付資料6	(2)	ウ	(イ)	2)	改定方法	入札書の提出期限を含む当該月の1日(令和8年11月1日)時点で公表されている1年間の指数(確定値)の平均値とありますが、当該月を含む当該月より前の1年間という理解でよろしいでしょうか。	公表されている最新の確定値から1年間の平均値です。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
32	入札説明書 (添付資料)	添付- 8	添付資料6	ウ	(イ)	2)	改定方法	物価改定の基準については、入札公告日としていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。	
33	入札説明書 (添付資料)	添付- 8	添付資料6	(2)	(ウ)	(イ)	設計・建設業務における対価 (イ)改定方法	「入札書の提出期限を含む当該月の1日(令和8年11月1日)時点で公表されている1年間の指数(確定値)の平均値とする。」とありますが、昨今の中東情勢等を踏まえ物価上昇の起点となる起算日は入札公告時点としていただけますでしょうか。	No31の回答をご参照ください。	
34	入札説明書 (添付資料)	添付- 11	添付資料6	(3)	(ウ)	(イ)	運転・維持管理業務における対価 (イ)改定方法	運營業務委託料の物価変動による改定条件として「±1.5%を超過する増減があった場合」とありますが、世界的な情勢不安等による急激な物価高騰やサプライチェーン分断時など、通常の指標改定スケジュール(年1回)では対応困難な異常事態においては、別途特別協議による改定を求めることは可能でしょうか。	原則入札説明書のとおりとします。	
35	入札説明書 (添付資料)	添付- 9	添付資料6	(3)	ア		運営・維持管理業務における対価	修繕工事費等の維持管理費等は、年度間においてなるべく平準化した金額とするよう配慮することと記載ありますが、年度毎の費用を明確化したうえで、20.5年の総額を平準化した金額を年度毎に織り込むことは可能でしょうか。	貴社ご提案を認めます。	
36	入札説明書 (添付資料)	添付- 9	添付資料6	(3)	ア		対価の構成及び支払方法	固定費A④その他経費/維持管理費の保守管理費を、③修繕更新費を含めて記載してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。	
37	入札説明書 (添付資料)	添付- 10	(3)	イ	(イ)		業務報告書等の提出	本項目の2文目、4文目に「承諾について文書等により運営事業者へ通知する。」との記載がございますが、当該通知の期限について記載いただけないでしょうか。例えば、「提出を受けた日から10日以内に通知する」といった形で明確化いただけないでしょうか。現状の記載では、承諾の通知を受領しない限り、運営事業者として請求書を貴連合へ提出することができず、その結果、当該請求書に基づく貴連合からのお支払い時期が不確定となります。かかる点から、運営事業者にとって収入を得られる時期の予見可能性に影響が生じるものと思料いたします。	入札説明書のとおりとします。	
38	入札説明書 (添付資料)	添付- 11	(3)	ウ	(イ)	4)	改定方法	「改定に用いる指数は原則として変更しない」とありますが、添付資料6(2)ウ(イ)3)に記載されている設計・建設工事費の改定における指標の取扱いと同様に、本入札説明書に記載の指数よりも実態を反映した適切な指数が存在する場合は、事業提案書で事業者側より提案のうえ、運営開始前に協議させていただけますでしょうか。	入札説明書のとおりとします。	
39	入札説明書 (添付資料)	添付- 11	添付資料6	(3)	ウ	(イ)	4)	対価の構成及び支払方法	改定に用いる指標の変動費Bの電気と上水/下水の同上是、 ・電気：中部電力における基本料金の改定に併せて改定 ・上水/下水：上田市上水料金改定に併せて改定と読み取れますが、変動費のため、 ・電気：中部電力における 従量料金の改定に併せて改定 ・上水/下水： 上田市上水/下水従量料金改定に併せて改定 として頂けますでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
40	入札説明書 (添付資料)	添付- 11	添付資料6	(3)	ウ	(イ)	4)	対価の構成及び支払方法	改定に用いる指標の一部について、落札者決定後に協議をさせて頂きたいのですが、お認め頂けますでしょうか。また、提示された指標と異なる指標を提案する場合は、入札様式8-17号の後に添付してご提出させて頂きたいと考えていますでしょうか。	No38の回答をご参照ください。
41	入札説明書 (添付資料)	添付- 12	添付資料6	(3)	ウ	(ウ)	1)	対価の構成及び支払方法 (3)運営・維持管理業務における対価	(ウ)改定の算定式の1)の初回改定時における前回改定時の指数は令和8年11月1日時点で公表されている1年間の指数(確定値)の平均値とするとの記載がございますが、各指数の期間を明確化することとしたいため、例えば令和7年11月～令和8年の10月の1年間の平均値として頂けないでしょうか。	No31の回答をご参照ください。
42	入札説明書 (添付資料)	添付- 13		(1)	ア	(イ)	地元企業への発注金額の達成状況確認	地元企業の経営状況の悪化、提案後に地元企業の経営方針の変更があり建設事業者との契約を拒否される、地元企業が指名停止措置を受けている、発注を検討していた地元企業との契約条件交渉が折り合わず契約締結ができない等の地元企業側の事情により達成できなかった場合については、本項ただし書きに記載の、建設事業者の責めに帰すことのできない事由に該当すると理解してよろしいでしょうか。このような地元企業の事情により達成が困難となる不確実なリスクまで建設事業者が負うこととなると、入札価格の不必要な高止まりを招く懸念があると思料いたします。	ご質問の状況が発生した場合、構成員又は協力企業の場合においては、代替企業は契約締結予定であった企業と同様の資格要件を満たす企業のみ認めます。また、下請企業の場合においては、建設事業者で代替企業を確保してください。なお、合理的に建設事業者の責務ではない場合は協議とします。	
43	入札説明書 (添付資料)	添付- 14		(2)	ア	(イ)	1)	減額措置に関する基本的な考え方	「事業契約の未達又は不履行があった場合に減額する。」とありますが、当該未達又は不履行の原因が運営事業者の責めに帰すべき事由でない場合は、減額の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	運營業務委託契約書(案)のとおりとします。
44	入札説明書 (添付資料)	添付- 14		(2)	ア	(イ)	3)	減額措置に関する基本的な考え方	「減額金額は、……違約金、損害賠償に充当されない。」との記載がございますが、違約金又は損害賠償金を支払う場合は、当該違約金又は損害賠償金から、減額金額は差し引いていただけないでしょうか。現状の規定のように、減額に加え、違約金、損害賠償金を支払うこととなりますと、運営事業者は貴連合に実際に発生した損害以上の額を負担することとなり、過大であると思料いたします。	入札説明書のとおりとします。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容	
45	入札説明書 (添付資料)	添付-14	(2)	イ	(ア)	減額等の措置を講じる状態	「減額等の措置は……債務の不履行等により、ごみの受入を停止した場合に実施する。」とありますが、当該不履行の原因が運営事業者の責めに帰すべき事由でない場合は、減額の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	運営事業者の責務ではないことが明らかな場合は貴社ご理解のとおりです。	
46	入札説明書 (添付資料)	添付-17	(2)	ウ	(ウ)	1) 減額等の措置を講じる状態	「減額等の措置は……事業契約を満たさないと本連合が判断した場合に実施する。」とありますが、当該未達の原因が運営事業者の責めに帰すべき事由でない場合は、減額の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	運営事業者の責務ではないことが明らかな場合は貴社ご理解のとおりです。	
47	入札説明書 (添付資料)	添付-19	添付資料7	(3)	ア	(イ)	地元企業への発注金額の達成状況確認	運営・維持管理費は施設の状態により、発生時期に変動が生じる可能性があります。そのため、5年毎ではなく、事業期間20年間の地元企業への発注金額合計をもって、提案金額の達成可否をご判断いただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
48	入札説明書 (添付資料)	添付-19	添付資料7	(3)	ア	(イ)	地元企業への発注金額の達成状況確認	地元企業の経営状況の悪化、提案後に地元企業の経営方針の変更があり運営事業者との契約を拒否される、地元企業が指名停止措置を受けている、発注を検討していた地元企業との契約条件交渉が折り合わず契約締結ができない等の地元企業側の事情により達成できなかった場合については、本項ただし書きに記載の、運営事業者の責めに帰すことのできない事由に該当すると理解してよろしいでしょうか。このような地元企業の事情により達成が困難となる不確実なリスクまで運営事業者が負うこととなると、入札価格の不必要な高止まりを招く懸念があると思料いたします。	ご質問の状況が発生した場合、下請企業の場合においては、運営事業者で代替企業を確保してください。なお、合理的に運営事業者の責務ではない場合は協議とします。
49	入札説明書 (添付資料)	添付-19	添付資料7	(3)	ア	(イ)	対価の減額等に係る措置 (3)事業提案未達に係る措置	運営・維持管理業務に係る地元発注金額について、運営開始年度から5年ごとの発注実績額が提案発注金額を下回った場合は減額されるものとなっておりますが、発注タイミングの変更等により実態と乖離する可能性があり、事業者の裁量を超える要因により減額が発生するリスクがあります。つきましては、以下のいずれかの取扱いに変更をお願い致します。 ・20.5年間の類型により評価 ・発注実績額が上回った場合は、上回った額を次年度以降に持ち越し	No47の回答をご参照ください。
50	入札説明書 (添付資料)	添付-19	添付資料7	(3)	ア	(イ)	対価の減額等に係る措置 (3)事業提案未達に係る措置	(イ)で地元企業への発注金額の達成状況確認の減額について入札説明書(添付-18)及び運営業務委託契約書(案)第44条から判断すると5年毎の地元企業への発注実績額が提案発注金額を下回った場合、その未達成分をそのまま運営業務委託契約の契約金額から減額するという理解でよろしいでしょうか。算定式についてご教示お願い致します。	精算年度の3月度の費用から減額することを想定しています。
51	入札説明書 (添付資料)	添付-20	添付資料7	(3)	イ	(イ)	対価の減額等に係る措置 (3)事業提案未達に係る措置	減額金額の算出式において、単価は、当該年度の売電単価(円/kWh)とありますが、この売電単価は貴連合が電気事業者に売電する際に取り決めた単価との理解で宜しいでしょうか。また、単価が年度内で変動するような契約の場合は、その平均した値を採用するとの理解で宜しいでしょうか。	前後段とも貴社ご理解のとおりで、連合が売電したときの単価を想定しています。
52	入札説明書 (添付資料)	添付-23	添付資料9	(1)			(1) 各書類の提出要領	図1 袋綴じの方法に「背表紙(白紙)を糊付け」とありますが、一般的に用いられる製本テープ(白、押印可)を使用してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
53	入札説明書 (添付資料)	添付-23	添付資料9	(1)	ア		基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類	正本は袋綴じでの作成との記載がございますが、提出前の確認にて何らかの理由で貴市より修正指示や差し替え指示が入った場合(記載事項の削除や誤植等)、対応が難しくなってしまうことから、副本と同様にファイル綴じとしていただくことは可能でしょうか。	入札説明書のとおりとします。
54	入札説明書 (添付資料)	添付-23	添付資料9	(1)	ア		(1) 各書類の提出要領	副本については「図2に示すように簡易ファイルに綴じて提出すること。」とありますが、ウエルダーポケット型ファイルに、指定の文言を印刷した紙を入れることはよろしいでしょうか。また、表紙、裏表紙のデザインに関して、パースや鳥観図などを用いることは可能でしょうか。	前段については表紙であれば認められますが、他の紙である場合は認めません。また後段については、添付資料9に示す書類のみを提出してください。裏表紙はありません。
55	入札説明書 (添付資料)	添付-28	添付資料9	(2)	カ	(イ)	非価格要素審査に関する提出書類	様式7-2号 添付資料3 各階平面図については、工場棟の他に付属棟(管理棟、計量棟)などの図面についても必要に応じて提出するという理解でよろしいでしょうか。	工場棟及び管理棟をご提出ください。なお、計量棟が工場棟等に合棟の場合はその限りではありません。
56	入札説明書 (添付資料)	添付-28	添付資料9	(2)	カ	(イ)	非価格要素審査に関する提出書類	様式7-2号 添付資料3 各階平面図については、必要に応じて断面図も提出することよろしいでしょうか。	不要です。
57	入札説明書 (添付資料)	添付-30	添付資料9	(3)	(ア)		(3) 記載要領	「応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。」とありますが、正本については企業名を特定又は類推できる記載が必要な場合は、代表企業、構成員、協力企業の名称対応表を1枚追加することよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
58	入札説明書 (添付資料)	添付-30	添付資料9	(3)	(カ)		記載要領	図中又は表中の文字に関しては、可能な限り10.5ポイント以上と記載がございますが、図表の構成や情報量の関係上、可読性を確保するためにやむを得ず文字サイズを小さくせざるを得ない場合も想定されます。このような場合、十分に判読可能であることを前提に、例えば6ポイント以上での記載についても許容されるとの理解でよろしいでしょうか。又、A4・A3の規定を遵守したうえで内容の視認性や可読性を高める目的から、レイアウト上の枠線(囲み)を省略して記載スペースを調整することは可能でしょうか。	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
59	入札説明書 (添付資料)	添付- 30	添付資 料9	(3)	(ク)	記載要領	「副本における～本連合が交付する応募者名を記入する」との記載がありますが、正本において、提案書内に記載する会社名については、正式名称で本文内に記載すると長くなってしまふことも考慮し、ヘッダー等で例のような就替表等を付記する形式で対応させていただいてもよろしいでしょうか。(例: 代表企業 XXXX株式会社、協力企業A XX建設株式会社)	貴社ご提案を認めます。
60	入札説明書 (添付資料)	添付- 30	添付資 料9	(3)	(ケ)	(3) 記載要領	電子媒体はEXCEL以外の様式については、PDFで提出して差し支えないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
61	入札説明書 (添付資料)	添付- 30	添付資 料9	(3)	(キ)	(3) 記載要領	「次に示す提出書類では、それぞれの書類単位で通し番号を付すこと。」とありますが、正本と副本とでページのずれが生じないよう、正本と副本に共通する項目のみ番号を付すことでよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
62	基本協定書 (案)	3	第4条	第4項		賠償額の予定	「第1項及び第2項までの規定は、本連合に生じた実際の損害額が第1項及び第2項までの規定による違約金の額を超える場合において、当該超過分につき本連合が賠償を請求することを妨げるものではない。」とありますが、構成員及び協力企業が発注者に対して負う責任・義務は、第1項及び第2項の違約金の支払いに限定して頂きたいお願い致します。原案では違約金が設定されているにもかかわらず、当該違約金を超えた分の発注者が被った損害も賠償する条件となっており、構成員及び協力企業にとって予見不可能な過大なリスク負担であると思料致します。	原案どおりとします。
63	基本協定書 (案)	5	第8条			事業契約の不成立	「その他の事由」とは具体的にどのような事由であるかご教示いただけますでしょうか。当該文言の範囲が不明確な場合、第1項により「支出した費用は各自の負担」とされる場合と、第2項に基づき「責めに帰すべきものが、他方当事者の損害を賠償する」場合との切り分けが不明確となると思料いたします。	「その他「の」事由」とは、その直前の「本連合の議会において建設工事請負契約の締結に係る議案の議決が得られなかったこと」を含む概念であり、当該事象と同程度の事象を想定しています。
64	基本協定書 (案)	6	第10条	第2項	(4)	秘密保持義務	「正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報」「本協定と関係なく独自に開発されたもの。」についても、第1項に定める秘密情報に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
65	基本協定書 (案)	6	第10条	第3項	(5)	秘密保持義務	企業グループの秘密情報には、第三者に開示されると企業グループの競争上の地位が害されるおそれがある技術・ノウハウ等も含まれておりますので、発注者が当該秘密情報を第三者に開示するときは、事前に企業グループに通知していただく際に、開示の可否及び範囲について協議させていただくものとさせていただけないでしょうか。	協議を行うこと自体は妨げません。ただし、本施設の運営につき公正な手続きにより第三者を選定することにご協力いただくことが前提になります。
66	基本契約書 (案)	2	第6条	2		当事者が締結すべき契約	貴連合と運営事業者が締結すべき契約として基本協定が挙げられていますが、入札説明書 添付資料3 契約スキーム図においては、運営事業者が基本協定の契約主体となっております。貴連合と運営事業者が締結すべき契約は、基本契約と運営業務委託契約の2つという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
67	基本契約書 (案)	3	第10条	第1項		異常事態に関する責任	本項で引用されている各条文番号には[]という括弧の記載がありますが、これら各条文番号については、今後の契約締結の際等に調整されるものと理解してよろしいでしょうか。一部の条文番号について、引用する条文番号が適切ではないと考えられるものがございますので、質問させていただきます。	貴社ご理解のとおりです。
68	基本契約書 (案)	3	第10条	第1項		異常事態に関する責任	本項では「～同契約[第32条]の規定による本施設の引渡しの日から～」となっておりますが、ここでの引用条文は、第32条(提案地元発注金額未達減額措置)ではなく、第56条(本施設の引渡し)になると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
69	基本契約書 (案)	5	第14条	第2項	(4)	秘密保持義務	「正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報」「本協定と関係なく独自に開発されたもの。」についても、第1項に定める秘密情報に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	No64の回答をご参照ください。
70	基本契約書 (案)	5	第14条	第3項	(5)	秘密保持義務	企業グループの秘密情報には、第三者に開示されると企業グループの競争上の地位が害されるおそれがある技術・ノウハウ等も含まれておりますので、発注者が当該秘密情報を第三者に開示するときは、事前に企業グループに通知していただく際に、開示の可否及び範囲について協議させていただくものとさせていただけないでしょうか。	No65の回答をご参照ください。
71	基本契約書 (案)	7				特約条項条文	基本契約について議決が得られなかった場合に、「企業グループに損害を生じた場合においても、本連合は一切その賠償の責に任じない」とあります。しかしながら、入札説明書の添付資料5 リスク分担 No.1,2 においては、契約締結リスクのうち「議会を含む本連合の事由により契約が結ばない等」では貴連合側がそのリスクを負うものとなっております。入札説明書の添付資料の内容を踏まえて、議決が得られず企業グループに損害を生じた場合においては、協議の上貴連合が賠償を支払うものと修正いただけないでしょうか。	ご提案を認めます。ただし、当該リスク分担表の※1にあるとおり、既に支出済みの費用は各自負担となります。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
72	基本契約書(案)	1, 9, 10				契約者	冒頭の文章では、企業グループ並びに運営事業者となっており、代表企業グループに運営事業者は含まれないと読み取れますが、契約書の記名押印欄では、企業グループに運営事業者が含まれるようにも受け取れる書き方となっておりますので、記名押印欄の運営事業者の()は削除いただき、企業グループと運営事業者を並列表記にさせていただきよう修正願います。	修正します。
73	基本契約書(案)	11	別紙1			運営保証対象額	運営変動費は、計画年間処理量に基づいて算出するとの記載がございますが、P12の計画年間処理量の定義に基づき、20.5年間の運営期間を通して、33,175t/年の固定値を採用するとの理解で宜しいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
74	基本契約書(案)	11	別紙1			「不可抗力」	「「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、感染症の拡大、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象(ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。)のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。」とありますが、国交省の公共工事標準請負契約約款では、不可抗力の定義として、通常の見込み可能な範囲外が否かは問われていません。事象自体が見込み可能であっても、その影響の程度や回避可能性について事業者のコントロールが及ばない事象による損害を全て事業者が負担することは過大なリスクとなります。したがって、下線部を削除いただけないでしょうか。	「下線部分」とあるのは「のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの」と理解しましたが、ご質問については原案のとおりとします。
75	基本契約書(案)	11	別紙1			「不可抗力」	海外情勢等による見込み可能な物品の供給途絶等のリスクまで事業者が負担させることは、過大なリスク見込みによる入札価格の高止まりに繋がるため、これらの事象は不可抗力に該当するものとして協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。	不可抗力の定義は原案のとおりです。「海外情勢等による見込み可能な物品の供給途絶等のリスク」といった漠然としたご質問には回答しかねます。
76	基本契約書(案)	12	別紙1			計画年間処理量	「計画年間処理量」は、要求水準書設計・建設業務編第1章第3節1記載の1会計年度当たりの処理対象物の処理量との記載がございますが、当該ページにある、「本施設の年間ごみ処理量は33,175t/年」を指すものとの理解で宜しいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
77	基本契約書(案)	14	別紙1			不可抗力	「不可抗力」に、紛争をはじめとした世界情勢の変化に伴う物品調達等の困難や物価高騰による影響なども含まれると理解してよろしいでしょうか。	不可抗力の定義は原案の通りです。「紛争をはじめとした世界情勢の変化に伴う物品調達等の困難」といった漠然としたご質問には回答しかねます。
78	基本契約書(案)	17	別紙3			保証書	「保証人が代表企業であるところの企業グループ及び●●が姫路市(以下「本連合」という。)との間で」となっておりますが、これは誤記であり上田地域広域連合(以下「本連合」という。)でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
79	基本契約書(案)	17	別紙3			保証書	冒頭分の3行目に「姫路市」とありますが誤記と思われま	訂正します。
80	建設工事請負契約書(案)	目次					第25条(保証契約の変更)について記載がございませんが、記載いただくのが正ではないでしょうか。	記載いたします。
81	建設工事請負契約書(案)	目次					第61条(契約不適合責任期間等)について記載がございませんが、記載いただくのが正ではないでしょうか。	記載いたします。
82	建設工事請負契約書(案)	2	第10条			契約の保証	保険証券の寄託を行う場合は、公共工事標準請負契約約款(令和7年12月2日改正)第4条第2項に規定されているとおり、電磁的方法による措置をお認めいただきたく、本条に以下文言を追記いただけないでしょうか。 「受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。」	貴社ご提案を認めます。
83	建設工事請負契約書(案)	3	第11条	第2項		解釈等	入札説明書等に含まれる質問回答は事業者の提案の前提となる重要な条件を示したものであり、また、契約解釈の齟齬を防ぐ観点からも、質問回答については、本請負契約、基本契約、入札説明書等のうち質問回答以外のもの、要求水準書、事業提案書よりも優先して解釈されるものと位置付けていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。この質問回答により明らかにされた事項は、契約等と齟齬はないものと扱います
84	建設工事請負契約書(案)	4	第12条	第2項		契約期間	「その性質上当然に契約期間以後も効力を有すべき規定」とは、具体的にどの規定を想定されていますでしょうか。	例えば第2条(準拠法及び解釈)、第3条(あつせん又は調停)、第4条(仲裁)、第66条乃至第69条(損害賠償請求等)、第90条(管轄裁判所)等が想定されます。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
85	建設工事請負契約書(案)	5	第18条	第4項		一括下請負の禁止	公共工事標準請負契約約款第7条の2(A)第2項では、以下の条件の通り、社会保険等未加入建設業者について下請負人となることができる余地がございます。本請負契約の条項は、公共工事標準請負契約約款と比較して、受注者が起用し得る下請負人の範囲が狭められており、そのような条件とすることについて合理的な理由はないものと思料いたします。また、このような条件を記載することによって、地元企業の起用促進にもつながるものと思料いたします。つきましては、公共工事標準請負契約約款第7条の2(A)第2項と同様の条件を追記いただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
86	建設工事請負契約書(案)	10	第30条	第2項		債務負担行為等に係る契約の部分払の特別	(a)の算定式において「(前会計年度までの支払金額)との記載がありますが、こちらの「(」は誤記でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
87	建設工事請負契約書(案)	13	第32条	第2項		提案地元発注金額未達減額措置	地元企業の経営状況の悪化、提案後に地元企業の経営方針の変更があり受注者との契約を拒否される、地元企業が指名停止措置を受けている、発注を検討していた地元企業との契約条件交渉が折り合わず契約締結ができない等の地元企業側の事情により達成できなかった場合については、本項ただし書きに記載の、受注者の責めに帰すことのできない事由に該当すると理解してよろしいでしょうか。このような地元企業の事情により達成が困難となる不確実なリスクまで受注者が負うこととなると、入札価格の不要な高止まりを招く懸念があると思料いたします。	貴社ご理解のとおりですが、「発注を検討していた地元企業との契約条件交渉が折り合わず契約締結ができない」場合は、受注者による契約条件交渉の内容にもよりますので「受注者の責めに帰すことのできない事由」に直ちには該当しません。
88	建設工事請負契約書(案)	13~14	第32条	第4項		提案地元発注金額未達減額措置	「減額金額は、……違約金又は損害賠償のいずれにも充当されない。」との記載がございますが、違約金又は損害賠償金を支払う場合は、当該違約金又は損害賠償金から、減額金額は差し引いていただけないでしょうか。現状の規定のように、減額に加え、違約金、損害賠償金を支払うこととなりますと、受注者は発注者に実際に発生した損害以上の額を負担することとなり、過大であると思料いたします。	原案どおりとします。本条に基づく減額は地元企業へ発注する受注者に経済的動機付けを行うものであり、違約金・損害賠償金の支払い別途の事由に基づくものです。
89	建設工事請負契約書(案)	14	第34条	第1項		特許権等	運營業務委託契約第63条(特許権等)第1項では「ただし、発注者が当該技術等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用(損害賠償に要するものを含む。)を負担しなければならない。」との記載がございます。上記記載について、契約間で条件を整合させる観点から、本請負契約においても同様に記載させていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
90	建設工事請負契約書(案)	14~15	第35条			著作権の利用等	成果物には、受注者の今後の事業活動においても活用される独自の技術やノウハウが含まれています。受注者が発注者に成果物の著作権を譲渡すると、これらの技術やノウハウを受注者が自由に活用できないこととなりえ、今後の事業展開において重大な支障が生じる恐れがあります。一方、発注者としては、成果物を本事業に必要な範囲で自由に利用できればよく、必ずしも著作権を自ら有する必要はなく、著作権者からそのような利用の許諾を得れば足りるのではないかと考えます。したがって、著作権は受注者に留保(帰属)した上で、発注者には本事業に必要な範囲での利用を無償許諾する形について、ご協議させていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
91	建設工事請負契約書(案)	15~16	第37条			著作権の侵害防止	運營業務委託契約第63条(特許権等)第1項ただし書きと同様の趣旨として、発注者が利用を指定した著作物について、受注者がその著作物に係る第三者の有する著作権の存在を知らなかったときは、受注者はその使用によって第三者の有する著作権を侵害した場合の責任を負わないものとさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
92	建設工事請負契約書(案)	16	第38条	第2項		秘密保持義務及び個人情報の取扱い	「正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報」、「本協定と関係なく独自に開発されたもの。」についても、第1項に定める秘密情報に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
93	建設工事請負契約書(案)	16	第38条	第3項	(5)	秘密保持義務及び個人情報の取扱い	受注者の秘密情報には、第三者に開示されると受注者の競争上の地位が害されるおそれがある技術・ノウハウ等も含まれておりますので、発注者が当該秘密情報を第三者に開示するときは、事前に受注者に通知していただく際に、開示の可否及び範囲について協議させていただきたくものとさせていただけないでしょうか。	協議を行うこと自体は妨げません。ただし、本施設の運営につき公正な手続きにより第三者を選定することにご協力いただくことが前提になります。
94	建設工事請負契約書(案)	17	第40条	第7項	(4)	契約設計、基本設計及び実施設計の手順	変更後の内容が変更前の内容と同等以上で、発注者の承諾を得ている変更であれば、その費用負担についても発注者と受注者間で協議できるものとしていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
95	建設工事請負契約書(案)	17	第40条	第7項		契約設計、基本設計及び実施設計の手順	入札説明資料 添付資料5 リスク分担No.28設計リスクに基づき、提示条件の不備・変更による設計変更についても発注者の費用負担において契約設計図書及び基本設計図書の変更を認めていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
96	建設工事請負契約書(案)	18	第42条	第3項		事前調査	「障害物の存在が本請負契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるもの」との記載がございますが、「本請負契約締結時」とあるのは「事業提案書提出時点」としていただけないでしょうか。現行の記載ですと、事業提案書提出以降になってはじめて障害物の存在を受注者が予見できるようになったとしても、受注者はそれを事業提案書や入札価格に反映することはできず、そのリスクを全て負担することとなりますので、過大なリスク見込みによる入札価格の高止まりを招く懸念があります。	原案どおりとします。
97	建設工事請負契約書(案)	18	第42条	第1項		事前調査	土地の売買契約などにおいて事前調査として行う一般的なボーリング調査や地歴調査が、本項の「各種調査等」に該当すると理解してよろしいでしょうか。もし具体的なご指定があればご教示ください。	貴社における設計建設業務や運営維持管理業務を行うに当たり必要な調査であるため、貴社提案によります。
98	建設工事請負契約書(案)	18	第42条	第2項		事前調査	本項の障害物には、撤去や処分追加費用が必要となる汚染土なども含まれると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
99	建設工事請負契約書(案)	19	第42条	第5項		事前調査	建設業務の続行に伴い受注者に生じる追加費用のうち受注者が設計・建設工事費の範囲内において負担することが適当でない認められるものについては発注者に負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。また必要な契約期間の変更について協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、負担の範囲及び契約期間の変更については、客観的、合理的な根拠のある限度となります。
100	建設工事請負契約書(案)	19	第42条	第5項		事前調査	本項ただし書きによる本請負契約の解除は、受注者の責めに帰すべき事由による解除ではなく、発注者の自己判断による解除ですので、第84条(発注者の任意解除権)が適用されるケースと考えられますが、当該解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その負担について協議させていただけないでしょうか。	解除による損害の負担については協議を行います。
101	建設工事請負契約書(案)	24	第56条	第1項	(1)	本施設の引渡し	「第53条」と記載があるのは「第55条」の誤記でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
102	建設工事請負契約書(案)	26	第58条	第1項		履行遅滞の場合における損害金等	本規定に定める損害金は、公共工事標準請負契約約款第55条第2項に定める違約金と同様、履行遅滞に対する予定損害賠償を定めるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
103	建設工事請負契約書(案)	26	第58条	第2項		履行遅滞の場合における損害金等	損害金の額は、債権管理法施行令で定める率で計算した額と記載されておりますが、現時点において、当該率は年3パーセントとされていることから、「国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(以下「債権管理法施行令で定める率」という。)で計算した額を「年3パーセント」に変更していただけないでしょうか。債権管理法施行令で定める率が本工事完了予定日においても、現状と同じ「年3パーセント」であるとは限らず、増減する可能性があるため、現状の規定ですと、発注者受注者双方にとって、現時点では本条項から生じる影響について適切に想定することができないものと思料いたします。	原案どおりとします。
104	建設工事請負契約書(案)	29	第63条			保証期間中の受注者の性能保証責任	ここでいう保証期間とは契約不適合責任期間を指し、第56条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から3年間という理解でよろしいでしょうか。また、契約不適合責任期間については、本条第4項に規定されているような期間の延長については定められていないため、本条第4項についても保証期間は延長しないものとさせていただきますでしょうか。	「第59条及び第60条の規定にかかわらず」とあり本条は契約不適合責任の特則ですので、保証期間は契約不適合責任期間とは異なるものです。そのため第4項についても原案どおりとします。
105	建設工事請負契約書(案)	29	第63条	第4項		保証期間中の受注者の性能保証責任	本項の性能保証の保証期間は、本施設が要求性能を備えなくなった箇所が改善され、発注者の承諾が得られた時から改めて3年間起算されると規定されていますが、例えば最初の引渡し後3年が経過する直前で当該箇所を改善し、その後も同様の時期に改善をした場合、保証期間は最初の引渡しから無制限に延長され続けることとなります。このように保証が上限なしに延長し繰り返されることは、本契約第61条(契約不適合責任期間等)第6項で定める「契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるとき」の責任期間と同等の期間の責任を受注者が負うことになってしまうことにもなります。これを考慮すると本項の保証期間の更新(延長)は1回までになるとの理解でよろしいでしょうか。	原案の通りとします。要求性能未達と補修が繰り返されるといった極めて例外的なケースを前提に適用範囲を限定することはありません。
106	建設工事請負契約書(案)	29	第65条			受注者の責任	「受注者は、……保存及び保管について責任を負い、その作業の結果について責任を負う。」と記載がございますが、受注者の責任範囲は、善良なる管理者の注意義務をもって保存及び保管し、その作業について行うことであり、善良なる管理者の注意義務を果たしても避けられないものについては、受注者は免責されると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
107	建設工事請負契約書(案)	31	第71条	第1項		法令変更	「本請負契約締結日」とあるのは「事業提案書提出」としていただけないでしょうか。現行の記載ですと、事業提案書提出以降本請負契約締結日までに生じる法令変更リスクは受注者が負担することとなり、過大なリスク見込みによる入札価格の高止まりを招く懸念があります。	原案どおりとします。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
108	建設工事請負契約書(案)	31	第71条	第2項		法令変更	「本請負契約締結日」とあるのは「事業提案書提出」としていただけないでしょうか。現行の記載ですと、事業提案書提出以降本請負契約締結日までに生じる法令変更リスクは受注者が負担することとなり、過大なリスク見込みによる入札価格の高止まりを招く懸念があります。	No107の回答をご参照ください。
109	建設工事請負契約書(案)	31	第71条	第4項		法令変更	本項による本請負契約の解除は、受注者の責めに帰すべき事由による解除ではなく、発注者の自己判断による解除ですので、第84条(発注者の任意解除権)が適用されるケースと考えられますが、当該解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その負担について協議させていただけないでしょうか。	解除による損害の負担については協議を行います。
110	建設工事請負契約書(案)	32	第72条			不可抗力	昨今の中東情勢のような、国内外の紛争に関する費用増については、不可抗力に該当することから、仮に建設費用の増加があった場合には、貴連合にてご負担いただけるということよろしいでしょうか。	不可抗力の定義及び該当した場合の適用条項は原案のとおりです。「昨今の中東情勢のような、国内外の紛争に関する費用増」といった漠然としたご質問には回答しかねます。
111	建設工事請負契約書(案)	32	第72条			不可抗力	昨今の中東情勢といった紛争による建設資機材納期未定等により工期延長が必要となった場合には、工程・費用共に協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の定義及び該当した場合の適用条項は原案のとおりです。「昨今の中東情勢といった紛争による建設資機材納期未定等」といった漠然としたご質問には回答しかねます。
112	建設工事請負契約書(案)	33	第72条	第7項		不可抗力	本項による本請負契約の解除は、受注者の責めに帰すべき事由による解除ではなく、発注者の自己判断による解除ですので、第84条(発注者の任意解除権)が適用されるケースと考えられますが、当該解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その負担について協議させていただけないでしょうか。	解除による損害の負担については協議を行います。
113	建設工事請負契約書(案)	33	第73条	第5項		地域住民対応	第73条第2項において「受注者は、……合理的な範囲内で近隣対策を実施する」とあり、そのような合理的な範囲内で近隣対策を実施してもなお避けることができない結果により生じた増加費用及び損害については、受注者は負担せず、発注者の負担となるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の義務内容は規定にあるとおり、「合理的な範囲内での近隣対策の実施」です。その範囲を超える対策が必要となるような事象が生じた場合には、当該事象の具体的な内容に応じて関係する規定を適用します。
114	建設工事請負契約書(案)	34	第75条	第1項		発注者に起因する条件変更	本請負契約第75条第1項の各号の内容として、公共工事標準請負契約約款第18条第1項の各号と同様に、「図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答が一致しないこと」を追記いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
115	建設工事請負契約書(案)	34	第75条	第1項	第3号	発注者に起因する条件変更	一般的な調査を実施しても発見できなかった地中障害物や汚染土などについては、発注者に起因する条件変更(第3号)に該当すると理解してよろしいでしょうか。	具体的な事実関係に基づき、第75条第1項各号については、発注者に起因するかどうかを判断します。「一般的な調査」という漠然とした前提に基づくご質問には回答しかねます。
116	建設工事請負契約書(案)	38	第80条	第5項		違約金	「発注者に発生した損害が第1項又は第2項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、受注者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる」とありますが、受注者が発注者に対して負う責任・義務は、違約金の支払いに限定して頂きたくお願い致します。原案では違約金が設定されているにもかかわらず、当該違約金を超えた分の発注者が被った損害も賠償する条件となっており、受注者にとって予見可能な過大なリスク負担であると思料致します。	原案どおりとします。
117	建設工事請負契約書(案)	38	第81条			受注者の催告による解除権	第82条第2項と同様の趣旨として、第81条第2項として「受注者は、前項の規定により本請負契約の解除をした場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。」との規定を記載いただけないでしょうか。	第81条に基づく解除が行われた場合の受注者による損害賠償請求は第67条第1号で定められております。
118	建設工事請負契約書(案)	39	第85条			解除に伴う措置	「発注者が出来形の引渡しを受けないときは、受注者は、本施設を撤去した上で、第7項に定めるところに従い事業実施区域を発注者に返還しなければならない。」とは、検査に合格しなかった部分を対象とした規定という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
119	建設工事請負契約書(案)					受注者の請求による工期の延長	公共工事標準請負契約約款第22条に規定されているとおり、受注者の請求による工期の延長についてお認めいただきたく、本請負契約に以下の文言を追記いただけないでしょうか。 「第〇条(受注者の請求による工期の延長) 受注者は、天候の不良、第17条第5項の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により契約期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に契約期間の延長変更を請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。発注者は、その契約期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、設計・建設工事費について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目		タイトル	質問内容	回答内容
120	建設工事請負契約書(案)				前払金等の不払に対する工事中止	公共工事標準請負契約約款第44条に規定されているとおり、前払金等の不払に対する工事中止についてお認めいただきたく、本請負契約に以下の文言を追記いただけませんか。 「第〇条(前払金等の不払に対する工事中止) 受注者は、発注者が第24条又は第27条において準用される第22条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは設計・建設工事費を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」	貴社ご提案を認めます。
121	運営業務委託契約書(案)	1~2	第7条		契約保証金	保険証券の寄託を行う場合は、公共工事標準請負契約約款(令和7年12月2日改正)第4条第2項に規定されているものと同様、電磁的方法による措置をお認めいただきたく、本条に以下文言を追記いただけませんか。 「受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。」	貴社ご提案を認めます。
122	運営業務委託契約書(案)	2	第8条	第2項	解釈等	入札説明書等に含まれる質問回答は事業者の提案の前提となる重要な条件を示したものであり、また、契約解釈の齟齬を防ぐ観点からも、質問回答については、本請負契約、基本契約、入札説明書等のうち質問回答以外のもの、要求水準書、事業提案書よりも優先して解釈されるものと位置付けていただけませんか。	原案のとおりとします。この質問回答により明らかにされた事項は、契約等と齟齬はないものと扱います
123	運営業務委託契約書(案)	2	第8条	第2項	解釈等	本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先するとの記載がございますが、本質問回答の優先順位についてご教示お願い致します。	No.122の回答をご参照ください。
124	運営業務委託契約書(案)	4	第14条	第2項	関連法令等の遵守	「環境に影響がみられた場合は、発注者と協議の上、対策を講じなければならない。」との記載がありますが、協議の際には、対策に要する費用の負担についても協議させていただけますでしょうか。また、この際、受注者が負担することが適当でないと認められる費用については発注者にてご負担いただきたく協議させていただけますでしょうか。	環境影響評価の内容を遵守することは受注者の義務です。
125	運営業務委託契約書(案)	4	第15条	(5)	発注者の責任	受注者の責任は、焼却残さを運搬車に積込完了時点までという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
126	運営業務委託契約書(案)	4	第17条		災害発生時の協力	災害廃棄物については、搬入されるごみ量・質を考慮し、別途受注者・発注者協議の上で、委託料に反映させるという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
127	運営業務委託契約書(案)	4	第17条		災害発生時の協力	災害廃棄物については、搬入されるごみ量・ごみ質を考慮し、別途受注者・発注者協議を行い委託料に反映させるという認識でよろしいでしょうか。	No126の回答をご参照ください。
128	運営業務委託契約書(案)	4	第17条		災害発生時の協力	「受注者は、……その処理に協力する。」との記載がありますが、協力を要する費用の負担について協議させていただけますでしょうか。また、この際、受注者が負担することが適当でないと認められる費用については発注者にてご負担いただきたく協議させていただけますでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
129	運営業務委託契約書(案)	5	第18条	第1項	保険	受注者は、運営・維持管理業務の実施にあたり、別紙1記載の条件との記載がございますが、別紙1の詳細がありません。別紙1には入札説明書の添付-22が添付されるとの理解で良いでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
130	運営業務委託契約書(案)	5	第19条	第2項	運営・維持管理業務の開始の遅延	計算式において「法定利率」と記載されておりますが、現時点において、当該率は年3パーセントとされていることから、「運営開始日において適用される法定利率」を「年3パーセント」に変更していただけないでしょうか。法定利率が運営開始日においても、現状と同じ「年3パーセント」であるとは限らず、増減する可能性があるため、現状の規定ですと、発注者受注者双方にとって、現時点では本条項から生じる影響について適切に想定することができないものと思料いたします。	建設工事請負契約に合わせて「法定利率」を「国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率」と修正いたします。
131	運営業務委託契約書(案)	5	第19条	第2項	運営・維持管理業務の開始の遅延	本項、第75条(遅延利息)第2項の「法定利率」は民法第404条の法定利率のことであると理解でよろしいでしょうか。	No.130の回答をご参照ください。
132	運営業務委託契約書(案)	5	第19条	第2項	運営・維持管理業務の開始の遅延	「受注者の責めに帰すべき事由」は、本契約での受注者となる運営事業者固有の責めに帰すべき事由になると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
133	運営業務委託契約書(案)	5	第19条	第3項		運営・維持管理業務の開始の遅延	「発注者に生じた損害の額が前項の違約金を超過する場合には、発注者は、当該超過分につき、受注者に対し、その賠償を請求することができる」とありますが、受注者が発注者に対して負う責任・義務は、違約金の支払いに限定して頂きたくお願い致します。原案では違約金が設定されているにもかかわらず、当該違約金を超えた分の発注者が被った損害も賠償する条件となっており、受注者にとって予見不可能な過大なリスク負担であると思料いたします。	No116の回答をご参照ください。
134	運営業務委託契約書(案)	6	第19条	第7項		運営・維持管理業務の開始の遅延	変更後の運営開始日の前日までに、受注者が当該業務を実施しないにもかかわらず受注者に発生した合理的な費用については、不可抗力が原因であったとしても、発注者にて全額ご負担いただけないでしょうか。受注者が本施設の運営・維持管理業務を実施していない期間、すなわち受注者が本施設を管理していない期間について、第55条の規定のような危険負担を受注者が負うことは、受注者によって過大なリスク負担であると思料いたします。	原案どおりとします。
135	運営業務委託契約書(案)	6	第21条	第2項		従業員の確保	「ボイラ・タービン主任技術者」の資格を有する者を配置についての記載がございますが、配置者は、特定目的会社もしくは、運営・維持管理業務を受託する構成員・協力企業から配置するという点でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
136	運営業務委託契約書(案)	6	第21条	第2項		従業員の確保	「ボイラ・タービン主任技術者」の資格を有する者を配置についての記載がございますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	別途配置してください。
137	運営業務委託契約書(案)	7	第21条	第6項		従業員の確保	ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者の配置について記載がございますが、配置者の所属は受注者からの委託先企業でも問題ないでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
138	運営業務委託契約書(案)	8	第27条	第3項		処理不適合の取扱い	「受注者において当該故障等の原因となった処理不適合を発見することが不可能であったこと」とありますが、受注者の責任範囲は善良なる管理者の注意義務をもって処理不適合の確認を行うことと理解してよろしいでしょうか。また事業提案書に記載した内容を充足していることをもって、受注者は善良なる管理者の注意義務を果たしていると思なされると考えてよろしいでしょうか。特にリチウムイオン電池起因の火災等の処理不適合リスクに対して、のちに疑義が生じないよう質問させていただきます。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、善管注意義務違反の有無は、諸般の事情を考慮の上「善良な管理者としての注意義務」を尽くしたかによって判断されます。従って、事業提案書の記載に従ったことのみをもって、当然に善管注意義務を尽くしたとは言えません。
139	運営業務委託契約書(案)	8	第27条	第3項		処理不適合の取扱い	「受注者において当該故障等の原因となった処理不適合を発見することが不可能であったこと」は、本契約第11条、要求水準書(運営・維持管理編)第3章 運転管理業務第3節 搬入管理(4)(15頁)にある善良なる管理者の注意義務をもって処理不適合を発見することが不可能であったことと同義と理解してよろしいでしょうか。また、本契約第28条(運営マニュアル)の運営マニュアルに基づき、受注者が業務を遂行してもなおかつ、受注者にて発見または選別除去することが困難な処理不適合に起因する事故や火災が発生した場合は、受注者は本契約に基づく善管注意義務を果たしていると思なされると理解してよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、善管注意義務違反の有無は、諸般の事情を考慮の上「善良な管理者としての注意義務」を尽くしたかによって判断されます。従って、運営マニュアルの記載に従ったことのみをもって、当然に善管注意義務を尽くしたとは言えません。
140	運営業務委託契約書(案)	8	第27条	第3項		処理不適合の取扱い	受注者において当該故障等の原因となった処理不適合を発見することが不可能であったことを受注者が明らかにした場合には、特殊な事象が無い限り、発注者が合理的と判断していただけると理解してよろしいでしょうか。	「不可能であったこと」に関する受注者による説明の内容・程度により発注者の判断内容は変わります。
141	運営業務委託契約書(案)	9	第29条	第2項		年間運転調達計画書及び月間計画書並びに運転管理記録	「受注者に対し適宜指摘を行うことができる」とありますが、当該指摘は要求水準書に記載の範囲内のものに留まるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
142	運営業務委託契約書(案)	10	第30条	第4項		保守管理、補修、更新及び保全に係る計画書	施設の最新設備状態及び計画外突発事項等を踏まえた保守管理計画を策定し、より最適な保守管理を実行するため、保守計画書の提出期日を各会計年度の3月末としていただけますでしょうか。	9月末には計画の見込みを一度提出してください。なお、詳細については、協議によります。
143	運営業務委託契約書(案)	11	第36条	第1項		焼却灰及び飛灰の搬出	受注者が搬出車輛への積込み作業を実施するにあたり、焼却灰および飛灰処理物の積出作業を行う時間帯は、事業者が希望する時間帯に固定できますでしょうか。	委託運搬業者にもよりますが、協議は可能と想定しています。なお、現状、上田クリーンセンターにおいては、決まった曜日・時間で灰及び飛灰の搬出を行っております。
144	運営業務委託契約書(案)	12	第39条			停止期間中等の処理対象物の処理	運転停止の状態又は計画年間処理量の全量受入れができない状態との記載がございますが、第1条に基づき、用語は基本契約書別紙1より計画年間処理量は、33,171t/年と定められていますが、貴連合より当該年度開始前にご提示いただいた当該年度に計画される搬入量の全量受入れできない場合と読み替えて宜しいでしょうか。	原案どおりとします。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
145	運営業務委託契約書(案)	12	第40条	第5項		臨機の措置	本項に関する「受注者」は、建設工事請負契約に基づくことから、契約当事者ではない運営事業者ではなく、企業グループ(運営事業者を含まない)もしくは、入札説明書第1章用語の定義にある建設事業者(運営事業者は含まない)と読み替えるとの認識で宜しいでしょうか。	本項の「受注者」はあくまで運営事業者を意味します。建設工事請負契約第56条は、本項に定める3年の期間の起算日を特定するために引用しております。
146	運営業務委託契約書(案)	12	第40条	第4項		臨機の措置	建設工事請負契約書第52条(臨機の措置)第4項では、臨機の措置が「不可抗力又は発注者の責に帰すべき事由に基づくことを受注者が明らかにした場合は、受注者が加入する保険により補填されるものを除き、当該措置に要した費用で受注者が設計・建設工事費の範囲内において負担することが適当でないと認められるものは発注者が負担し」との記載がございます。契約間で条件を整合させる観点から、本委託契約においても、上記の建設工事請負契約書の趣旨と同様に、臨機の措置が不可抗力によることを受注者が明らかにした場合は、「第54条の規定により発注者及び受注者」が負担するのではなく、当該措置に要した費用のうち、受注者が運営・維持管理業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分についてはその全額を発注者が負担することとさせていただきますだけではないでしょうか。	原案どおりとします。
147	運営業務委託契約書(案)	12~13	第40条	第5項		臨機の措置	臨機の措置をとった原因が契約不適合による場合は、当該措置は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担することが規定されておりますが、建設工事請負契約と運営業務委託契約では受注者が異なります。建設工事請負契約における受注者に起因する契約不適合は運営業務委託契約の受注者の責めに帰す事由ではなく、運営業務委託契約の受注者がそうした契約不適合に起因する措置に責任を負うことは、運営業務委託契約の受注者にとって過大なリスク負担であると思料いたします。つきましては、臨機の措置をとった原因が建設工事請負契約における契約不適合による場合についても、受注者が運営・維持管理業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分については発注者が負担することとさせていただきますだけではないでしょうか。	原案どおりとします。
148	運営業務委託契約書(案)	13	第41条			費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	計画外の運転停止について、実際の運転の中では、安全上の理由やトラブルが起きた際の損害の最小化のため、予防的な短時間の計画外停止を余儀なくされる場合も想定されます。その場合、短時間の停止に対しても不可抗力又は受注者の責めに帰すことができない事由であることを明らかにし、支出が不要となった費用を算出することは、現実的に難しい場合も考えられます。また、運転員にとってはペナルティを回避する心理が働くため、緊急時のとっさの判断が遅れ、損害が拡大する懸念もございます。つきましては、万一の際の損害を最小限にすることを目的とし、運営固定費の減額については、今後の協議の上、売電金額等において貴連合に損害が発生しないような条件として「●時間以内の軽微な停止は除外する」といった免責基準を設ける等の実務的な見直しをご検討いただけますでしょうか。	原案どおりとします。
149	運営業務委託契約書(案)	13	第41条	第1項		費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	異常事態の発生等に対する措置に係る発注者と受注者のリスク分担は、第40条で規定する臨機の措置に係るリスク分担と同等とするのが合理的と考えますので、No79の質問と同様に、異常事態の発生等の原因について、不可抗力によることを受注者が明らかにした場合は、「第55条の規定により発注者及び受注者」が負担するのではなく、当該措置に要した費用のうち、受注者が運営・維持管理業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分についてはその全額を発注者が負担することとさせていただきますだけではないでしょうか。	原案どおりとします。
150	運営業務委託契約書(案)	13	第41条	第2項		費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	異常事態の発生又は計画外の運転停止の原因が契約不適合による場合は、かかる事態の発生は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担することが規定されておりますが、建設工事請負契約と運営業務委託契約では受注者が異なります。建設工事請負契約における受注者に起因する契約不適合は運営業務委託契約の受注者の責めに帰す事由ではなく、運営業務委託契約の受注者がそうした契約不適合に起因する事態の発生に対して責任を負うことは、運営業務委託契約の受注者にとって過大なリスク負担であると思料いたします。つきましては、異常事態の発生又は計画外の運転停止の原因が建設工事請負契約における契約不適合による場合についても、受注者が運営・維持管理業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分については発注者が負担することとさせていただきますだけではないでしょうか。	No147の回答をご参照ください。
151	運営業務委託契約書(案)	13	第41条	第2項		費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	本項に関する「受注者」は、建設工事請負契約に基づくことから、契約当事者ではない運営事業者ではなく、企業グループ(運営事業者を含まない)もしくは、入札説明書第1章用語の定義にある建設事業者(運営事業者は含まない)と読み替えるとの認識で宜しいでしょうか。建設工事請負契約第63条には、建設事業者が発注者に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならないとの記載があります。	本項の「受注者」はあくまで運営事業者を意味します。建設工事請負契約第56条は、本項に定める3年の期間の起算日を特定するために引用しております。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
152	運営業務委託契約書(案)	13～14	第41条	第5項		費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	異常事態の発生又は計画外の運転停止の原因が契約不適合による場合は、かかる事態の発生は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、運営固定費の減額を行うことが規定されておりますが、建設工事請負契約と運営業務委託契約では受注者が異なります。建設工事請負契約における受注者に起因する契約不適合は運営業務委託契約の受注者の責めに帰す事由ではなく、運営業務委託契約の受注者がそうした契約不適合に起因する事態の発生に対して責任を負うことは、運営業務委託契約の受注者にとって過大なリスク負担であると思料いたします。つきましては、異常事態の発生又は計画外の運転停止の原因が建設工事請負契約における契約不適合による場合についても、支出が不要となった費用についてのみ運営固定費の減額を行い、それ以外の運営固定費の減額は行わないこととさせていただきますでしょうか。	No147の回答をご参照ください。
153	運営業務委託契約書(案)	13	第41条	第5項		費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	本項に関する「受注者」は、建設工事請負契約に基づくことから、契約当事者ではない運営事業者ではなく、企業グループ(運営事業者を含まない)もしくは、入札説明書第1章用語の定義にある建設事業者(運営事業者は含まない)と読み替え、運営事業者は貴連合に代わり、企業グループもしくは建設事業者に運営固定費減額分を請求するとの認識で宜しいでしょうか。建設工事請負契約書第63条には、建設事業者が発注者に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならないとの記載があります。	本項の「受注者」はあくまで運営事業者を意味します。建設工事請負契約第56条は、本項に定める3年の期間の起算日を特定するために引用しております。
154	運営業務委託契約書(案)	14	第41条	第6項		費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「(前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む。)」との記載がありますが、建設工事請負契約における受注者に起因する契約不適合は運営業務委託契約の受注者の責めに帰す事由ではなく、運営業務委託契約の受注者がそうした契約不適合に起因する事態の発生に対して責任を負うことは、運営業務委託契約の受注者にとって過大なリスク負担であると思料いたします。つきましては、異常事態の発生又は計画外の運転停止の原因が建設工事請負契約における契約不適合による場合について、受注者は、発注者に生じた損害は賠償しないこととさせていただきますでしょうか。	No147の回答をご参照ください。
155	運営業務委託契約書(案)	14	第41条	第6項		費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「運営固定費の減額のほか、……相当因果関係を有する発注者に生じた損害を、発注者に賠償しなければならない」との記載がございますが、相当因果関係を有する発注者に生じた損害を賠償する際は、当該賠償額から、減額された運営固定費の分は差し引いていただけないでしょうか。現状の規定のように、固定費の減額に加え、相当因果関係を有する発注者に生じた損害を発注者に賠償することとなりますと、受注者は発注者に実際に発生した損害以上の額を負担することとなり、過大であると思料いたします。	原案どおりとします。
156	運営業務委託契約書(案)	14	第42条	第2項		運転停止を伴わない異常事態の発生に対する固定費の減額	契約不適合を原因として発生する異常事態と相当因果関係を有する損害を受注者は発注者に賠償する旨の記載がありますが、建設工事請負契約における受注者に起因する契約不適合は運営業務委託契約の受注者の責めに帰す事由ではなく、運営業務委託契約の受注者が、そうした契約不適合に起因する事態の発生に対して責任を負うことは、運営業務委託契約の受注者にとって過大なリスク負担であると思料いたします。つきましては、異常事態の発生又は計画外の運転停止の原因が建設工事請負契約における契約不適合による場合について、受注者は、発注者に生じた損害は賠償しないこととさせていただきますでしょうか。	No147の回答をご参照ください。
157	運営業務委託契約書(案)	14	第42条	第2項		運転停止を伴わない異常事態の発生に対する固定費の減額	「運営固定費の減額のほか、……相当因果関係を有する発注者に生じた損害を、発注者に賠償しなければならない」との記載がございますが、相当因果関係を有する発注者に生じた損害を賠償する際は、当該賠償額から、減額された運営固定費の分は差し引いていただけないでしょうか。現状の規定のように、固定費の減額に加え、相当因果関係を有する発注者に生じた損害を発注者に賠償することとなりますと、受注者は発注者に実際に発生した損害以上の額を負担することとなり、過大であると思料いたします。	No155の回答をご参照ください。
158	運営業務委託契約書(案)	14	第42条	第2項		運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	本項に関する「受注者」は、建設工事請負契約に基づくことから、契約当事者ではない運営事業者ではなく、企業グループ(運営事業者を含まない)もしくは、入札説明書第1章用語の定義にある建設事業者(運営事業者は含まない)と読み替え、運営事業者は企業グループもしくは建設事業者に貴連合に代わった損害を貴連合に代わり請求するとの認識で宜しいでしょうか。建設工事請負契約書第63条には、建設事業者が発注者に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならないとの記載があります。	本項の「受注者」はあくまで運営事業者を意味します。建設工事請負契約第56条は、本項に定める3年の期間の起算日を特定するために引用しております。
159	運営業務委託契約書(案)	14	第43条	第1項		提案発電量未達に対する運営・維持管理業務委託費の減額	受注者は、別紙2に定めるところによりとありますが別紙2は白紙となっております。別紙2には入札説明書の添付-20が添付されるとの理解で良いでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
160	運営業務委託契約書(案)	14	第43条	第2項		出力制御等による売電量減少の扱い	「提案売電量未達に対する運営・維持管理業務委託費の減額」について、送配電事業者からの出力制御命令や系統側のトラブル等、事業者の責に帰さない事由による売電量減少は、本条第2項の「免責事由」として全量控除されるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目		タイトル	質問内容	回答内容	
161	運営業務委託契約書(案)	14	第44条	第2項	地元発注未達時の免責事項	「提案地元発注金額未達減額措置」に関して、地元企業の倒産・事業撤退、あるいは適切な公募を行っても応募条件を満たす地元企業がなかった場合など、事業者のコントロールが及ばない事態は、第3項の免責事由として認められるという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
162	運営業務委託契約書(案)	15	第44条	第2項	提案地元発注金額未達減額措置	発注者は、別紙2に定める～と記載がございますが別紙2は白紙となっております。別紙2には入札説明書の添付-19が添付されるとの理解で良いでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
163	運営業務委託契約書(案)	15	第44条	第3項	提案地元発注金額未達減額措置	地元企業の経営状況の悪化、提案後に地元企業の経営方針の変更があり受注者との契約を拒否される、地元企業が指名停止措置を受けている、発注を検討していた地元企業との契約条件交渉が折り合わず契約締結ができない等の地元企業側の事情により達成できなかった場合については、本項に記載の、受注者の責めに帰すことのできない事由に該当すると理解してよろしいでしょうか。このような地元企業の事情により達成が困難となる不確実なリスクまで受注者が負うこととなると、入札価格の不要な高止まりを招く懸念があると思料いたします。	貴社ご理解のとおりですが、「発注を検討していた地元企業との契約条件交渉が折り合わず契約締結ができない」場合は、受注者による契約条件交渉の内容にもよりますので「受注者の責めに帰すことのできない事由」に直ちには該当しません。	
164	運営業務委託契約書(案)	15	第44条	第4項	提案地元発注金額未達減額措置	「減額金額は、……違約金又は損害賠償のいずれにも充当されない。」との記載がございますが、違約金又は損害賠償金を支払う場合は、当該違約金又は損害賠償金から、減額金額は差し引いていただけないでしょうか。現状の規定のように、減額に加え、違約金、損害賠償金を支払うこととなりますと、受注者は発注者に実際に発生した損害以上の額を負担することとなり、過大であると思料いたします。	No88の回答をご参照ください。	
165	運営業務委託契約書(案)	15	第45条	第1項	発電設備の運転	「本施設を運転することにより得られる発電量では本施設の稼働に必要な電力を賄うことができない場合」について、そうした発電量の不足が受注者の責めに帰すことのできない事由による場合は、不足分の電力の調達については、発注者の費用負担において実施するものとさせていただけないでしょうか。	原案どおりとします。	
166	運営業務委託契約書(案)	15	第46条	第1項	ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	入札説明書添付資料5のリスク分担表では、No.38、39において、ごみ質だけで無くごみ量についても触れられております。実際のごみ量が計画ごみ量を逸脱する場合、ごみ質の変動と同様に基準値を遵守できない場合等が想定されますので、ごみ質の変動だけでなく、ごみ量の変動により基準値を遵守できない場合についても記載させていただけないでしょうか。	原案どおりとします。	
167	運営業務委託契約書(案)	15	第46条	第1項	ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	「大幅に逸脱し」とありますが、どの程度の逸脱が「大幅に逸脱」に当たるのか曖昧であり、また「大幅」なものに限定する合理的な理由はないものと思料いたします。「大幅に逸脱し」は「逸脱し」に変更いただけないでしょうか。	原案どおりとします。	
168	運営業務委託契約書(案)	15	第46条	第1項	ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	「ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合」の規定について、長期的な平均値の大幅な逸脱だけでなく、短期的(数日間)の異常ごみ(例:災害ごみ受け入れによるごみ質変動)により突発的に発生した機器損傷や薬剤費の増加についても、都度協議の上で発注者へ費用請求できるという理解でよろしいでしょうか。	本項に定める要件を満たすかどうかによって判断されます。なお、災害等が不可抗力に該当する場合には、不可抗力に関する規定が適用されます。	
169	運営業務委託契約書(案)	17	第50条	第1項	(1)	要求水準書及び事業提案書の変更	「(ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。)」との記載がございますが、法令等の変更及び不可抗力が除かれる理由についてご教示いただけますでしょうか。法令等の変更及び不可抗力の場合であっても、要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、変更を請求できると思料しております。	法令等の変更及び不可抗力による場合は、運営業務委託契約第53条及び第54条の定めによります。
170	運営業務委託契約書(案)	17	第50条	第2項	要求水準書及び事業提案書の変更	「(ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。)」との記載がございますが、法令等の変更及び不可抗力が除かれる理由についてご教示いただけますでしょうか。法令等の変更及び不可抗力の場合であっても、要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、変更を請求できると思料しております。	No169の回答をご参照ください。	
171	運営業務委託契約書(案)	17	第50条	第2項	要求水準書及び事業提案書の変更	「運営・維持管理業務委託費の支払額の変更については、発注者及び受注者の合意したところによる。」との記載がございますが、一方、本条第1項第3号では「かかる変更により追加費用が生じた場合には、発注者が負担する。」との記載がございます。本項においては、「支払額の変更については、発注者及び受注者の合意したところによる」ものの、基本的には追加費用が生じた場合は発注者にご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
172	運営業務委託契約書(案)	17	第50条	第4項	要求水準書及び事業提案書の変更	本項による本委託契約の解除は、受注者の責めに帰すべき事由による解除ではなく、協議が整わなかった際の発注者の自己判断による解除です。第59条(発注者の解除権)第1項に類似したケースと考えられます。第59条第1項同様に、当該解除により受注者に損害が生じる場合は、基本的には発注者に賠償いただけると理解してよろしいでしょうか。	発注者の都合による解除ではありませんので、原案どおり「発注者がやむを得ないと認めるものみ」賠償します。	

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
173	運営業務委託契約書(案)	17	第50条	第6項		要求水準書及び事業提案書の変更	「運営・維持管理業務委託費の支払額の変更については、発注者及び受注者の合意したところによる。」との記載がございますが、一方、本条第1項第3号では「かかる変更により追加費用が生じた場合には、発注者が負担する。」との記載がございます。本項においては、「支払額の変更については、発注者及び受注者の合意したところによる」ものの、基本的には追加費用が生じた場合は発注者にご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No171の回答をご参照ください。
174	運営業務委託契約書(案)	18	第52条	第1項 第2項		第三者の損害	建設工事請負契約第69条(第三者に及ぼした損害)第1項及び第2項では、発注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた際は通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害が生じた際は、発注者がその損害を負担するとの記載がございます。契約間で条件を整合させる観点から、本委託契約においても同様に上記の事由の場合は発注者が第三者の損害を負担する規定とさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。発注者及び受注者の協議において、個別の事象に応じて検討します。
175	運営業務委託契約書(案)	18	第52条	第2項		第三者の損害	発注者及び受注者は協議を行い、当該損害額に係る両者間の負担割合を決定すると記載がありますが、負担割合の協議とは、受注者の帰責する部分の有無等を確認を行う趣旨であり、発注者側の負担するリスクについて受注者にその一部を求めるものではないと理解してよろしいでしょうか。	第2項は受注者に帰責性がない場合の規定ですので、そのような場合の受注者・発注者間での負担割合を協議することになります。
176	運営業務委託契約書(案)	18	第53条	第1項		法令変更	「本委託契約の締結日」とあるのは「事業提案書提出」としていただけないでしょうか。現行の記載ですと、事業提案書提出以降本委託契約締結日までに生じる法令変更リスクは受注者が負担することとなり、過大なリスク見込みによる入札価格の高止まりを招く懸念があります。	原案どおりとします。
177	運営業務委託契約書(案)	18	第53条	第4項		法令変更	「本委託契約の締結日」とあるのは「事業提案書提出」としていただけないでしょうか。現行の記載ですと、事業提案書提出以降本委託契約締結日までに生じる法令変更リスクは受注者が負担することとなり、過大なリスク見込みによる入札価格の高止まりを招く懸念があります。	原案どおりとします。
178	運営業務委託契約書(案)	19	第53条	第9項		法令変更	本項による本委託契約の解除は、受注者の責めに帰すべき事由による解除ではなく、協議が整わなかった際の発注者の自己判断による解除ですので、第59条(発注者の解除権)第1項に類似したケースと考えられます。第59条第1項同様に、当該解除により受注者に損害が生じる場合は、基本的には発注者に賠償いただけると理解してよろしいでしょうか。	発注者の都合による解除ではありませんので、原案どおり「やむを得ないと発注者が認めるもののみ」賠償します。
179	運営業務委託契約書(案)	20	第54条	第5項		不可抗力	本項による本委託契約の解除は、受注者の責めに帰すべき事由による解除ではなく、協議が整わなかった際の発注者の自己判断による解除ですので、第59条(発注者の解除権)第1項に類似したケースと考えられます。第59条第1項同様に、当該解除により受注者に損害が生じる場合は、基本的には発注者に賠償いただけると理解してよろしいでしょうか。	発注者の都合による解除ではありませんので、原案どおり「やむを得ないものに限り」賠償します。
180	運営業務委託契約書(案)	20	第55条			不可抗力による負担	公共工事請負契約約款第30条(不可抗力による損害)は、不可抗力によって生じた損害すべてについて規定したのではなく、第1項に「天災等…不可抗力…により、工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事的物等」という。)に損害が生じたとき」とあるように、工事的物等に生じた損害に限定した規定となっております。その上で、そうした工事的物等に生じた損害の費用について、第4項において、その一部を受注者が負担するものと定められております。一方、工事的物等に発生する損害以外の損害や追加費用については、例えば、公共工事標準請負契約約款第22条で、天候の不良等受注者の責めに帰すことのできない事由(不可抗力もこのような事由に含まれるものと理解しています。)によって工期の延長が認められる場合には、受注者に発生する損害や追加費用は発注者が負担するものと定められている等、発注者がその全額を負担するものとして定められております。すなわち、不可抗力によって生じた損害は、原則として発注者が負担するものとしつつ、引渡し前の工事的物等に生じた損害については例外的に受注者も一部負担するというのが公共工事請負契約約款の採用するリスク分担の考え方と理解しています。このような考え方は、運営業務委託契約書においても採用するのが合理的と考えますので、本条においても、「不可抗力による損害が生じた場合」全てを発注者受注者間の費用負担規定の対象とするのではなく、本施設に損害が生じたときに限定していただけないでしょうか。そのうえで、本施設の損害以外に不可抗力により損害や追加費用が発生した場合については、発注者が当該損害額及び増加費用の全額を負担いただけないでしょうか。	受注者の負担については「1会計年度につき、年間の運営・維持管理業務委託費(運営変動費については、計画年間処理量により算出する。)の100分の1」との上限が設定されておりますので、原案どおりとします。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
181	運営業務委託契約書(案)	20	第55条			不可抗力による負担	「運営変動費については、計画年間処理量により算出する」とありますが、実際に生じた運営変動費は、年間計画処理量よりも増減する可能性があります。実際に生じた運営変動費が年間計画処理量よりも増減した場合、発注者、受注者双方にとって、実際に生じた運営変動費と年間計画処理量の差額の100分の1について、算出する運営変動費が実際の運営変動費に基づいていれば負担する必要の無かった範囲まで負担を求められることとなり、合理的ではないものと考えます。つきましては、運営変動費については、実際に生じた運営変動費により算出するものとさせていただきますでしょうか。	原案どおりとします。
182	運営業務委託契約書(案)	20	第55条			不可抗力による負担	不可抗力による損害が生じた場合の負担において、運営変動費については計画年間処理量により算出するものですが、計画年間処理量は、定義により33,175t/年に固定されていますが、実際には搬入量の変化が予想されるため、貴連合より当該年度開始前にご提示いただいた当該年度に計画される搬入量に見直し願います。	No181の回答をご参照ください。
183	運営業務委託契約書(案)	20	第57条	第2項		運営期間終了時の取扱い	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」p13,図I-4に記載の通り、施設を日常的・定期的に適切に維持管理したとしても、一般的に施設の性能水準は徐々に低下します。従いまして、要求水準書運営・維持管理業務編 第1章 総則 第4節 運営・維持管理業務条件 5 本業務期間終了時の引渡し条件(10)(11頁)の状態は、前述のような経年を考慮した内容と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、詳細については協議によります。
184	運営業務委託契約書(案)	23～24	第60条	第4項		違約金	「発注者に発生した損害が第1項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、受注者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる」とありますが、受注者が発注者に対して負う責任・義務は、違約金の支払いに限定して頂きたく願います。原案では違約金が設定されているにもかかわらず、当該違約金を超えた分の発注者が被った損害も賠償する条件となっており、受注者にとって予見不可能な過大なリスク負担であると思料いたします。	No116の回答をご参照ください。
185	運営業務委託契約書(案)	24	第61条	第3項		委託業務の一部解除権	本条の解除により受注者に生じた損害の内容、金額について、受注者が負担することが合理的でない受注者が明らかにした場合、その損害については発注者に賠償していただくことと理解してよろしいでしょうか。	「やむを得ない」と言えるかについて発注者は合理的に判断します。
186	運営業務委託契約書(案)	24～25	第62条			受注者の解除権	建設工事請負契約第81条(受注者の催告による解除権)では、受注者の催告による解除権について記載されており、契約間で条件を整合させる観点から、本委託契約においても同様に記載させていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
187	運営業務委託契約書(案)	25～26	第64条			著作権の利用等	成果物には、受注者の今後の事業活動においても活用される独自の技術やノウハウが含まれています。受注者が発注者に成果物の著作権を譲渡すると、これらの技術やノウハウを受注者が自由に活用できないこととなり、今後の事業展開において重大な支障が生じる恐れがあります。一方、発注者としては、成果物を本事業に必要な範囲で自由に利用できればよく、必ずしも著作権を自ら有する必要はなく、著作権者からそのような利用の許諾を得れば足りるのではないかと考えます。したが、著作権は受注者に留保(帰属)した上で、発注者には本事業に必要な範囲での利用を無償許諾する形について、ご協議させていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
188	運営業務委託契約書(案)	26	第64条	第2項		著作権の利用等	当該引渡し時に、発注者に無償で譲渡するとの記載がございますが、成果物には運営事業者の秘密情報も含まれていると考えられます。その内容が第三者への開示等も含め制限なく取り扱えることとなり、運営事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、成果物を開示等される場合は事前に協議の上決定することとして頂きますようお願い致します。	秘密情報が含まれる成果物を開示する場合は、運営業務委託契約第67条が適用されます。
189	運営業務委託契約書(案)	26	第64条	第5項		著作権の利用等	発注者は、成果物について利用の権利及び権限は、本契約終了後も存続するとの記載がございますが、成果物には運営事業者の秘密情報も含まれていると考えられます。その内容が第三者への開示等も含め制限なく取り扱えることとなり、運営事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、成果物を開示等される場合は事前に協議の上決定することとして頂きますようお願い致します。	No188の回答をご参照ください。
190	運営業務委託契約書(案)	26～27	第66条			著作権の侵害防止	運営業務委託契約第63条(特許権等)第1項ただし書きと同様の趣旨として、発注者が利用を指定した著作物について、受注者がその著作物に係る第三者の有する著作権の存在を知らなかったときは、受注者はその使用によって第三者の有する著作権を侵害した場合の責任を負わないものとさせていただけないでしょうか。	No91の回答をご参照ください。
191	運営業務委託契約書(案)	27	第67条	第2項		秘密保持契約	「正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報」、「本協定と関係なく独自に開発されたもの。」についても、第1項に定める秘密情報に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容	
192	運営業務委託契約書(案)	27	第67条	第3項	(5)	秘密保持契約	受注者の秘密情報には、第三者に開示されると受注者の競争上の地位が害されるおそれがある技術・ノウハウ等も含まれておりますので、発注者が当該秘密情報を第三者に開示するときは、事前に受注者に通知していただく際に、開示の可否及び範囲について協議させていただくものとさせていただけないでしょうか。	No93の回答をご参照ください。	
193	運営業務委託契約書(案)	29	第74条	第2項		経営状況の報告	「人件費の支払状況の開示」の対象者は受注者であるSPCに所属する者であり、SPCから運転業務等を受託する企業に所属し本施設の運転業務に従事する者は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、どのような内容が必要でしょうか。個人が特定されないものと理解しておりますが、開示する内容については協議の上決定することとして頂くようお願い申し上げます。	前者は、「SPCから運転業務等を受託する企業に所属し本施設の運転業務に従事する者」も含まれます。後者については、具体的な開示範囲は協議します。	
194	運営業務委託契約書(案)	29	第74条	第2項		経営状況の報告	発注者は、受注者に対し、人件費の支払い状況の開示を求めることが出来るかと記載がございますが、開示の対象は受注者であるSPCに所属する者であり、SPCから運転業務等を受託する企業に所属し本施設の運転業務に従事する者は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、開示内容については発注者と協議の上決定するものと考えてよろしいでしょうか。	No193の回答をご参照ください。	
195	運営業務委託契約書(案)	別紙2					別紙2として、入札説明書の「添付資料7 対価の減額等に係る措置」の記載がそのままではまるとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
196	運営業務委託契約書(案)	別紙3					別紙3として、入札説明書の「添付資料6 対価の構成及び支払方法」の記載がそのままではまるとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
197	運営業務委託契約書(案)					地域住民対応	建設工事請負契約第73条(地域住民対応)と同様の趣旨の条文が、本委託契約には記載されておられません。運営・維持管理業務期間中においても、建設工事期間同様に、地域住民対応が必要となる場合が考えられますので、同様の趣旨の条文を記載させていただけないでしょうか。また、記載いただける場合、合理的な範囲内で近隣対策を実施してもなお避けることができない結果により生じた増加費用及び損害については、受注者は負担せず、発注者の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。受注者が善管注意義務の範囲内で必要な対応を行っていただくこととなります。	
198	要求水準書(設計建設業務編)	2	第1章	第2節	5	敷地	「事業用地は、要求水準書添付資料1事業実施区域で示した範囲とする。」とありますが、敷地境界線の正確な位置および敷地面積が不明です。添付資料5 地形測量図上に明示いただけないでしょうか。	入札参加資格審査通過者にデータを配付します。	
199	要求水準書(設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	② 全体計画	「工場棟、管理棟、計量棟」以外の、ランプウェイや別棟とする建物(車庫棟や洗車棟等)は、公共施設等適正管理推進事業として実施するために算定する延床面積から除外するものと考えてよろしいでしょうか。また、延床面積の算定方法は建築基準法による算定方法と理解してよろしいでしょうか。建築基準法による算定方法である場合、延床面積算入対象範囲の考え方に関して、事業者にて建築指導課へ見解を確認してもよろしいでしょうか。	前段については、基本的には構造物は延床面積に計上されるものと御理解ください。また、延べ床面積の算定方法については、貴社ご理解のとおりです。建築指導課へは、事前確認して頂いて構いませんが、事前確認した時点と申請の時点で、同課の指示が異なったとしても貴社責務となります。
200	要求水準書(設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	② 延べ床面積	(工場棟、管理棟、計量棟)の延床面積9,200m ² 未滿を満たすよう要求がありますが、延床面積とは建築基準法における算出方法で問題ないでしょうか。また、延床面積算入可否について建築指導課へ確認してもよろしいでしょうか。	No199の回答をご参照ください。
201	要求水準書(設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	③ 受付時間	本施設の受付時間について「原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までとし、休業日は、土曜日、日曜日、祝日及び1月1日から1月3日まで」と記載がありますが、これはごみ搬入車の受付時間という認識でよろしいでしょうか。見学者の受付時間、曜日のご計画をご教示ください。また、イベントの開催は土日祝日でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。見学者の曜日は同じですが、見学時間は午前9時半から12時、13時から16時とします。イベントの開催は貴社提案によります。
202	要求水準書(設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	④ 全体計画	「堤防道路は本連合において別途工事」とございますが、堤防道路と敷地出入口通路との接続位置や形状については事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。また、提案可能である場合、堤防道路工事の工期をご教示いただけますでしょうか。	前段については、貴社ご提案を認めます。後段については、今後の協議となります。
203	要求水準書(設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	④ 全体計画	ごみ搬入車両の出入りは敷地南側の堤防道路からと記載されておりますが、他方、添付資料6に灰出し車両としてコンテナフルトレーラーとキャブオーバーの記載がございます。これらの車両は回転半径が大きく、敷地内道路の必要幅員への影響が大きいため、右折進入・右折退出に限定することをお認めいただけないでしょうか。右折進入・右折退出に限定することが難しい場合、これらの車両が進入・退出する場合に、堤防道路上の中央分離線を一時的に対向車線側にはみ出す旋回軌跡で敷地内に進入・退出することをお認めいただけないでしょうか。	安全に配慮して設計してください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
204	要求水準書 (設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	⑥ 基本方針	⑥に記載の耐震基準において、各棟の建築設備が甲類となっておりますが、これは強度検討のみの基準としての規定で、ライフラインの二重化等の規制はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
205	要求水準書 (設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	⑥ 耐震安全性の分類	ランプウェイも工場棟と同様に、構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類の理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
206	要求水準書 (設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	⑥ 耐震安全性の分類	計量棟は1階建とし、通常は保有水平耐力の検討を行わない規模なので、構造体Ⅱ類は非経済的と考えます。過去実績から鑑みて構造体Ⅲ類で設計し、期間運用している実績もあるため、構造体Ⅲ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類にすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
207	要求水準書 (設計建設業務編)	2	第1章	第2節	6	ア	⑥ 耐震安全性の分類	車庫棟、洗車場の耐震基準は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
208	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑧ 全体計画	「工場棟部分は1m以上の盛土による嵩上げ」と記載がございしますが、1m以上であれば盛土高さ並びに盛土量については事業者提案できる理解でよろしいでしょうか。また、工場棟部分以外の盛土高さ並びに盛土量については事業者提案できる理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、浸水対策の基本方針を踏まえた設計としてください。
209	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑧ 全体計画	「工場棟部分は1m以上の盛土による嵩上げ」と記載がございしますが、1mの場合の嵩上げ後の地盤レベルをEL表記でご教示願います。	EL433.5mです。
210	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑧ 全体計画	「浸水対策として、工場棟部分は1m以上の盛土による嵩上げ」とありますが、1m盛土後の計画地盤高さ(EL)をご教示願います。	No209の回答をご参照ください。
211	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑧ 全体計画	浸水対策についての記載はありますが、RC壁の性能として、漂着物や浸水による水圧に対して壁厚や配筋の設定は必要でしょうか。	浸水対策として必要なRC壁の性能は必要です。
212	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑧ 全体計画	浸水対策については、工場棟に適用されるもので、付属棟には適用しないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編のp3に示す安全性の目標が達成されるよう、複合的に対策をお願いします。
213	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑧⑨ 全体計画	浸水対策の考え方として令和4年11月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」P35表2.8(重要と考える建築物・設備)と考え、浸水対策等の具体的な対策目標を多段階に設定(【段階的な考え方に基づく確保すべき安全性の目標設定】)とし、それぞれの対策目標浸水規模に対して、具体的な施設の被害対策を行う事でよろしいでしょうか。 多段階の目標設定は以下と考えます。同P20①浸水させない。②多少浸水はするが施設の機能は維持される。③浸水により一時的に機能停止するが早期に復旧する。④さらに浸水被害に遭ったときに修理費用が低減される。⑤ほかの施設で代替処理することにより廃棄物処理機能を維持する。	貴社ご理解のとおりです。
214	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑨ 全体計画	100年確率降雨の浸水対策として、工場棟部分の1m以上嵩上げとありますが、基準となるレベルを指定願います。どの場所(レベル)から1mの嵩上げとなりますでしょうか。	No209の回答をご参照ください。
215	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑨ 全体計画	「ウ 重要機器の浸水の恐れのない場所への設置」と記載がございしますが、重要機器の定義をご教示いただきたくお願いいたします。	重要機器の定義は、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き(令和4年11月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)」をご参照ください。
216	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑩ 全体計画	車両の通行する車路においても同様に凍結対策を講じる場合には、縦断勾配を10%以下と解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
217	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑩ 全体計画	「凍結対策を講じる場合には」と記載がございしますが、建設コストの低減の観点から、凍結防止剤散布も凍結対策としてお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
218	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑩ ランプウェイ	ランプウェイの勾配は7.5%以下を基本とすると記載がありますが、ロードヒーティングをつけることにより勾配10%以下まで緩和される理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
219	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑪ 全体計画	平時の計量対象車両は搬入委託収集車量(家庭系ごみ)、搬入許可車両(事業系ごみ)、自己搬入車両(家庭系・事業系ごみ)であり、搬出委託車両(処理残さ・処理後資源化物)、搬入メンテナンス車両(薬品・燃料等)は計量対象外(計量機に乗らない)という理解でよろしいでしょうか。もし上記の計量対象外車両の中で計量対象の車両がございましたら、1回計量か2回計量かについてもご教示いただきたくお願いいたします。	貴社ご理解のとおりです。 なお、灰の計量は、灰クレーン(参考値)での計測を想定しています。
220	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑪ 全体計画	災害時の災害廃棄物搬入車両は計量機に乗ることを想定されておりますでしょうか。また、敷地内に災害廃棄物仮置き場を設けて、ごみピット搬入前に一時的に同場に仮置きをすることとした場合、同場に仮置きする前に計量機に乗るか、同場からごみピットへ搬入する際に計量機に乗るか、ご想定がございましたらご教示願います。	事業実施区域内の仮置場からごみピットへ投入するまでの間、計量機で計量することを想定しています(1回計量)。なお、車両については連合から委託した車両を想定しています。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
221	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑪ 全体計画	「委託収集車両・許可車両は1回計量、自己搬入車両は2回計量」と記載ありますこと、並びに第3章第1節3(1)ア③計量棟(4)に「計量室周辺は、入口車線に、カード貸与者がセルフで受付できることもできるようにすること。」と記載がございますことから、以下の理解でよろしいでしょうか。 ・委託収集車量(カード)：搬入時は計量機に乗りカードタッチ、搬出時の対応は特になし ・許可車両(カード)：搬入時は計量機に乗りカードタッチ、搬出時の対応は特になし ・自己搬入車両：搬入時は計量機に乗り窓口受付、搬出時も計量機に乗り窓口にて利用料支払い	貴社ご理解のとおりです。
222	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑪ 全体計画	「計量管理は1か所に集約することを基本とする」と記載がございますが、安心・安全な動線を確保することを前提に、進入用と退出用の計量管理を2か所に分けることもお認めいただけますでしょうか。	安心・安全な動線の確保と容易な運営維持管理を考慮することを前提として、貴社ご提案を認めます。
223	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑫ 搬入車両	「建設地入口から計量棟までの待機長は、1時間当たり最大60台分の待機長を確保するものとする。」とありますが、1時間当たりの搬入車の平均台数と、許可業者と直接搬入(一般家庭の搬入車)の割合をご教示ください。	入札参加資格審査通過者にデータを配付します。
224	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑫ 全体計画	「建設地入口から計量棟までの待機長は、1時間当たり最大60台分の待機長を確保するもの」とありますが、60台の車種は全て普通自動車と考えてよろしいでしょうか。パッカー車が含まれる場合は、その内訳をご教示願います。	前段については、委託収集車両及び許可車両は4t収集車、家庭系自己搬入車両は普通自動車と計画してください。 後段については、No223の回答をご参照ください。
225	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑫ 全体計画	「建設地入口から計量棟までの待機長は、1時間当たり最大60台分の待機長を確保するものとする」とございますが、既存3施設の曜日別時間帯別の搬入車両実績または搬入量について、年末年始等繁忙期および平常月のそれぞれにおける1週間の実績データ等、御提示可能なデータがございましたらご提供いただけませんか。	No223の回答をご参照ください。
226	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑭ 見学ルート	見学通路を回せない部分は、モニターを使用して映像表示での見学をお認めいただけませんか。直接見学が必須な室・機能がありましたらご教示いただけませんか。	p149表3.4に示す見学対象設備とともに、モニターの使用範囲については貴社提案によります。
227	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑯ 全体計画	「熱量2.4GJ/hを今後整備予定の余熱利用施設に送る計画」とありますが、令和8年4月15日付けの回答書において2.4GJ/hはアクアプラザの営業時間中の平均熱量とのご回答を頂きました。 これを踏まえると、2.4GJ/hの熱量を送るのは以下の営業時間であり、営業時間外および休業日は熱供給無しと考えて良いでしょうか。 営業時間：10時～21時 休業日：第2・4木(その日が休日にあたる場合はその翌日)、年末年始(12/28-1/1) ※施設保守及び機器調整のため10月に2週間ほど臨時休館。 本条件は、様式第7-8号添付資料1および2の年間発電量の算出に影響します。各提案事業者の算出条件を一律にして頂くため、貴連合にて明確にご提示ください。	貴社ご理解のとおりです。
228	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑯ 全体計画	今後整備予定の余熱利用施設に送る2.4GJ/hの蒸気または高温水ですが、最低限必要な圧力や温度(例えば温水なら60℃以上等)をご提示いただけませんか。審査対象事項となる蒸気フロー・タービン計画および年間発電量等の計画に影響いたします。 また、2.4GJ/hは余熱利用施設(温水プール等)稼働時間帯の負荷と考えてよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書で規定している内容以上のことは決まっています。 後段については、貴社ご理解のとおりです。また、No227の質問回答もご確認ください。
229	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑯ 全体計画	「熱量2.4GJ/hを今後整備予定の余熱利用施設に送る計画」と記載されていますが、整備予定場所等の資料もしくは敷地内における配管取合点は提示していただけるものと考えてよろしいでしょうか。 また、配管取合い位置における必要蒸気圧力、ドレンが返送される場合は返送量および温度等をご提示ください。	No227の回答をご参照ください。
230	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	ア	⑯ 基本方針	「熱量2.4GJ/hを今後整備予定の余熱利用施設に送る計画」とすること。なお、熱量媒体(蒸気、高温水等)は提案とする。」とありますが、蒸気で供給する場合の蒸気の圧力温度または高温水で送る場合の高温水の温度などは事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
231	要求水準書 (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6	ア	㊸ 避難者受入	本施設は「一時避難所」としての利用をご計画されていますが、上田市のホームページ「避難所の開設」に記載されている「一次避難所」と同義であり、「一時的に集合・避難する場所」と理解すればよろしいでしょうか。上田市では、「一次避難所」は開設管理者を各自治会とするよう定めています。また、「一時避難所」として、収容する避難者に対して確保すべき離隔距離・面積は、貴社ご提案によります。	本施設の「一時避難所」は「一次避難所」とは異なります。「一時避難所」として、収容する避難者に対して確保すべき離隔距離・面積は、貴社ご提案によります。
232	要求水準書 (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6	ア	㊸ 全体計画	「本施設は、災害時等において、(中略)一時的な避難者の受け入れ」とありますが、避難者の人数及び避難期間(日数)の想定がございましたらご教示願います。	P128第3章第1節2特記事項(1)ウに示すとおり、一時的な避難者の受け入れの様・規模・量は貴社ご提案によるものとしています。どれだけの面積を確保してほしいという考えではなく、延べ床面積の制限もあることから、P141各施設計画(2)管理棟計画イ諸室計画の仕様を参考とし、貴社の設計において確保可能な面積(人数)を想定しています。
233	要求水準書 (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6	ア	㊸ 災害時の支援	「災害廃棄物を迅速に処理することによる災害復旧の後押し、ごみ焼却に伴う余熱、電力の外部供給や一時的な避難者の受け入れなど、災害復旧活動及び市民生活の支援に資する施設とすること」とありますが、「など」とはどのようなことを想定されていますか。「災害復旧活動」とは、災害廃棄物を迅速に処理することという認識でよろしいでしょうか。それ以外の災害復旧活動があればご教示ください。また、「市民生活の支援に資する」とは、一時避難された市民を対象に生活の支援を行うという理解でよろしいでしょうか。	「災害復旧活動」は貴社ご理解のとおりです。「市民生活の支援に資する」は、貴社ご理解の部分と、熱エネルギーの外部供給(ふろ、シャワー、充電)などを想定しており、貴社ご提案によります。
234	要求水準書 (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6	ア	㊹ 井戸	「運営中も既存井戸を活用したい場合は、適切な調査・検討を行い、運営期間中、問題なく使用できる対策を行うこと。」と記載がありますが、井戸の水量に余裕があればプラント用水以外にも使用しても良いという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
235	要求水準書 (設計建設業務編)	4	第1章	第2節	6	ア	㊹ 井戸	上記質疑が可である場合、準拠するのは「飲用井戸等衛生対策要綱(長野県)」「上田市飲用井戸等衛生対策要綱」とし、上田市の担当部署に協議してもよろしいでしょうか。	担当部署へは、事前確認して頂いて構いませんが、事前確認した時点と施工時点で、同部署の指示が異なっても貴社責務となります。
236	要求水準書 (設計建設業務編)	5	第1章	第2節	8	(1)	ア 用地条件	本事業の敷地境界線の正確な位置が不明です。添付資料5地形測量図に敷地境界線を追記いただけたいでしょうか。また本事業の敷地面積をご教示ください。	No198の回答をご参照ください。
237	要求水準書 (設計建設業務編)	5	第1章	第2節	8	(1)	イ 気象条件	気象条件においては、気温は「最高38.8℃最低-14.4℃」と記載されていますが、空調設計条件としては、準拠図書に記載の建築設備設計基準(国土交通省)の設計用屋外屋外条件で本施設最寄りの地点となる長野の設計条件を採用してよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
238	要求水準書 (設計建設業務編)	5	第1章	第2節	8	(1)	イ① 気温	建築機械設備の空調換気設備設計においては、外気条件は、建築設備設計基準(国土交通省)記載の設計用屋外条件「長野」を参照してよろしいでしょうか。	No237の回答をご参照ください。
239	要求水準書 (設計建設業務編)	5	第1章	第2節	8	(2)	都市計画事項	日影規制について記載がありませんが、工業専用地域であり法規上の規制は無いものの、環境影響評価書の記載内容を踏まえるべきとお考えでしょうか。	法令上の制限はありませんが、環境影響評価をふまえて日影規制には留意してください。
240	要求水準書 (設計建設業務編)	5	第1章	第2節	8	(2)	イ 都市施設	都市施設(ごみ焼却場)は都市計画法第29条の許可が必要な開発行為には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	適用除外と想定しています。
241	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(2)	上水	上水の水圧はどの程度で取り合いできるのかご教示いただけないでしょうか。もし水圧ご教示頂けない場合は水道局に確認してもよいでしょうか。	水圧は不明ですので、担当部局へは、事前確認して頂いて構いませんが、事前確認した時点と施工時点で、同部局の回答が異なっても貴社責務となります。
242	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(2)	用水	「プラント用水井水を基本」とありますが、要求水準書添付資料2の地下水水質調査結果を拝読すると、非常に硬い井水でありプラント水(特にボイラ水)として使用するためにはかなりの前処理が必要です。そこで、井戸破損時等の緊急時等には上水を使用可能とありますが、通常時も上水をプラント水に使用する提案を認めていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
243	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(4)	雨水	「雨水は、「上田市開発事業の規制に関する条例及び上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の取扱要領」に基づき、地下浸透を基本とする」と記載がありますが、全浸透を求められるものではないという理解でよろしいでしょうか。	側溝などへの排水が困難なことから、全浸透が基本となります。
244	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(4)	雨水	上記質疑が可である場合、添付資料10に記載がある清浄園放流管に一部雨水を排水という理解でよろしいでしょうか。	清浄園放流管は撤去するため使用することはできません。
245	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(4)	雨水	一部雨水を排水することを目的とした既設清浄園放流管の使用ができない場合は、別途放流管を新設できるという理解でよろしいでしょうか。その場合は新設放流管の接続先候補をご提示いただけないでしょうか。	No243、244の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
246	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(4)	貯留槽	実施方針回答No.338、342より、構内の浸透施設は、「上田市開発事業の規制に関する条例及び上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の取扱要領」備考欄の「防災調節池その他の流出抑制施設」に則り、雨水流出抑制策を計画することとなっていますが、貯留槽が必要です。しかし、既設図面上を確認したところ既設清浄園に貯留槽は設置されていないため、貯留槽が必要かどうか官庁及び自治体関係先に確認してもよろしいでしょうか。	関係機関へは、事前確認して頂いて構いませんが、事前確認した時点と施工時点で、同関係機関の回答が異なったとしても貴社責務となります。
247	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(4)	貯留槽	雨水は地下浸透を基本とする記載ありますが、「上田市開発事業の規制に関する条例及び上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の取扱要領」備考欄の「防災調節池その他の流出抑制施設」に則ると貯留槽が必要となるため、可能な限りは地下浸透とします。その貯留槽の必要容量を小さくするために、経済性を考慮し既設清浄園放流管を使用することをお認めいただけないでしょうか。	No244の回答をご参照ください。
248	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(5)	燃料	「都市ガス(中圧管)を基本とする」とありますが、P.57助燃装置では燃料貯留槽や助燃油移送ポンプなどの記載もあります。使用する燃料につきましては設備毎に燃料を変える等事業者提案としてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
249	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(6)	電話	「現在使用している光回線電話を本施設で活用」とありますが、これは現状の電話番号を費用を払いながら休止状態で維持し、竣工後に休止を解除して利用できるようにするという主旨でしょうか。それとも単に竣工後に現状と同様な光回線電話を引き込めるようにするという主旨と理解してよろしいでしょうか。	主旨は前段のとおりです。
250	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(7)	インターネットの接続	電話同様に、費用を払ってインターネットのアカウントを保持し続け、竣工後に同じアカウントで接続できるようにするという主旨と理解してよろしいでしょうか。	接続方法については、貴社ご提案によります。
251	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第2節	9	(7)	インターネットの接続	電話・インターネット回線は、現在使用している光回線を転用することのことですが、回線数について、現在それぞれ何回線使用しているかご教示願います。	それぞれ1回線です。
252	要求水準書 (設計建設業務編)	8	第1章	第3節	3	表	1.3 搬入出車両の種類	「処理残さ」は焼却灰および飛灰を指し、処理後資源化物は焼却灰を指すという理解でよろしいでしょうか。	前段は貴社ご理解のとおりです。後段は金属等の有価物を想定しています。
253	要求水準書 (設計建設業務編)	8	第1章	第3節	3	表	1.3 搬入出車両の種類	災害廃棄物車両(10tダンプ車)の主要諸元(長さ、幅、高さ、最小回転半径など)をご教示いただけないでしょうか。	決まった車両があるわけではありませんので、一般的な10tダンプ車で計画してください。
254	要求水準書 (設計建設業務編)	8	第1章	第3節	3		ごみの搬入出車両	「搬入量が多い時期で平均1日60台」と記載がございますが、第1章第2節6ア⑩の記載の通り、「1時間当たり最大60台」が正の理解でよろしいでしょうか。	記載誤りです。「1時間当たり最大60台」を正とします。
255	要求水準書 (設計建設業務編)	8	第1章	第3節	3		ごみの搬入出車両	15tコンテナフルトレーラの運用は、添付資料6に記載のNo.2脱着装置付コンテナ専用車がNo.3コンテナフルトレーラを牽引して搬出している理解でよろしいでしょうか。あるいは、No.3コンテナフルトレーラを牽引する車両でNo.2脱着装置付コンテナ専用車以外を想定されている場合は牽引する車両の型番・車検証をご教示願います。	現状は貴社ご理解のとおり、No.2脱着装置付コンテナ専用車がNo.3コンテナフルトレーラを牽引して搬出しています。なお、今後の契約により変更となる可能性はあります。
256	要求水準書 (設計建設業務編)	8	第1章	第3節	3		ごみの搬入出車両	自己搬入車両からの荷下ろしは搬入された方が実施する想定でよろしいでしょうか。また、畳や布団等の可燃性粗大ごみがある場合においても、重機等の使用はなく、手降ろしの想定でよろしいでしょうか。	前段について、基本的には搬入された方で荷下ろしを想定していますが、場合によっては補助いただくことも想定されます。後段については、貴社ご理解のとおりです。
257	要求水準書 (設計建設業務編)	8	第1章	第3節	3		ごみの搬入出車両	搬出車両にメンテナンス車両(薬品・燃料等)と記載がございますが、搬出ではなく搬入の理解でよろしいでしょうか。	記載誤りです。「メンテナンス車両(薬品・燃料等)」は搬入車両を正とします。
258	要求水準書 (設計建設業務編)	8	第1章	第3節	3		ごみの搬入出車両	「なお、搬入量が多い時期では、平均1日60台であることに留意すること」とありますが、委託収集車両、許可車両、自己搬入車両の合計で平均1日60台ということでしょうか。また、委託収集車両、許可車両、自己搬入車両の台数の割合が分かればご教示願います。	No254の回答をご参照ください。
259	要求水準書 (設計建設業務編)	9	第1章	第3節	5	ウ	ロードヒーティングの対象範囲について	場外余熱利用の項目において、「ランプウェイ等における勾配があるエリア等ではロードヒーティングを導入する」とありますが、この記載は場外ではなく場内、すなわち事業実施区域内におけるランプウェイ等のことを指しているという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
260	要求水準書 (設計建設業務編)	9	第1章	第3節	5	ウ	場外余熱利用	「今後整備予定の余熱利用施設での余熱利用については、事業者において、蒸気又は高温水などを配管などで移送し、供給先施設においては、別途熱交換を行う。なお、事業者の工事範囲は、本敷地境界までとする。また、ランプウェイ等における勾配があるエリア等ではロードヒーティングを導入するものとする。」と記載があります。ロードヒーティングの熱源(電気式もしくは水・蒸気式など)は事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
261	要求水準書 (設計建設業務編)	9	第1章	第3節	5	ウ	場外余熱利用	「ランプウェイ等における勾配があるエリア等ではロードヒーティングを導入するものとする。」とありますが、導入対象箇所については、第1章第2節6ア⑩の記載内容に沿って事業者にてご提案するものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
262	要求水準書 (設計建設業務編)	9	第1章	第3節	5	ウ	場外余熱利用	「ランプウェイ等における勾配があるエリア等ではロードヒーティングを導入するものとする。」と記載がございますが、第1章第2節6ア⑩では「ランプウェイを設置する場合は、寒冷地であることを考慮し、縦断勾配を7.5%以下とし、縦断勾配が変化する部分には、緩和勾配区間を設けスロープを曲線上にすりつけることとする。ただし、凍結対策を講じる場合には、縦断勾配を10%以下とすることを認める。」とご記載いただいております。ランプウェイの勾配を7.5%以下とする場合は、ロードヒーティング非設置とすることをお認めいただけますでしょうか。	ランプウェイ縦断勾配7.5%以下の箇所も、ロードヒーティングを設置してください。	
263	要求水準書 (設計建設業務編)	9	第1章	第3節	5	ウ	場外余熱利用	供給先(場外)への蒸気供給において供給元(場内)と金銭的な清算はないものと考えてよろしいでしょうか。	上田市と連合の間では金銭的な精算はありますがそれ以外は想定していません。	
264	要求水準書 (設計建設業務編)	9	第1章	第3節	5	ウ	ランプウェイ	ランプウェイ等における勾配があるエリアではロードヒーティングを導入と記載がございますが、構内道路、敷地内出入口に勾配を設けた場合、その道路、出入口にもロードヒーティングが必要となる理解でよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。	
265	要求水準書 (設計建設業務編)	9	第1章	第3節	5	ウ	場外余熱利用	ランプウェイ以外の勾配がある道路部についても、路面凍結対策の考え方はランプウェイに準ずるといことになりませうでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
266	要求水準書 (設計建設業務編)	10	第1章	第3節	7		焼却残さの基準	表1.5、表1.6以外の焼却主灰、飛灰処理物の順守すべき基準値(搬出先の受入基準値等)はないとして設計してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
267	要求水準書 (設計建設業務編)	15	第1章	第5節	1	(2)	基本設計	契約設計図書で提示した図面から基本設計に際して変更が生じた場合にも、原則として契約金額の増額等の手続きは行わないとありますが、是非については添付-6にある「設計リスク」に拠るものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、詳細については、建設工事請負契約書(案)のとおりです。	
268	要求水準書 (設計建設業務編)	15	第1章	第5節	1	(4)	イ	実施設計に当たって参考とする図書	準拠する各種法規及び図書の最新版とは、入札公告時点の最新版と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
269	要求水準書 (設計建設業務編)	15	第1章	第5節	1	(4)	イ	参考図書	①地質調査結果報告書(令和4年10月)と記載ありますが、添付されているのは調査箇所と柱状図及び想定断面図だけなので報告書ではございません。そのため、既存の施設を設計・施工したメーカーとの差が出てしまうと公平な入札として成立しないため、報告書のすべてをご教示いただけないでしょうか。	入札参加資格審査通過者に配付するものとします。
270	要求水準書 (設計建設業務編)	15	第1章	第5節	1	(4)	イ	参考とする図書	「最新版に準拠して設計する」と記載されていますが、2026年5月12日公告時点の最新版により設計するものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
271	要求水準書 (設計建設業務編)	18	第1章	第5節	1	(10)	実施設計図書 内訳書の作成	「内訳書作成に先立ち、使用する単価根拠等(見積書、建設物価等)の考え方、特殊製品の考え方、諸経費の根拠、補助金・交付金対象内外を色分けした各階平面図、補助金・交付金対象内外の面積案分資料及び補助金・交付金対象内外の考え方を整理すること。令和9年度内に循環型社会形成推進交付金の対象工事の出来高検査を行うこと。」の記載がございますが、各種根拠数値の具体的な提示方法についてご教授願います。	各種根拠数値の提示方法については、内訳書作成時に協議することとします。	
272	要求水準書 (設計建設業務編)	18	第1章	第3節	1	(10)	内訳書の作成	「令和9年度内に循環型社会形成推進交付金の対象工事の出来高検査を行うこと」とありますが、一方で、P21オ 残存工作物に「解体撤去工事については(中略)早くとも令和9年10月頃の現場着手」とあります。令和9年度に循環型社会形成推進交付金対象工事が行われない場合は、出来高検査も行わないものと考えてよろしいでしょうか。	貴社提案の工程によります。	
273	要求水準書 (設計建設業務編)	19	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	「現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする。」と、ありますが、特定建設工事共同企業体(分担施工方式)の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事着手時(準備工事を含む)からとしてよろしいでしょうか。	現場代理人は工事現場に常駐し、運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者のため、その行使に支障のないように配置してください。
274	要求水準書 (設計建設業務編)	19	第1章	第5節	2	(2)	イ⑤	工事着手	「本連合監督員事務所、工事監理者事務所を設けること。機備品等も含める。」と記載があり、用語の定義(ixページ)に工事管理者の記載ございませんが、設計監理および工事監理を実施されるコンサルtant会社仮設事務所の理解で宜しいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
275	要求水準書 (設計建設業務編)	19	第1章	第5節	2	(2)	オ	設計変更	建設工事中又は完了した部分であっても、「実施設計の変更」が生じた場合は、建設事業者の責任において変更しなければならない、と記載がありますが、「実施設計の変更」とは、第1章 第5節 1 (6) に示された内容のうち、事業者起因のものを指すという理解でよろしいでしょうか。	本項目で記載の実施設計の変更は、第1章 第5節 1 (6) に記載の通りとし、本連合の指示も含まれます。ただし、変更内容の大小によっては協議することとします。
276	要求水準書 (設計建設業務編)	19	第1章	第5節	2	(2)	カ	工事着手	工事工程表を作成するために必要な情報となりますので「着工」の定義についてご教示いただけないでしょうか。	県と協議中です。
277	要求水準書 (設計建設業務編)	19	第1章	第5節	2	(2)	カ	工事着手	「工事着手について 本業務は令和10年3月末までに工事着手を行うこと。」と記載がございますが、この工事着手は建築確認申請に関係する建物ではないものとして理解してよろしいでしょうか。	No276の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
278	要求水準書 (設計建設業務編)	19	第1章	第5節	2	(2)	カ	工事着手について	「本業務は令和10年3月末までに工事着手を行うこと」とありますが、別途堤防工事や清浄園上屋解体工事等、受注者の責による以外でご指示の日時に工事着手が困難である場合には工期スケジュールについて別途協議とさせていただきますのでよろしいでしょうか。	No276の回答をご参照ください。
279	要求水準書 (設計建設業務編)	19	第1章	第5節	2	(2)	カ	工事着手について	「本業務は令和10年3月末までに工事着手を行うこと」とありますが、残存工作物の撤去工事も工事着手に該当すると考えてよろしいでしょうか。該当しない場合、工事着手の定義についてご教示ください。また、工事着手とは仮囲い等の準備工事、仮設工事着手を指すのか、山留工事等を工事着手とご判断されるのか等、状況を具体的にご指示いただけますでしょうか。	No276の回答をご参照ください。
280	要求水準書 (設計建設業務編)	20	第1章	第5節	2	(4)	イ	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の専任	「運営事業者は、工事開始前に電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任」とありますが、運営事業者であるSPCが業務委託する企業から選任することも可との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご提案は認められません。
281	要求水準書 (設計建設業務編)	20	第1章	第5節	2	(4)	イ	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	運営事業者より、工事開始前に電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任するとの記載がございますが、業務内容が事前準備の範囲を超えるため、運営事業者のコンプライアンス遵守に基づいた適正な経理処理のため、貴連合と運営事業者との委託契約締結期間の見直し(工事開始前より)と各様式集の事業費の計上欄の追加(工事開始前より)をお願いします。	貴社ご提案は認められません。
282	要求水準書 (設計建設業務編)	20	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	設計・施工時に工事負担金が増減した場合はご精算頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
283	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「樹木の一部(半分程度)及び敷地内への浸入防止、雨水排水対策などを目的に一部の工作物を存置するため、本工事で全撤去すること。」とありますが、残置される範囲については全てご提示いただけないでしょうか。	入札参加資格審査通過者にデータを配付します。
284	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「既存建築物は、『既設地下工作物の取扱いに関するガイドライン(2020年2月)』に該当する場合には存置できるものとする」とあります。当該ガイドラインでは、条件を満たす場合には既設地下躯体を本設利用(基礎やラップルコンクリートの一部として)することも想定されていると認識しています。一方で、既存地下躯体の本設利用については、建築基準法に直接の規定がなく、当社が事前に指定検査機関や貴連合構成自治体(特定行政庁)の管轄部署にも確認したところ、法適合性の確認が困難との認識が示されております。これらを踏まえ、本事業においては、既存地下躯体を新設建築物の基礎として本設利用すること、または新設建築物の荷重を負擔させることは、事業者提案の内容にかかわらず、許容されない(提案対象外)との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、設計中に管轄部署との協議によります。
285	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「別途本連合で発注する解体撤去工事でGL-1.5mまでの上屋部分を撤去する」とございますが、地下部については、清浄園の地下外周躯体は1.5m以下は存置される前提と思いますが、内側の壁については、一定程度解体した状態でGL-1.5mまで埋め戻された状態で引き渡されると考えてよろしいでしょうか。また、その場合に貴連合が現時点で想定している内壁を解体する範囲についても合わせてご教示いただけますと幸いです。	GL-1.5mまで埋め戻された状態で引き渡す予定です。また、GL-1.5m以深の躯体(鉄筋・無筋コンクリート造)は残置、鉄骨造部分や設備は全撤去する予定です。
286	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	既存施設の地上及び地下水槽やプラントの解体が完了したあと、GL-1.5mまでの空間を貴連合で埋戻されると思いますが、当該埋戻土の性能は、新設建物の基礎形式および基礎コストに大きく影響する要因であると考えております。つきましては、設計および積算の前提条件を明確にするため、埋戻土の材料仕様および締固め条件について、可能な範囲で具体的にご教示ください。なお、現時点で未決定の場合には、解体工事において協議のうえ、設計で求められる土質性能が確保されるとの認識でよろしいでしょうか。また、その際、埋戻土を改良土とすることは可能でしょうか。	埋め戻しについては、良質土や碎石で埋め戻す計画ですが、締固めまでは想定していません。
287	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	残存工作物の躯体は、汚泥やし尿等は全て適切な処理がされ汚染されていないものとして解釈して宜しいですか。	貴社ご理解のとおりです。
288	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	既存建築物(清浄園)は別途本連合で発注する解体撤去工事でGL-1.5mまでの上屋部分を撤去するが、それ以深の残存工作物は、本工事で原則撤去すると思いますが、残存構造物については、洗浄まですべて別途工事にて完了されており汚染された物はなく、また、打ち込み金物等含めて設備関連機器はなく躯体のみの残存と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
289	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	残存の状況については、GL-1.5mより上部の1FLスラブは撤去された状態であるため、残存躯体部分は購入土(汚染されていない土砂)にて埋めた状態で工事着手予定である令和10年3月頃には、引き渡しを頂き、躯体上部にはGL-1.5mラインで工事車両、重機が侵入可能な状態であると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりを予定しておりますが、令和10年3月ごろの引き渡し状況については、ご協議いただけます。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答内容
290	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	残置された外構工作物について本工事で全撤去とありますが、井水を使用しない場合既存井戸については、撤去せず残置する計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、『既設地下工作物の取扱いに関するガイドライン(2020年2月)』に該当する場合には存置できるものとしします。
291	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	解体撤去工事で樹木の一部(半分程度)を残置するとありますが、樹木の保存や移設の必要はなく、撤去や保存は提案によるものとしてよろしいでしょうか。	No283の回答をご参照ください。
292	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「既設地下工作物の取扱いに関するガイドライン2020年2月」に該当する場合には存置できるものとする。」とありますが、提案書提出前の「存置(残置)が認められる判定基準」の判断は、主に廃棄物処理法に抵触しない「有用物」であるかどうかの判断になるかと推察します。実施時の詳細調査確定後、汚染等が発覚し、「残置不可となった場合」は、「予見できない地中障害物」に該当するものと考え、協議対象と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりです。
293	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	既存清浄園はGL-1.5mまで別途工事で撤去とありますが、埋め戻し済みで土建工事に引き渡される理解でよろしいでしょうか。もし、埋め戻し済みで引き渡しされる場合、どのような材料で埋め戻すかご教示いただけないでしょうか。	前段については、貴社ご理解のとおりです。後段については、No286の回答をご参照ください。
294	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	「既存清浄園はGL-1.5mまで別途工事で撤去」、また添付資料8では「地下の機器類等については、別途工事で撤去」とありますが、残存物は躯体のみで、配管類や壁貫通残置物、什器についても全て撤去済みの理解でよろしいでしょうか。	No285の回答をご参照ください。
295	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	実施方針質疑回答時では良質土や砕石で埋め戻すとご回答いただきましたが、経済性及び工期短縮を考慮し、埋め戻しなしでの引き渡しをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、今後の協議によります。
296	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	実施方針質疑回答時では良質土や砕石で埋め戻すとご回答いただきましたが、埋戻しレベルはGL±0まで埋め戻される理解でよろしいでしょうか。また、経済性及び工期短縮に繋がる場合は、埋戻しレベルを協議の上変更することをお認めいただけないでしょうか。	埋戻しレベルはGL-1.5m相当までと想定しています。協議については、No295の回答もご参照ください。
297	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	存置する既存地下構造体のコンクリートは経年劣化していると思われませんが、要求水準書にのって解体するにあたり、劣化していると解体工事の安全性が損なわれますので、既存の図面及び構造計算書を開示をお願いいたします。実施方針質疑回答時では入札公告で開示できる資料は開示するとご回答いただきましたが、入札公告には添付されておらず、6月末までに開示していただかないと見積もりに間に合いませんのでご開示をお願いいたします。	入札参加資格審査通過者にデータを配付します。なお、竣工図はPDFデータのみであり、CAD図面及び構造計算書はありません。
298	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	残存工作物は、本工事で原則全撤去することとありますが、アスベスト含有分析調査は済みであり、データは公表されるという理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格審査通過者にデータを配付します。
299	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	既存清浄園の引き渡し時に鉄筋がむき出しの状態またはコンクリート躯体のひび割れにより鉄筋の錆汁の流出が想定され、その錆汁が千曲川へ流出するリスクがあると思慮いたします。そのため、引き渡し時に既存躯体の調査を行い、貴連合と事業者で協議をさせていただくことをお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
300	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	既存清浄園はGL-1.5mまで別途工事で撤去とありますが、し尿処理残存物の汚泥等は洗浄済みで業者に引き渡される理解でよろしいでしょうか。既存地下工作物の取り扱いに関するガイドラインでは有害物が含まれていないこととありますが残存工作物に汚泥等の有害物は付着していない前提としてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
301	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	解体撤去工事は令和10年3月末に完了予定として、事業者工程を作成してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のと通りの完了を予定しております。また、No289の回答もご参照ください。
302	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	既存清浄園はGL-1.5mまで別途工事で撤去とありますが、ビット切断面の状況によっては追加工事が必要となる場合があると思慮いたします。現状どのような状態で引き渡しされるか不明となり、正確なコストが見積もれないため引き渡し時のビット断面状況についてご教示いただけないでしょうか。	コンクリートの断面状況については未定ですが、圧砕ではなく切断と考えております。
303	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	雨水排水対策などを目的に一部の工作物を存置と記載がありますが「06要求水準書(添付資料)添付資料9」に示された雨水排水側溝のみでの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
304	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	建設現場周辺の住民に対して、敷地近傍のより安全性考慮、撤去の際の隣地道路一時封鎖防止のため、2025年10月 要求水準書(設計・建設業務編)(素案)の添付資料4 既存施設構造物残置範囲と同様に敷地北西側の清浄園一部躯体は残置してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
305	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設図面	既存の施設を設計・施工したメーカーとの差が出てきてしまうと公平な入札として成立しないため、既存竣工図(意匠・構造・設備・外構)、CADデータ及び計算書を開示いただけないでしょうか。	No297の回答をご参照ください。
306	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	樹木の一部(半分程度)を本工事で全撤去することと記載がありますが、撤去する樹木範囲をご教示お願いいたします。「06要求水準書(添付資料)添付資料9 存置工作物(参考)」で樹木に関して示されていないため、貴連合で撤去していただける理解でよろしいでしょうか。	No283の回答をご参照ください。
307	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	埋設物	実施方針質疑回答の通り、埋設物の調査は行いますが、埋設物がない前提として計画してよろしいでしょうか。	貴社の調査により協議となります。
308	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	キ	建設発生土の処分	「土の移動に関しては土壌汚染対策法を遵守して実施すること。」とありますが、本敷地において、土壌汚染はなく、届出に際して、調査命令も発出されない前提と考えてよろしいでしょうか。事業者では土壌汚染の有無等は判断できないため、条件提示いただくとともに、調査が必要となった場合、土壌汚染が発見された場合はコストおよび工期については協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
309	要求水準書 (設計建設業務編)	21	第1章	第5節	2	(5)	キ	建設発生土の処分	「本工事に伴って残土が発生する場合は、原則場内使用とする。土の移動に関しては土壌汚染対策法を遵守して実施すること。」とあります。土壌汚染対策法を遵守して必要な届出を行いますが、本敷地には土壌汚染は無い前提とし、土砂搬出が必要となった際に土砂の分析調査を実施し、汚染土が確認された場合については、その対策工事費、処分費、引き渡し予定の全体工程についてはご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、届けに必要な地歴調査や現地の土壌汚染分析調査済みであればその資料を提供いただけますでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりです。 提供できるデータについては、入札参加資格通過者に配付します。
310	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第5節	2	(5)	ケ	仮設工事	建設事業者は、本工事の施工監理のために本連合から委託を受けた施工監理者が5名程度収容可能な仮設事務所を設置すること。とありますが、施工監理者とは建築基準法第5条の第6項における工事監理者を連合様にて別途委託をされると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
311	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1節	第5節	2	(5)	ケ③	仮設事務所の備品	仮設事務所の給排水衛生設備で厨房設備とありますが、水道(給湯無しコンロ無し)程度でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
312	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1節	第5節	2	(5)	ケ③	仮設事務所の備品	仮設事務所の給排水衛生設備で室内便所とありますが、経済性及び仮設トイレ数を減らすことによる臭気対策のため、建設事業者仮設事務所用便所と共用をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
313	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1節	第5節	2	(5)	ケ③	仮設事務所の大きさ	5名程度収容可能な仮設事務所とありますが、デスク5名及び必要設備が納まる程度の大きさとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
314	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第5節	2	(5)	シ	電波障害調査	電波障害影響調査については、貴連合の指導の下実施するものと考えてよろしいでしょうか。また、テレビ電波障害防除対策工事は、入札時には費用の確定が困難なため、対策費用については、別途協議とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
315	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第5節	2	(5)	セ	施工方法及び建設公害対策	高さ3m程度の仮囲いを設置し、建設作業騒音の低減を図ることとありますが、仮囲い設置については敷地境界全体に渡り設置を計画しますが、堤防道路工事取り合いや、敷地高低差等により設置範囲や設置時期等の検討が必要となるのが予想されますので、周辺の敷地状況等によって検討し協議させていただいた上で設置をさせていただきますことは可能でしょうか。	貴社ご提案を認めます。
316	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第5節	2	(5)	セ	施工方法及び建設公害対策	上屋解体工事との切り替え時期等引継ぎや堤防道路工事との調整については貴連合にてご指示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。現時点での工期などについて協議資料があればご提示願います。	前段については、貴社ご理解のとおりです。 後段について、協議資料はありません。
317	要求水準書 (設計建設業務編)	23	第1章	第5節	2	(5)	セ④	仮囲い	高さ3m程度の仮囲いですが、通常の清掃工場の建設においては過剰と思われる。安全上問題ないとお認め頂ける範囲、もしくは外構工事等での設置が安全上困難である場合は、高さ1.5m程度のネットフェンス等としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
318	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第5節	2	(5)	セ⑧	施工方法及び建設公害対策	外部搬出には、下水放流も含まれるものと捉えてよろしいでしょうか。また、掘削などで発生する濁水や工事用排水を排水処理設備で処理した場合、下水放流するご提案は可能と捉えてよろしいでしょうか。いずれの場合も、事業者責任にて下水放流基準を遵守する前提にて考えております。	要求水準書のとおりとします。
319	要求水準書 (設計建設業務編)	23	第1章	第5節	2	(5)	ソ	週休二日	週休2日(土曜日及び日曜日)の対象工事とありますが、一定期間に集中して施工をする場合月単位では達成が困難なため、月単位ではなく通期での週休2日達成の指定をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
320	要求水準書 (設計建設業務編)	23	第1章	第5節	2	(5)	ソ	作業日	本工事は週休2日(土曜日及び日曜日)の対象工事、とありますが、国民の休日(祭日)は作業日としてよろしいでしょうか。	国民の休日は、休工日とします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
321	要求水準書 (設計建設業務編)	23	第1章	第5節	2	(5)	ソ	作業時間 作業時間は原則として午前8時30分からとありますが、朝礼等の安全活動及び作業準備は午前8時00分からとしてよろしいでしょうか。なお、要求水準書に記載のとおり、コンクリート打設など中断が困難な作業等は承諾を得た上で上記時間開始前に作業開始する場合がございます。	貴社ご提案を認めますが、事前の協議により決定します。
322	要求水準書 (設計建設業務編)	26	第1章	第8節	1	(3)		予備性能試験の試験日数は、特にご指定がないため、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	予備性能試験は、引渡性能試験を順調に実施する目的で実施することから、日数は引渡性能試験と同様とすること。
323	要求水準書 (設計建設業務編)	28	第1章	第8節	2	(2)	表 1.12	連続運転性能 2. 連続運転性能の項目で、保証値である「90日以上の連続運転/炉」の確認方法は、運転日報や月報などでの報告をもって確認するということではよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
324	要求水準書 (設計建設業務編)	29	第1章	第8節	2	(2)	表 1.12	熱灼減量 サンプリング場所が焼却灰押出装置入口と出口以降の2箇所になっておりますが、焼却灰押出装置出口以降の測定結果は、水和物の影響があるため参考値とし、入口の測定結果で判定いただけないでしょうか。	測定結果によって協議とします。
325	要求水準書 (設計建設業務編)	29	第1章	第8節	2	(2)	表	性能保証事項 「騒音・振動」について、測定場所は、敷地境界上で貴連合からご指定いただく認識となりますでしょうか。あるいは事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価の測定点を基準とします。
326	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第8節	2	(2)	表 1.12	エネルギー回収施設の引渡性能試験方法(4/4) 22VOCに関して、測定箇所は各諸室とありますが、対象室は建築基準法上の「居室」と考えてよろしいでしょうか。またシックハウス対策として「F☆☆☆☆」材料を採用している場合は対象外と考えてよろしいでしょうか。「F☆☆☆☆」材料を使用する場合でも測定を行う際、同じ材料を採用している室は代表室で測定を行うということではよろしいでしょうか。	前段については、貴社ご理解のとおりです。後段については、材料に関わらず測定することとします。詳細は、測定方法は協議によって決定することとします。
327	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第8節	2	(2)	表 1.12	性能保証事項 蒸気タービン発電機の性能確認方法としては、使用前自主検査の合格をもって確認を行う提案をお認めいただけますでしょうか。	貴社ご提案によります。
328	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第8節	2	(2)	表 1.12	16 蒸気タービン発電機 使用前安全管理審査の合格をもって性能試験に代えることができるとの理解でよろしいでしょうか。	No327の回答をご参照ください。
329	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第8節	2	(2)	表	性能保証事項 第1章 第8節 1 (1) イ にて、「試験における性能保証事項等の計測および分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。」とあります。一方、計測・測定項目の中には、対応する法的資格が存在しない項目があります。その場合、制御装置やデータ処理装置の出力値を用いたり（対象はごみ処理量や2秒燃焼後温度等）、検定済みの測定器具を使用して貴連合ご立会の元で事業者にて測定する（対象は炉体、ボイラケーシング外表面温度等）方法が一般的と思料しますが、本事業においてもそのような対応方法としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
330	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第8節	2	(2)	表	性能保証事項 非常用発電機の試験について、ご指定いただいた試験方法においては焼却炉の起動を伴うため、第1章 第8節 1 (1) ウに記載の「処理能力に見合った焼却量における3日以上連続した性能試験」の期間中に実施することは困難と思料します。当該期間外、具体的には引渡性能試験に向けた焼却炉立ち上げのタイミングで実施することをお認めいただき、詳細は実施設計時にご協議いただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
331	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第8節	2	(2)	表	性能保証事項 緊急作動試験について、ご指定いただいた試験方法においては焼却炉の緊急停止を伴うため、第8節 1 (1) ウに記載の「処理能力に見合った焼却量における3日以上連続した性能試験」の期間中に実施することは困難と思料します。当該期間外、具体的には当該期間後かつ焼却炉立下げ前のタイミングで実施することをお認めいただき、詳細は実施設計時にご協議いただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
332	要求水準書 (設計建設業務編)	31	第1章	第8節	2	(2)	表	性能保証事項 蒸気タービン発電機の試験について、ご指定いただいた試験方法においてはタービン負荷試験に向けたごみカロリー見合いのごみ処理速度調整等を伴うため、第8節 1 (1) ウに記載の「処理能力に見合った焼却量における3日以上連続した性能試験」の期間中に実施することは困難と思料します。電気事業法上の使用前自主検査の結果を以て本試験に替えることをお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
333	要求水準書 (設計建設業務編)	32	第1章	第9節	1	(2)		施工の契約不適合責任 「契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、契約不適合責任期間は10年とする。」との記載がございますが、建設工事請負契約第61条第6項では「契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。」となっております。建設工事請負契約第61条第6項と同様、「民法の定めるところによる。」という記載に変更いただくか、民法に沿ったかたちで「契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、契約不適合責任期間を引渡しから10年間もしくは契約不適合を確認したときから5年間のいずれか短い期間とする。」という記載に変更いただけないでしょうか。	要求水準書の10年を正とします。建設工事請負契約を修正します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
334	要求水準書 (設計建設業務編)	35	第1章	第13節	1	(1)	関係法令	実施方針質疑回答時で貴社ご理解のとおりと回答いただきましたが、後段の回答が発生土の残土処分に関する内容が土壌汚染対策法に関するものと思われたため、改めて質問させていただきます。本計画地は、令和7年5月より「宅地造成等工事規制区域」に指定されていますが、本業務における工事は、許可を要しない工事（国又は地方公共団体が管理地、廃棄物処理施設）という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、敷地外での残土処分に関しては盛土規制法規則・要綱・手引きをご確認ください。	
335	要求水準書 (設計建設業務編)	37	第1章	第13節	1	(1)	表1.1 法令等(例) 上田市景観条例	景観形成基準より「建築物の高さの最高限度の基準」が規定されており「工業専用地域においては、高さの最高限度20m(緩和後:25m)と定められています。一方で環境影響評価でも30m超の基本計画をもとに計画されているように、公益上必要な建築物であることを踏まえて「建築物の高さ制限の適用除外」が受けられるとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、上田市の景観審議会での審議対象となります。	
336	要求水準書 (設計建設業務編)	38	第1章	第13節	6		最新機器の採用	「短期間に飛躍的に性能が向上する可能性のあるものは各機器発注時点での最新機器を調達納入すること。」とありますが、要求水準や事業者提案内容、事業費との整合等を踏まえ、費用負担含め採用可否についてはご協議させていただけるものと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。なお、長寿命化の観点も踏まえ、長期使用による寿命性等も考慮が必要となります。	費用負担を除き、貴社ご理解のとおりです。	
337	要求水準書 (設計建設業務編)	38	第1章	第13節	7		住民説明	住民説明会は貴連合から要請があった場合は丁寧な対応をいたします。一方で現場に負担がかかるため、貴連合は概ね何回程度の開催を想定しているかご教示いただき、想定を超えた部分は協議とさせていただきますをお認めいただけないでしょうか。	今後の住民との協議によります。	
338	要求水準書 (設計建設業務編)	39	第2章	第1節	1	(1)	イ	歩廊・階段・点検床及び通路	主要部の通路幅1,200mm以上(有効)は、建屋延床面積へ与える影響が大きく、また、建設費用の増大につながることから、1,000mm以上(有効)をお認めいただけないでしょうか。特に階段については、同平面位置でシャフトとして下階から上階まで立ち上がるため、延床面積が増大します。	要求水準書のとおりとします。
339	要求水準書 (設計建設業務編)	39	第2章	第1節	1	(3)	ウ	歩廊・階段・点検床等(特記事項)	2方向避難の確保については、建築基準法施行令第119条における2方向避難を遵守する意図と考えてよろしいでしょうか。	建築基準法施行令第121条を順守する目的となります。
340	要求水準書 (設計建設業務編)	39	第2章	第1節	1	(3)	カ	歩廊・階段・点検床等特記事項	「手摺りの支柱間隔は1,100mm(有効)とすること。」とありますが、記載寸法以下の支柱間隔で配置すれば問題無いと解釈でよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
341	要求水準書 (設計建設業務編)	40	第2章	第1節	2		防熱、保温	配管の保温材については、アルミガラスクロスの使用も可としていただけないでしょうか。	貴社ご提案によります。	
342	要求水準書 (設計建設業務編)	42	第2章	第1節	9	(3)	地震対策	鋼製強化プラスチック製二重設タンクを採用することで、防液堤設置と同様の対策と見なしていただけますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
343	要求水準書 (設計建設業務編)	43	第2章	第2節	1	(1)	ごみ計量機形式	4点支持と明記されておりますが、4点以上の支持点数でもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。	
344	要求水準書 (設計建設業務編)	44	第2章	第2節	1	(5)	オ	ごみ計量機	「計量車両の車長以上の直線路を確保」と記載がございますが、計量機の長辺方向寸法が計量車両の車長以上であれば良いという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
345	要求水準書 (設計建設業務編)	44	第2章	第2節	1	(5)	ソ	ごみ計量機	ICカードを採用する場合、収集事業者等の登録やカードの発行は貴連合の業務範囲と想定してよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲とします。ただし導入されるシステムにより協議します。
346	要求水準書 (設計建設業務編)	44	第2章	第2節	1	(5)	チ	特記事項	災害廃棄物車両(搬入及び搬出)の計量回数をご教示願います。また、様式第7-2号の【本連合が期待する効果】に「敷地内に仮置きする場合も想定され、」とありますが、仮置きした廃棄物を施設内のプラットフォームに搬入する場合の計量要否および計量回数についてもご教示願います。	前後段とも1回計量とします。
347	要求水準書 (設計建設業務編)	45	第2章	第2節	2	(3)	イ	プラットフォーム高さ	プラットフォーム高さとして[7]m(梁下有効高さ[6.5]m)以上の記載がありますが、対象範囲はごみ投棄のために車両がダンプアップする範囲に対する指定であり、それ以外の範囲(車路、通路、機器設置部等)はそれぞれの用途に必要な高さを確保するという理解でよろしいでしょうか。なおダンプアップ範囲については、災害廃棄物等の大型車両も余裕を持ってダンプアップ可能な高さを取るよう配慮します。	貴社ご理解のとおりです。
348	要求水準書 (設計建設業務編)	45	第2章	第2節	2	(3)	エ	プラットフォーム	プラットフォーム入口扉と出口扉を隣接して配置する場合、プラットフォーム内にガードポール等を設置して入と出の動線を分離すれば、一方通行としてお認めいただけますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
349	要求水準書 (設計建設業務編)	45	第2章	第2節	2	(3)	エ	特記事項	プラットフォームに接続するランプウェイが対面通行式の場合は、プラットフォーム内も対面通行を認めていただけないでしょうか。	No349の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
350	要求水準書 (設計建設業務編)	45	第2章	第2節	2	(5)	ケ	洗車場	プラットフォーム内には収集車等を洗車するためのスペースを確保し、高圧洗浄装置を設置すること。ただし、別途洗車場を設ける場合はこの限りではない。と記載がありますが、洗車場を設けないことを想定されるものと考えます。延床面積9200㎡未満を遵守するためにも、プラットフォーム内に高圧洗浄装置及び洗車スペースを設けた場合、別途独立した洗車場を設けなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
351	要求水準書 (設計建設業務編)	46	第2章	第2節	4			ごみ展開検査装置(移動式)	ごみ展開検査の実施対象車両は、最大4tのパッカー車と考えてよろしいでしょうか。	最大4t程度を想定していますが、車種は様々です。
352	要求水準書 (設計建設業務編)	47	第2章	第2節	5			ごみ投入扉及びダンピングボックス	ダンピングボックスを利用する車両について、一般的な乗用車および軽トラックを想定していますが、それ以外にございますでしょうか。その場合、種類と車両諸元(幅、長さ、高さ、最小回転半径等)をご提示いただけないでしょうか。	貴社ご経験に基づき、想定してください。
353	要求水準書 (設計建設業務編)	47	第2章	第2節	5	(3)	オ	ごみ投入扉	材質について「SUS304又は同等品以上」と記載がありますが、ごみと接する虞がある部分が対象であり、その虞がない部分は炭素鋼等を適用しても良い理解でよろしいでしょうか。弊社実績では上記仕様で問題無く運用を行っております。	要求水準書のとおりとします。
354	要求水準書 (設計建設業務編)	47	第2章	第2節	5	(3)	イ	ダンピングボックス	ダンピングボックスへの投入は基本的に自己搬入車両からであり、委託収集車量・許可車両からの投入は無いものと考えます。類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績及びプラットフォーム有効効さの拡大(安全性向上)を踏まえ、ダンピングボックスの幅、奥行き、深さを事業者提案として変更することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
355	要求水準書 (設計建設業務編)	47	第2章	第2節	5	(3)	オ	ダンピングボックス	本体の材質について「SUS304又は同等品以上」と記載がありますが、ごみと接する虞がある部分が対象であり、その虞がない部分は炭素鋼等を適用しても良い理解でよろしいでしょうか。弊社実績では上記仕様で問題無く運用を行っております。	要求水準書のとおりとします。
356	要求水準書 (設計建設業務編)	47	第2章	第2節	5	(3)	オ	ごみ投入扉及びダンピングボックス 材質	材質についてSUS304又は同等品以上と記載があります。本指定の背景には、ごみ接触や床洗浄水の跳ね返りがある部位における、耐摩耗性や耐汚性への配慮があるものと拝察します。一方、弊社実績上それらの懸念が小さい部位もございます。長寿命化と経済性を両立するために、長期使用実績に基づき、部位によってはSS400相当材等の最適なご提案をお認めいただけないでしょうか。	No355の回答をご参照ください。
357	要求水準書 (設計建設業務編)	48	第2章	第2節	5	(5)	オ	ごみ投入扉及びダンピングボックス	「車両検知は異なる原理のものを2種以上組み合わせる等の対策を講じて誤作動が生じないように考慮すること」とありますが、同じ検知方式を二重化する二重ループコイル方式の提案はお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案によります。
358	要求水準書 (設計建設業務編)	48	第2章	第2節	6	(1)		ごみピット(二段式)形式	水密性鉄筋コンクリート構造の定義として、水密性となるよう、設計において水セメント比50%以下とするコンクリートを使用し、施工において水密性となるよう品質管理された鉄筋コンクリート構造とする理解で宜しいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。正しくは、水密コンクリートです。
359	要求水準書 (設計建設業務編)	48	第2章	第2節	6	(3)	ア	ごみピット(二段式)容量	ごみピットの容量については、7日分の貯留量を確保することを前提に事業者提案として宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
360	要求水準書 (設計建設業務編)	50	第2章	第2節	7	(5)	ク	ごみクレーン	ごみピットのごみを災害廃棄物運搬車両や中継車両に積み込むような災害とは具体的にどのような災害をご想定されているかご教示いただけますでしょうか。また、災害廃棄物運搬車両や中継車両は搬出時に計量機に乗るご想定でしょうか。	前段については、本施設で処理ができなくなった場合等を想定しています。後段については、別途協議とします。
361	要求水準書 (設計建設業務編)	53	第2章	第2節	10	(5)	エ	可燃性粗大ごみ切断機(特記事項)	処理対象物は、上田市様ホームページにて「上田・丸子クリーンセンター」受入対象として記載されている7品目から「燃やせるごみの分別がされた大量ごみ」を除いた以下6品目であり、スプリング入りマットレスは対象外と考えてよろしいでしょうか。 ・枝木・板切れ (長さ150センチメートル以内、一本の太さ8センチ以内) ・木製の机・イス ・布団類 (一回につき10枚以内) ・純毛製のカーペット・ジュウタン ・木製のタンス ・たたみ (一回につき10枚以内)	上田市ホームページ上と同様に7品目です。
362	要求水準書 (設計建設業務編)	53	第2章	第2節	10	(5)	オ	本設備の仕様	資料番号について、正しくは要求水準書添付資料7でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
363	要求水準書 (設計建設業務編)	57	第2章	第3節	5	(2)	オ③	落じんホップシュート(特記事項)	「落じんやタールによる発火を検出し、警報及び消火が可能な装置を設置」とありますが、②に記載の乾燥帯の落じんホップを対象とするのが有効と考えます。実績を踏まえ、乾燥帯以外の落じんホップは設置対象外としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
364	要求水準書 (設計建設業務編)	57	第2章	第3節	6	(1)	ア	燃料貯留槽	第3章第2節5(1)イQ.b.にご記載の防液堤を設置することを前提に、建設費用の低減やメンテナンス作業を簡便にすることを目的に、燃料貯留槽の地上設置をお認めいただけないでしょうか。地上設置が不可である場合、弊社のこれまでの使用実績を踏まえ、地下埋設式の鋼製強化プラスチック製二重殻タンク(SF二重殻タンク)の採用をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案によります。
365	要求水準書 (設計建設業務編)	58	第2章	第3節	6	(2)	ア	助燃油移送ポンプ(必要に応じて)(形式…	基本とする形式としてギヤポンプを指定されていますが、長期間の使用実績を踏まえ、渦流式ポンプなど他の型式のポンプ採用を可としていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
366	要求水準書 (設計建設業務編)	59	第2章	第4節	1	(1)	ウ⑧	材質 ボイラドラム	管及び管寄せ [STB又は同等品以上]、過熱器 [SUS310又は同等品以上] 等の材質指定について、過熱器(あるいは蒸発器)の中でも箇所によって腐食環境に大きな差があることが類似施設事例から確認されています。本事業における長寿命化の趣旨を反映し、30年を超える施設利用を想定した最新のボイラ計画とすることを前提に、腐食環境に応じて指定材質を上回る材質と下回る(その箇所に最適な)材質を組み合わせる選定をご提案することをお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
367	要求水準書 (設計建設業務編)	60	第2章	第4節	1	(1)	オ	特記事項	圧力計について、ITVにより中央制御室において常時監視できることとありますが、指針の目視よりも伝送器付圧力計とすることによる監視が容易となるため、圧力計を監視するITVは不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
368	要求水準書 (設計建設業務編)	60	第2章	第4節	1	(3)	オ④	ボイラ下部 ホッパシュート (特記事項)	「ボイラダストは、必要に応じて主灰若しくは飛灰として処理すること。」とありますが、一方で第2章 第8節 7(5)アでは、「本装置(飛灰搬送コンベヤ)でボイラ、減温塔、ろ過式集じん器等で捕集された飛灰を飛灰貯留設備まで搬送すること。」とあり、ボイラダストは飛灰として処理する前提とされています。ボイラダストには、ボイラ水管に堆積しスートブロウ等によって排出される重金属が濃縮しやすい灰が含まれ、分離不可であることから、7(5)アの御指定である飛灰として薬剤処理することが正と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
369	要求水準書 (設計建設業務編)	60	第2章	第4節	1	(3)	オ④	ボイラ下部 ホッパシュート	「ボイラダストは、必要に応じて主灰若しくは飛灰として処理すること。」と記載ございますが、経済性に配慮し、どちらで処理するかは事業者側で決定して宜しいでしょうか。	No368の回答をご参照ください。
370	要求水準書 (設計建設業務編)	66	第2章	第4節	8	(1)	オ②	高圧蒸気だめ 特記事項	減圧弁および安全弁を設けることについては、高圧蒸気だめ本体に直接設置するのではなく、用途や法規に基づき、適切な位置に取りつけるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
371	要求水準書 (設計建設業務編)	66	第2章	第4節	8	(1)	オ②	蒸気だめ	「減圧弁及び安全弁を設けること。」の記載がありますが、高圧蒸気だめ本体に直接設置するのではなく、用途や法規に基づき、上流側の配管を含む適切な位置に必要なものを設置するものと考えてよろしいでしょうか。	No370の回答をご参照ください。
372	要求水準書 (設計建設業務編)	66	第2章	第4節	8	(2)	オ②	低圧蒸気だめ 特記事項	減圧弁を設けることについては、低圧蒸気だめ本体に設置するのではなく、用途や法規に基づき、適切な位置に取りつけるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
373	要求水準書 (設計建設業務編)	68	第2章	第4節	10	(5)	イ	復水タンク	「フラッシュ蒸気は、蒸気復水器上部に導き拡散すること。」の記載がありますが、実績に基づき、蒸気復水系統を密閉式とするご提案をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
374	要求水準書 (設計建設業務編)	68	第2章	第4節	11	(4)		附属品	付属品として【イオン交換塔、イオン再生装置】の記載がありますが、これらが必要としないRO膜式をご提案させていただきます。	貴社ご提案を認めます。
375	要求水準書 (設計建設業務編)	72	第2章	第5節	3	(2)		HCl、SOx 除去 設備	「数量 2基」とありますが、(3)カ③に記載の薬剤供給装置(すなわちブロウ)の数量を指しているものと理解してよろしいでしょうか。	数量は、1式です。また、薬品供給装置(ブロウ)は、各炉それぞれ2台(交互運転)とし、2炉共通機による切替運転(合計3台運転)も可とします。
376	要求水準書 (設計建設業務編)	73	第2章	第5節	3	(4)	キ	HCl、SOx除去 設備	「薬剤供給装置のブロウは交互運転とすること。」とありますが、共通予備機を設けて切替運転を行う方式でも宜しいでしょうか。	No376の回答をご参照ください。
377	要求水準書 (設計建設業務編)	74	第2章	第5節	4	(1)	オ④	無触媒脱硝設備(必要に応じて)(特記事…	「安全弁、放出管等からの放出ガスは、除害装置を設置し放出ガス及び漏れたガスの拡散を防ぐこと」の記載について、労働災害リスクが高く各種法律で取り扱い方が規定されているアンモニアを想定したものと拝察します。安全対策は使用薬品に応じて講じるものとし、使用薬品が尿素水の場合は、一般的に普及している除害装置無しの設備構成をご提案させていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
378	要求水準書 (設計建設業務編)	74	第2章	第5節	4	(1)	オ⑧	無触媒脱硝設備(必要に応じて)(特記事…	尿素水を採用する場合、ステンレス以外でも問題無く長期運転している実績を有するタンク・配管材質があれば、ご提案をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
379	要求水準書 (設計建設業務編)	74	第2章	第5節	5	(2)		ダイオキシン 類及び水銀除 去設備	「数量 2基」とありますが、薬剤供給装置(すなわちブロウ)の数量を指しているものと理解してよろしいでしょうか。	数量は、1式です。また、薬品供給装置(ブロウ)は、各炉それぞれ2台(交互運転)とし、2炉共通機による切替運転(合計3台運転)も可とします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
380	要求水準書 (設計建設業務編)	75	第2章	第5節	5	(5)	オ	ダイオキシ ン類及び水銀除 去設備	「薬剤輸送管については、閉塞しないように材質、構造に配慮し、配管途中での分岐、連結はしないこと。」とありますが、薬品を含んだ配管が対象と捉えてよろしいでしょうか。具体的には、予備ブロワからの空気配管（薬品を含まない）の連結は問題無いと考えてよろしいでしょうか。また薬剤含む配管もしくはホースにおいて、フランジやカップリング接続部に段差が生じない構造であれば、配管定尺の都合により連結（分岐や合流ではなく、2本の管の直結）を許容いただけないでしょうか。	前段については、貴社ご理解のとおりです。 後段については、貴社ご提案を認めます。
381	要求水準書 (設計建設業務編)	75	第2章	第5節	5	(5)	オ	ダイオキシ ン類及び水銀除 去設備	「薬剤輸送管については、閉塞しないように材質、構造に配慮し、配管途中での分岐、連結はしないこと。」とありますが、配管途中での分岐、連結とは薬品を含んだ状態の空気を対象にしていると理解してよろしいでしょうか。また、予備ブロワを使用する場合に薬品を含まない空気配管を連結することをお認め頂けないでしょうか。	No380の回答をご参照ください。
382	要求水準書 (設計建設業務編)	75	第2章	第5節	5	(5)	カ	ダイオキシ ン類及び水銀除 去設備 特記 事項	「薬剤供給装置は交互運転とすること。」とありますが、ブロワを交互運転とするものと解釈してよろしいでしょうか。またブロワはHCl、SOx 除去設備のブロワ（消石灰用）と共用とすることで、維持管理や設置スペースを最適化する提案をお認めいただけないでしょうか。他施設で事例を多数有しており、十分な信頼性を確保可能です。	前段については、No379の回答をご参照ください。 後段については、貴社ご提案を認めます。
383	要求水準書 (設計建設業務編)	75	第2章	第5節	5	(5)	オ	ダイオキシ ン類及び水銀除 去設備	「薬剤輸送管については、閉塞しないように材質、構造に配慮し、配管途中での分岐、連結はしないこと。」とありますが、配管途中での分岐、連結とは薬品を含んだ状態の空気を対象にしていると理解してよろしいでしょうか。また、予備ブロワを使用する場合に薬品を含まない空気配管を連結することをお認め頂けないでしょうか。	No380の回答をご参照ください。
384	要求水準書 (設計建設業務編)	76	第2章	第6節	1	(1)	ケ	蒸気タービン 発電設備 一般事項	電力会社への送電端における逆潮流の量は常時2,000kW未満とすることとありますが、2,000kW未満の根拠についてご教示いただけないでしょうか。	本施設は高圧での受電となるためです。
385	要求水準書 (設計建設業務編)	80	第2章	第6節	1	(8)	イ	真空ポンプ 数量	エジェクタ方式を採用する場合は、真空ポンプと異なりモータ等の可動部がなく、実績施設において1基で問題なく運用していますので、1基のみ設置をお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
386	要求水準書 (設計建設業務編)	80	第2章	第6節	1	(9)	ア	メンテナンス 用荷揚装置 型式	類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績を踏まえ、電動式ではなく手動式をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案によります。
387	要求水準書 (設計建設業務編)	80	第2章	第6節	1	(9)	ア	メンテナンス 用荷揚装置 (形式)	類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績を踏まえ、電動式ではなく手動式をお認めいただけないでしょうか。	No386の回答をご参照ください。
388	要求水準書 (設計建設業務編)	83	第2章	第7節	3	(5)	イ	蒸気式空気予 熱器	製作コストの低減及び最適な配置設計を行うことを目的に、蒸気式空気予熱器本体に接続するダクトに設置したマンホール(空気予熱器近傍に設置)から蒸気式空気予熱器内部を点検可能とすることをお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案によります。
389	要求水準書 (設計建設業務編)	85	第2章	第7節	7	(3)	イ	主要項目(1基 につき)	総合的に同等以上の耐久性と考えられる場合、指定仕様を上回る材質を選定しつつ厚さを指定仕様よりも緩和する等、長寿命化と経済性を両立できる合理的な提案は妨げられていないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
390	要求水準書 (設計建設業務編)	85	第2章	第7節	7	(3)	イ	煙道	厚さ6mm以上と記載がございますが、類似規模・類似仕様のプラントにおける弊社のこれまでの運営実績を踏まえ、建設コストの低減を目的に、煙道厚さを4mm以上とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
391	要求水準書 (設計建設業務編)	85	第2章	第7節	7	(5)	オ	煙道 (特記事 項)	「継目の溶接は、内側全周溶接とすること。ただし、内部からの溶接施工ができない部分についてはこの限りでない。」と記載がありますが、口径が小さく内部からの溶接施工スペース確保が困難な場合も、外側全周溶接にてご提案してよろしいでしょうか。弊社の類似施設における実績より、内面溶接無しでも品質は担保できており、腐食等の問題も発生しておりません。	貴社ご提案を認めます。
392	要求水準書 (設計建設業務編)	86	第2章	第7節	8	(5)	キ	煙突 (特記事 項)	「頂部ノズルの腐食を考慮し交換が容易な構造とすること」と記載がありますが、フランジ式を想定されていますでしょうか。腐食リスク低減のため、溶接構造をご提案させていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
393	要求水準書 (設計建設業務編)	86	第2章	第7節	8	(5)	ケ	煙突 (特記事 項)	「内筒継ぎ目の溶接部は、内側を全周溶接とすること。」と記載がありますが、口径が小さく内部からの溶接施工スペース確保が困難な場合、煙道と同様に外側全周溶接にてご提案してよろしいでしょうか。弊社の類似施設における実績より、内面溶接無しでも品質は担保できており、腐食等の問題も発生しておりません。	No392の回答をご参照ください。
394	要求水準書 (設計建設業務編)	86	第2章	第8節				灰出し設備	主灰搬送コンベヤなど2系列とある機器について、機器点数の削減による延床面積や建設コストの低減のため、2炉共通1系列もお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
395	要求水準書 (設計建設業務編)	86	第2章	第8節	1	(5)	イ	落じんコンベヤ 特記事項	「落じんのみを回収できる構造とすること」とありますが、落じん灰を回収する場合、落じん灰の搬出及び処分は、入札説明書添付資料4「役割分担概念図」における「焼却灰」の取り扱いと同様に、貴連合所掌との理解で良いでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
396	要求水準書 (設計建設業務編)	87	第2章	第8節	3	(2)		主灰搬送コンベヤ 数量	2系列とありますが、各炉1系列×2炉=2系列との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
397	要求水準書 (設計建設業務編)	89	第2章	第8節	6	(2)		ボイラ灰搬送コンベヤ 数量	2系列とありますが、各炉1系列×2炉=2系列との理解でよろしいでしょうか。	No396の回答をご参照ください。
398	要求水準書 (設計建設業務編)	90	第2章	第8節	7	(2)		飛灰搬送コンベヤ 数量	2系列とありますが、各炉1系列×2炉=2系列との理解でよろしいでしょうか。	No396の回答をご参照ください。
399	要求水準書 (設計建設業務編)	90	第2章	第8節	7	(5)	オ	飛灰搬送コンベヤ 特記事項	「本体から集じん灰が発生しないよう防じんカバー等の対策を講ずること。」と記載がありますが、飛散防止および維持管理の容易性の観点で優れる密閉式コンベヤ採用による対策をご提案させていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
400	要求水準書 (設計建設業務編)	93	第2章	第8節	13	(5)	カ	特記事項	「バンカ方式を採用する場合は、容量の7日分以上は、飛灰貯留槽の容量と合わせることも可能である。」とありますが、ビット&クレーン方式でも、飛灰貯留槽の容量と合わせて7日分以上とさせていただけないでしょうか。必要な機能を維持しつつ、より経済的な施工が可能となりますか。	バンカ方式のみとします。
401	要求水準書 (設計建設業務編)	94	第2章	第9節	3	(1)		水槽類リスト	要水準に対する設計仕様書を作成するにあたり表2.2の用途に記載されている水槽は参考例と理解して事業者提案により必要があれば行の追加または設置しない水槽は行の削除をしてもよろしいでしょうか。もしくは設置しないものについては行を削除せず、仕様をブランクでご提出してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
402	要求水準書 (設計建設業務編)	98	第2章	第10節	1	(5)	エ	ろ液噴霧ポンプ	水中ポンプの場合の付属品が記載されていると思いますが、昇圧性能やメンテナンス性を考慮し、地上置きポンプの提案をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
403	要求水準書 (設計建設業務編)	101	第2章	第10節	3	(3)	イ	ポンプ類(参考)	交換が容易な注入ポンプを採用することを条件に、各ポンプ数量は「2交互運転」ではなく「1+1(倉庫予備)」をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
404	要求水準書 (設計建設業務編)	101	第2章	第11節				電気設備	事業用地外の施設への自営線による電力供給は見込まない前提としてよろしいでしょうか。	見込んでいません。
405	要求水準書 (設計建設業務編)	102	第2章	第11節	2	(4)	イ	電気方式 配電電圧/プラント動力	プラント動力の400Vは440Vとしてもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
406	要求水準書 (設計建設業務編)	102	第2章	第11節	2	(4)	ウ	電気方式 配電電圧/建築動力	建築動力の200Vは220Vとしてもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
407	要求水準書 (設計建設業務編)	102	第2章	第11節	2	(4)	エ	電気方式 配電電圧/照明、計装	照明、計装の単相2線式200/100Vは単相3線式220/110Vとしてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
408	要求水準書 (設計建設業務編)	102	第2章	第11節	2	(4)	オ	電気方式 配電電圧/非常用動力	非常用動力の400Vは440V、220Vとしてもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
409	要求水準書 (設計建設業務編)	103	第2章	第11節	3	(2)	ア	高圧配電盤	形式(JIS C 62271-200 CW形、JIS C 62271-200 CX形)とありますが、内部の変圧器搬入出を考慮し、高圧変圧器盤は弊社実績のあるCY形も可とさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
410	要求水準書 (設計建設業務編)	103	第2章	第11節	3	(2)	ア	形式	新基準であるJIS C 62271-200について、(1)高圧受電盤と同様に[JEM1425又はJIS C 62271-200 CW形、CX形等]と読み替えてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
411	要求水準書 (設計建設業務編)	103	第2章	第11節	3	(2)	オ	盤の種類	非常用発電機が保安負荷にのみ給電するシステムの場合は、限られた非常用発電機容量を確実に保安負荷に割り当てるため、保安系統を一般負荷の系統から独立させることも考えられます。 一方、今回のように1炉立上げ兼用の場合は、保安負荷への給電と1炉立上げ(一般負荷への給電)が十分両立可能な非常用発電機容量を確保するため、一般負荷への流出による保安負荷への給電容量不足の懸念がありません。したがって、このようなケースにおいては保安系統を分けるのは一般的ではなく、必要性は薄いと考えられます。 弊社においても、保安系統を分けないシステムを標準として採用しており、多くの納入実績があります。これらはいずれも問題無く長期運用できています。 また保安負荷を独立させるシステムには、デメリットがございます。大型盤の面数が大幅に増加し、電気室の床面積増大や維持管理性(更新含むメンテナンススペース)圧迫に繋がる点です。延床面積の上限遵守と長期にわたる維持管理性(更新含む)を考慮し、保安系統を分けないシステム(具体的には、保安動力変圧器および保安照明変圧器を、プラント動力変圧器、建築動力変圧器、照明用変圧器に統合したシステム)のご提案をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案によります。
412	要求水準書 (設計建設業務編)	103	第2章	第11節	3	(2)	オ	⑤保安照明変圧器盤	設備容量を検討し、経済的合理性の観点から保安動力高圧変圧器の下流に低圧の保安用照明変圧器を配置する構成を考えておりますが、この場合高圧配電盤の⑤保安照明高圧変圧器盤を省略してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容	
413	要求水準書 (設計建設業務編)	103	第2章	第11節	3	(2)	オ	⑥進相コンデンサ用高圧盤	高圧進相コンデンサ盤は、高圧配電盤と列盤とし盤内での母線接続を考慮しており外部ケーブル敷設をしないので電気事故の可能性は極めて低いです。この構成を認めていただけないでしょうか。加えて、高圧母線回路を区分けする等の保守性を考慮した高圧進相コンデンサを装備した高圧配電盤といたします。	貴社ご提案によります。
414	要求水準書 (設計建設業務編)	103	第2章	第11節	3	(3)		高圧変圧器	運用の利便性および経済性の観点からプラント動力変圧器と保安動力変圧器を統合した電気システムを提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
415	要求水準書 (設計建設業務編)	105	第2章	第11節	4	(1)	ア	形式	電力監視盤と同等の機能を有することを条件に119頁 5 (2) オペレーターズコンソールへの機能集約・兼用を提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
416	要求水準書 (設計建設業務編)	108	第2章	第11節	8	(3)	ア	形式	新基準であるJIS C 62271-200について、3 高圧受配電設備(低圧配電盤、動力制御盤も同様) (1)高圧受電盤と同様に[JEM1425又はJIS C 62271-200 CW形等]と読み替えてもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、JEM1425は2025年3月21日に廃止しておりますので、規格としては無効となりますのでJIS C 62271-200を引用してください。
417	要求水準書 (設計建設業務編)	108	第2章	第11節	8	(3)	エ	⑧主要構成機器	「中央制御室設置の発電機監視盤」と記載ありますが、105頁 4 電力監視設備 (1)電力監視盤と読み替えてもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
418	要求水準書 (設計建設業務編)	112	第2章	第11節	10	(2)	エ①	交流無停電電源設備	出力電圧 1次側、DC [JV、2次側、AC100V、60Hzと記載されておりますが、実績に基づき、無停電限装置の1次側はAC入力でも可としていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
419	要求水準書 (設計建設業務編)	112	第2章	第11節	10	(1)	エ	⑩放電時間	無停電電源設備の冒頭に「本装置は、直流電源装置、交流電源装置からなり、全停電の際、万一非常用発電機が運転されなくても 10分間は、直流電源及び交流電源を供給できる容量とすること。」と記載ございますので、放電時間は10分と読み替えてもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
420	要求水準書 (設計建設業務編)	114	第2章	第12節	1			遠隔監視の意味と外部接続可否	「全般的に遠隔監視で運転状況を管理できるもの」とありますが、ここでの遠隔監視は中央制御室・運営管理事務所等の施設内遠隔監視を指すのか、本社・保守拠点等の施設外からの監視を含むのかをご教示ください。	中央制御室・運営管理事務所等の施設内遠隔監視を示します。
421	要求水準書 (設計建設業務編)	114	第2章	第12節	6			運転データの活用	運転データの取扱いについて、AI、IoT、ICT機能を用いた効率的な運用のため、本社・保守拠点・クラウド等の施設外との共有を行うことが必須となりますが、その場合に遵守すべきは、05要求水準書(運営・維持管理業務編)第9章 第1節・第19節に定める情報セキュリティという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、協議によります。
422	要求水準書 (設計建設業務編)	117	第2章	第12節	3	(3)	ア	カメラ設置場所	カメラ台数については参考との記載があるため、設置場所を参考としつつ、台数等はレイアウトや設備構成等を考慮して事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
423	要求水準書 (設計建設業務編)	118	第2章	第12節	3	(3)	イ	研修室モニタ	本項では研修室のモニタを60インチ以上とのご指定ですが、P.143各施設計画では70インチ以上との記載があります。どちらの記述を優先すべきかご教示お願いします。	60インチとします。
424	要求水準書 (設計建設業務編)	118	第2章	第12節	3			録音データの活用	ごみ計量室近傍及びプラットホームのカメラについて録音機能及び録画機能付きとされていますが、録音される対象はそれぞれ、ごみ計量室は計量係員と搬入者の受付時の会話、プラットホームは、ごみ搬入等のプラットホームの環境音という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
425	要求水準書 (設計建設業務編)	119	第2章	第12節	4	(5)	ア	計装用空気圧縮機(特記事項)	吸気の消音器を省略し、スクリー発生騒音の低減や本体が格納される筐体内部への吸音材設置等の代替対策により、同等の静音性能を実現している機種が一般的に流通しています。弊社納入施設においても多数の採用実績と長期間の運転実績があり、充分な信頼性を有しています。機側1mにおける騒音値80dB(A)未満の指定および敷地境界騒音規制値を満足することを前提に、吸気消音器設置を省略した機種を採用をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
426	要求水準書 (設計建設業務編)	122	第2章	第13節	1	(5)	イ	雑用空気圧縮機	「自動アンローダ運転と現場手動ができること。」とありますが、自動アンローダ運転ではなく、インバータによる回転数制御運転をご提案することをお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
427	要求水準書 (設計建設業務編)	124	第2章	第13節	5	(3)	ウ	公害監視用データ表示盤主要項目	表示項目について、[ばいじん、塩化水素、硫酸化合物、窒素酸化物、ダイオキシン類、発電量、その他必要項目]と記載がありますが、その他必要項目については事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。ご指定の項目があれば、明示いただけないでしょうか。なお、パッチ測定項目については、ダイオキシン類と同様に手分析データの表示でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、ご協議ください。
428	要求水準書 (設計建設業務編)	124	第2章	第13節	5	(3)	ウ	公害監視用データ表示盤表示項目	表示項目にダイオキシン類とありますが、ダイオキシン類は連続測定ではなく、パッチ測定と考えますが、表示する値は最新の測定結果を表示すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
429	要求水準書 (設計建設業務編)	124	第2章	第13節	8			エアライン設備	空気配管についても、エアラインとして使用する空気条件を満たす場合に限り、他の空気配管との母管共通化をお認めいただけないでしょうか。具体的には、共通の空気配管母管から、プラント機器用の空気取り出し口やエアライン用空気取り出し口が分岐させる形を想定しています。弊社では本方式を標準採用しており、長期にわたり問題無く使用できている実績が多数ございます。	貴社ご提案によります。
430	要求水準書 (設計建設業務編)	125	第2章	第13節	11			作業環境用脱臭装置	弊社実績では、作業環境用脱臭装置無しで屋外排気としている実績が多数あり、敷地境界において今回案件同等の臭気指数を遵守しております。不設置とすることで、機器費・メンテナンス費の低減が見込めますので、敷地境界において臭気指数を遵守することを条件に、屋外排気とする場合も作業環境用脱臭装置の有無については事業者提案とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
431	要求水準書 (設計建設業務編)	127	第2章	第13節	12	(5)	ア メディアウォール の代替について	メディアウォールは特定メーカーの名称になりますが、場内案内説明装置としては特定メーカー品に限定せず、グラフィック等の映像をモニタに映して説明を行えるものであればよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
432	要求水準書 (設計建設業務編)	129	第3章	第1節	3	(1)	ア③ (ア) 計量棟	計量管理は1か所に集約することを基本とすることを3頁に記載がありますが、ごみの搬入及び退出時に計量することを守れば、入口と出口で分けた配置することをお認めいただけませんか。	No222の回答をご参照ください。
433	要求水準書 (設計建設業務編)	129	第3章	第1節	3	(1)	ア ③計量棟	「カード貸与者がセルフで受付」できる対象の搬入車(車両)をご教示願います。	委託収集車両及び許可車両を想定しています。
434	要求水準書 (設計建設業務編)	130	第3章	第1節	3	(1)	ア⑥ 遊歩道	実施方針No.274で質問させていただきましたが、上田市がご計画されている北側敷地の緑地公園に接続できる計画とするようご指示がありますが、周辺整備事業側の取合場所の位置、高さ、緑地公園のコンセプト等決定している事項をご教示ください。	ホームページ上で公表している内容以外はありません。
435	要求水準書 (設計建設業務編)	130	第3章	第1節	3	(1)	ア ⑤緑地帯及び ⑥遊歩道	「緩衝緑地帯」がどの部分を示しているかご教示願います。	基本計画時の東側の一部を想定していますが、貴社ご提案によります。
436	要求水準書 (設計建設業務編)	130	第3章	第1節	3	(1)	イ① 盛土	現状敷地内に周辺住民も利用されている既存汚水管がございます。この既存汚水管が影響を及ぼす可能性があるためご回答をお願いいたします。浸水対策において、「現況地盤に対し、1.0m程度の嵩上げ」とありますが、嵩上げ土砂重量の増加により、既存インフラ(HPφ900等)にひび割れや破損等の構造上の影響はないという認識で相違ないでしょうか。また、当該既存汚水管の「規格」および「基礎構造」が確認できる資料(図面等)を開示いただけますでしょうか。	前段については、今後の事業者提案の内容により管の管理者含めて判断します。また、設計協議も必要となりますので、よろしくお願いたします。後段については、入札参加資格審査通過者にデータを配付します。詳細は現地見学会の際に確認してください。
437	要求水準書 (設計建設業務編)	130	第3章	第1節	3	(1)	イ① 盛土量	盛土量の上限に制約がある場合はご教示願います。	今後の協議によります。
438	要求水準書 (設計建設業務編)	131	第3章	第1節	3	(2)	イ 構内動線	「① 計量室周辺は、入口・出口車線ともに、計量機に乗らずに受付できるレーン設ける。」と記載ございますが、第3章第1節3(1)ア③計量棟(イ)の「計量室周辺は、入口車線に、カード貸与者がセルフで受付できることもできるようにすること。」の記載をふまえ、出口側には計量機に乗らずに受付できるレーンは設けない理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
439	要求水準書 (設計建設業務編)	131	第3章	第1節	3	(2)	ウ 周回動線	「④ 搬入車両、一般持込車両、搬出車両及びメンテナンス車両の動線として、工場棟の全周に、車両が1台停車していても通り抜けできる幅員の周回道路を設けること。」と記載ございますが、扉の無い壁部等、車両が工場棟に寄り付く必要のない箇所については、必ずしも車両が1台停車していても通り抜けできる幅員を設けなくても良い事をお認めいただけませんか。	貴社ご提案を認めます。
440	要求水準書 (設計建設業務編)	131	第3章	第1節	3	(2)	ウ 周回動線	第1章第2節6基本方針ア⑩に「凍結対策を講じる場合には、縦断勾配を10%以下とすることを認める。」とありますので、本項にて記載の斜路にも同様に適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	No216の回答をご参照ください。
441	要求水準書 (設計建設業務編)	131	第3章	第1節	3	(2)	ウ 周回動線	「⑧ 車両の通行する斜路については、安全かつ円滑な走行が可能ないように斜断勾配7.5%以下とする。」と記載ございますが、適切な凍結防止対策を行った場合、斜面勾配10%以下とすることをお認めいただけますでしょうか。	No216の回答をご参照ください。
442	要求水準書 (設計建設業務編)	131	第3章	第1節	3	(2)	ウ 周回動線	「⑩ 動線は、右回りを基本とし、車両が交差しないような配置とすること。」と記載ございますが、車両が交差しないような配置であることを前提に、全体的に左回り、ないしは一部に左回り部が生じることもお認めいただけませんか。	安全を担保できることを前提に、協議して決定するものとします。
443	要求水準書 (設計建設業務編)	131	第3章	第1節	3	(2)	ウ 周回動線	車線幅員3m以上とありますが、車両軌跡検討の上、問題ない場合は3m以下としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
444	要求水準書 (設計建設業務編)	132	第3章	第2節	2	(3)	外壁	「構造耐力上重要な部分及び遮音性能が要求される部分は、基本として鉄筋コンクリート造とすること」とありますが、遮音性能が要求される部分については、事業者の経験等に基づき判断し、ご提案するというところでよろしいでしょうか。なお、もし、貴連合において具体的に想定している箇所がございましたらご教示いただけませんか。	貴社ご提案によります。
445	要求水準書 (設計建設業務編)	132	第3章	第2節	2	(4)	イ 内壁	バッカー車等の衝突に対して所定の強度を有するとありますが、具体的な目標値がありましたらご提示ください。	貴社ご提案によります。
446	要求水準書 (設計建設業務編)	133	第3章	第2節	2	(5)	ク 建具	「エントランスなどは電動式とし」とありますが、貴連合職員用および事業者用の出入口扉についても同様でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
447	要求水準書 (設計建設業務編)	133	第3章	第2節	2	(6)	サイン	視覚障がい者に対して、視覚障がい者誘導用ブロック、音響音声案内装置、点字等による案内板及び点字表示を動線に沿って適所に配置する。とありますが、バリアフリー法または福祉のまちづくり条例に準拠する計画と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。


No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
			第3章	第2節	5	(1)			
448	要求水準書 (設計建設業務編)	138	第3章	第2節	5	(1)	イ①c) 炉室	「h. 機器の放熱に対処するために、炉室には換気モニタを効率的に設け、換気が適切に行われるように計画するとともに、給排気口には防音対策を施すこと。」とありますが、効率的に炉室内の換気を行うため炉室の排気は換気モニタに替えてルーフファンの設置をお認めいただけませんか。	貴社ご提案により協議します。
449	要求水準書 (設計建設業務編)	139	第3章	第2節	5	イ	①G)c 電算機室	タイルカーペット同等品以上の部材として、帯電防止機能を有した他の部材の使用もご提案可能でしょうか。	貴社ご提案によります。
450	要求水準書 (設計建設業務編)	139	第3章	第2節	5	(1)	イ J)ごみクレーン操作室	監視窓の洗浄を目的に、洗浄装置を設置することとありますが、P50(5)特記事項力には、清掃設備(自動又は手動)と記載があります。P50の記載を正として、手動による洗浄も可と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
451	要求水準書 (設計建設業務編)	139	第3章	第2節	5	(1)	イ L)灰クレーン操作室	主灰ビットに面し、主灰ビット内及び周辺の状況が見通せる位置とすることと記載がありますが、ITVカメラを利用しての確認も可と解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
452	要求水準書 (設計建設業務編)	140	第3章	第2節	5	(1)	イ①M)N)タービン発電機室 非常用発電機室	「壁・天井は吸音材仕上げとし」とありますが、吸音材を施工する範囲(面積)は騒音検討に基づき、必要範囲に施工するものとしてよろしいでしょうか。特に二層吹き抜け空間の天井に施工する場合、将来的に経年劣化により吸音材の更新が必要となった際に、仮設足場が必要となり、補修費の増大に繋がる懸念があります。	要求水準書のとおりとします。ただし、詳細については実施設計時に協議し決定するものとします。
453	要求水準書 (設計建設業務編)	140	第3章	第2節	5	(1)	イ①Q) 燃料貯留槽	P57に同設備について「地下埋設式」と記載いただいておりますが、地上式のような防液堤の設置ができません。実績に基づき、コンクリートビット等で燃料の流出防止策を適切に行うことを前提に、防液堤は非設置とすることをお認めいただけませんか。	貴社ご提案によります。ただし、詳細については、消防との協議によります。
454	要求水準書 (設計建設業務編)	140	第3章	第2節	5	(1)	イ①Q) 諸室計画	「Q) 燃料貯留槽 b. 防液堤を設置すること。」の記載がありますが、地下埋設式とし、防油仕様のコンクリートビット内に設置する場合は防液堤・防油堤は設置せずともよろしいでしょうか。	No453の回答をご参照ください。
455	要求水準書 (設計建設業務編)	142	第3章	第2節	5	(2)	イ②③④) 研修室 中会議室 小会議室	避難スペースとしての利用を想定し、寝食をとることを配慮した仕様について、貴連合においてご想定されている備品類や収容人員等あればご教示いただけないでしょうか。	特にありません。
456	要求水準書 (設計建設業務編)	143	第3章	第2節	5	(2)	イ ②)研修室 諸室仕様	「放送設備は無線式とすること」とありますが、マイクに関して無線式と考え、スピーカー等は有線式と考えますが、よろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
457	要求水準書 (設計建設業務編)	146	第3章	第2節	5	(2)	イ⑦) 浴室	床面積・利用人数は提案によると記載いただいておりますが、運営・維持管理事業者の必要な規模で決定してよろしいでしょうか。災害時は運営・維持管理事業者の必要な規模で設置した浴室を一時的な避難者にご利用いただくことを想定しております。	貴社ご提案を認めます。
458	要求水準書 (設計建設業務編)	146	第3章	第2節	5	(2)	イ⑧) 本連合職員室	書庫に設置する書棚については固定式とし移動式書架(レール付き)等は不要と考えてよろしいでしょうか。	移動式書架(レール付き)としてください。
459	要求水準書 (設計建設業務編)	146	第3章	第2節	5	(2)	イ⑨) その他	aその他必要な諸室として、危険物庫と予備品収納庫が記載されています。これらは主に工場棟で使用する物品を保管する用途と史料しますが、安全・合理的な搬出入動線を確保する目的で、工場棟に設置するご提案をお認めいただけないでしょうか。工場棟で使用する物品の保管を意図しておらず、飽くまで管理棟に設置することをお求めの場合、収容物品の種類と量の目安をご教示いただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
460	要求水準書 (設計建設業務編)	146	第3章	第2節	5	(2)	イ⑨) 備蓄品	防災備蓄倉庫の備蓄品については、全て貴連合にてご用意されるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
461	要求水準書 (設計建設業務編)	146	第3章	第2節	5	(2)	イ⑦) 浴室	「c. 普段の使用がどちらか1室に偏らないように、男女の使用区別を変更できるようにすること。」とあります。延床面積制限遵守および事業費低減の観点から、片方は浴槽とシャワーを備えた大型浴室、もう片方はシャワーのみを備えた小型浴室とすることをお認めいただけないでしょうか。使用頻度の偏りによる設備劣化をご懸念されている意図かと史料しますが、実績上も支障無く運用できています。	貴社ご提案を認めます。
462	要求水準書 (設計建設業務編)	147	第3章	第2節	5	(3)	ア) 計量棟	b.に「車両進入路側にはガードポールを設置すること。」と記載ございますが、車両の衝突を防ぐ性能を有することを前提にガードの仕様についてはアイランドバリアとすることをお認めいただけますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
463	要求水準書 (設計建設業務編)	147	第3章	第2節	5	(3)	ウ) 洗車場	その他附属施設計画で洗車場の設置数「1棟」と記載されていますが、延床面積9200㎡を守るため、タイヤ洗浄後の排水が雨水側溝に流れないことを条件に屋根なしの洗車場をお認めいただけませんか。	貴社ご提案を認めます。
464	要求水準書 (設計建設業務編)	147	第3章	第2節	5	(3)	ウ) 洗車場	「1棟」と記載ございますが、プラットホームに収集車量1台分の洗浄用スペースを設ければ、専用で洗車場の建屋を設ける必要はないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
465	要求水準書 (設計建設業務編)	148	第3章	第2節	6	(3)	見学計画	「加熱設備付き給湯室を備え、住民活動の場を提供できるスペース等を設置する」とありますが、給湯室は具体的にどのような用途を考えておりますでしょうか。	加熱設備を備えた給湯室がある住民活動の場を想定しています。

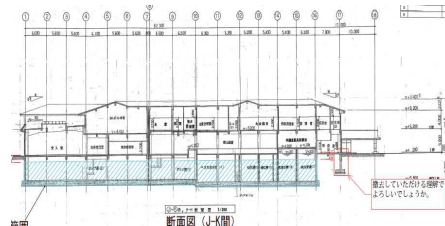
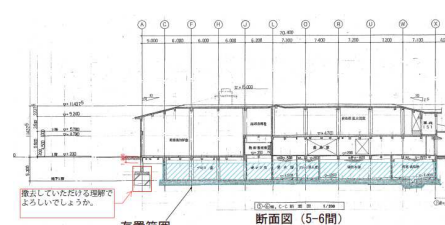
No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
			第3章	第2節	6	(3)			
466	要求水準書 (設計建設業務編)	148	第3章	第2節	6	(3)	見学計画	「住民活動の場を提供できるスペース等を設置する。」とありますが、研修室やホール等の住民への貸し出しは想定されていますか。貸し出しを想定されている場合は、貸し出し方法等はどのようにお考えでしょうか。	前段については、研修室やホール等貸し出しも想定しています。後段については、今後検討していきます。
467	要求水準書 (設計建設業務編)	148	第3章	第2節	6	(14)	見学計画	2方向避難の確保については、建築基準法施行令第1119条における2方向避難を遵守する意図と考えてよろしいでしょうか。	No339の回答をご参照ください。
468	要求水準書 (設計建設業務編)	148	第3章	第2節	6	(14)	見学計画	「見学者が見学ルート以外に侵入できないようセキュリティを明確に設けること」と記載ございますが、見学ルートとのセキュリティを適切に設けた場合、延床面積及び建設コスト低減の観点から運転員(運営・維持管理事業者)と一部動線を共有することをお認めいただけますでしょうか。	貴社ご提案によります。
469	要求水準書 (設計建設業務編)	149	第3章	第2節	6	(18)	イ 廊下	「② 廊下の有効幅員180 cm以上とし」と記載ございますが、延床面積及び建設コスト低減の観点から、見学者の使用を避難時のみと想定する廊下については、機械諸室と同様の幅とすることをお認めいただけないでしょうか。	見学ルートのほか、見学者が緊急時に避難するルートも含まれます。
470	要求水準書 (設計建設業務編)	150	第3章	第2節	6	(18)	エ 階段	「① 有効幅員1.4m 以上、蹴上16 cm以下、踏面30 cm以上、蹴込み2 cm以下とすること」と記載ございますが、延床面積及び建設コスト低減の観点から、見学者の使用を避難時のみと想定する階段については、以下とすることをお認めいただけないでしょうか。 ・階段の仕様(有効幅員、角度等)を機械室に設ける階段と同等とする ※建築基準法施工例第23条の階段の種別における” (一)” および” (二)” は非適用 ・運転員(運営・維持管理事業者)と階段を共用する	見学者が利用する可能性が少しでもある場所については全て計画してください。No469の回答もご参照ください。
471	要求水準書 (設計建設業務編)	150	第3章	第3節	6	(18)	エ 階段	有効幅員1.4m 以上、蹴上16 cm以下、踏面30 cm以上、蹴込み2 cm以下とすること。とありますが、見学者の通常利用はしない二方向避難用の階段はこの限りでないと考えてよろしいでしょうか。	No469の回答をご参照ください。
472	要求水準書 (設計建設業務編)	151	第3章	第2節	7	(2)	オ 構造計算	炉体鉄骨や復水器支持架台及び排ガス処理設備支持鉄骨については、建築基準法上の建築物には該当しませんが、要求水準書本文の記載から、耐震計算にあたっては建築基準法におけるルート3(保有水平耐力の確認)に準じ、 $Qu/Qu_n \geq 1.25$ を確保することを要求されているものと解釈しております。この解釈で問題無いでしょうか。 その際、炉体支持鉄骨については炉体を支持する階より上部に、機械設備工事にてその他機器、配管、ダクト類の支持架構および点検床等を設置しますが、その部分については、要求水準書 P42.9「地震対策(1)」に記載の「火力発電所の耐震設計規程」を適用して耐震計算を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。
473	要求水準書 (設計建設業務編)	151	第3章	第2節	7	(2)	カ 構造計算	プラント機器を支持する構造体について「二次設計時の反力まで考慮」となっているが、反力作用時の構造体は、保有耐力計算時に考慮するとして、よろしいでしょうか。	プラント機器を支持する構造体については、二次設計における保有水平耐力計算まで行ってください。
474	要求水準書 (設計建設業務編)	151	第3章	第2節	7	(2)	カ 構造計算	上記の「二次設計時の反力」とは、前項(2)オに記載の1.25 Qu_n に相当と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。
475	要求水準書 (設計建設業務編)	152	第3章	第2節	7	(2)	キ 構造計算	回転機器の「静荷重」は自重の1.5倍以上の記載がありますが、「動荷重」と読み替えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
476	要求水準書 (設計建設業務編)	152	第3章	第2節	7	(2)	ク 構造計算	建築物の構造設計は「法20条第二号建築物として設計」とありますが、三号または四号に該当する建物の場合も適用と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。実施設計における協議となります。
477	要求水準書 (設計建設業務編)	153	第3章	第3節	1	(1)	イ 敷地造成工事	「敷地造成において撤去が必要となる基礎、杭等の残存工作物は、確実に全撤去を行い、適正に処理処分を行うこと。」とありますが、第1章第5節2建設工事(5)工事条件 オ残存工作物に「既設地下工作物の取扱いに関するガイドライン2020年2月」に該当する場合には存置できるものとする。」とあり、本項にも準用されるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
478	要求水準書 (設計建設業務編)	154	第3章	第3節	2	(2)	ク 駐車場工事	車いす用駐車場2台分との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
479	要求水準書 (設計建設業務編)	154	第3章	第3節	2	(2)	ケ 駐車場工事	「充電器設置エリアには、屋根を設置するとともに、管理棟までの間にも屋根を設置すること」と記載ございますが、延床面積を低減すべく、クに記載の屋根付き駐車場とケに記載の屋根付き駐車場2台を兼用することをお認めいただけますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
480	要求水準書 (設計建設業務編)	154	第3章	第3節	2	(3)	ア	構内排水の浸透施設は、「上田市開発事業の規制に関する条例及び上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の取扱要領」に基づき、30年確立の降雨強度を採用するという理解でよろしいでしょうか。また、既存の構内排水の放流先が確認できる資料(図面等)を開示いただけないでしょうか。	前段については、貴社ご理解のとおりです。後段については、提示できる資料はありません。

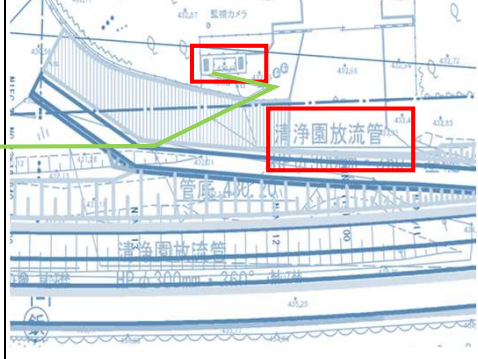
No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
481	要求水準書 (設計建設業務編)	154	第3章	第3節	2	(4)	イ	堤防道路工事と併せて高木の植栽を行う計画がありましたら、ご教示願います。	堤防道路工事と併せて高木の植栽を行う計画はありません。
482	要求水準書 (設計建設業務編)	154	第3章	第3節	2	(4)	イ	植栽・芝張工事 敷地南側には、対岸住民の目隠しとなるよう高木を設置するものとする。なお、場所や種類等については、本連合と協議し決定するものとする。とありますが、樹木の高さは工場棟1階程度が隠れる高さと考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価をふまえた貴社ご提案によります。
483	要求水準書 (設計建設業務編)	154	第3章	第3節	2	(4)	エ	植栽・芝張工事 「工場棟と周回道路の間には緑地帯を設けること」とありますが、車両と工場棟外壁の衝突防止用として機能する幅を確保する用途と考えてよろしいでしょうか。またそれを踏まえ、工場棟内外周の出入口(車両用や人用)付近については、車両や人が定期的に、頻繁に、通行することが想定されるため、緑地帯の維持管理性や動線利便性を考慮して、部分的に緑地帯を省略するご提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、設置箇所については、実施設計における協議となります。
484	要求水準書 (設計建設業務編)	158	第3章	第4節	8	(2)		エレベーター 設備工事 停電や地震等の災害時に対応できる機種とすること。とは、停電や地震時に最寄り階に停止、火災時に避難階に着床する仕様と考えてよろしいでしょうか。	地震時にはすぐに停止する仕様とし、火災時には貴社想定のとおりとします。
485	要求水準書 (設計建設業務編)	158	第3章	第5節	1			ZEB ZEBを考慮するようご指示がありますが、ZEBの認定は必要でしょうか？	貴社ご提案によります。
486	要求水準書 (設計建設業務編)	158	第3章	第5節	1			基本的事項 「ZEBの適用を念頭に」とありますが、ZEB_Ready、Nearly_ZEB、ZEBといういわゆるZEBのレベルについて、一番最高位のZEBの取得が必須ではなく、また認定機関の審査を受検するというでも無く、自主的にZEB_Readyに近づけるよう計画するという理解でよろしいでしょうか。	No485の回答をご参照ください。
487	要求水準書 (設計建設業務編)	159	第3章	第5節	4	(2)	イ	電話・通信 設備工事 「光通信及び構内LAN～」とありますが、光通信は主として「引き込み」部分を指し、敷地内において光配線を特に要望するものではないと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
488	要求水準書 (設計建設業務編)	160	第3章	第5節	4	(3)	ウ	①増幅器形式 「一般放送・BS」とありますが、テレビ共聴のBS放送を拡声放送設備で音声だけ放送できるようにという主旨でしょうか。それともBGMという主旨でしょうか。	貴社ご提案によります。
489	要求水準書 (設計建設業務編)	160	第3章	第5節	4	(6)	イ	インターホン 設備工事 「管理施設のインターホンは中央制御室等に接続し、切り替え可能な仕様とすること。」にある「切り替え可能な仕様」とは具体的に、どのような仕様を指しますか。中央制御室以外にも管理施設のエントランスやプラント施設の通用口インターホンと通話できるインターホン親機を設置する室を計画し、どちらの室でも応答できるようにという主旨でしょうか。	貴社ご提案によります。
490	要求水準書 (設計建設業務編)	160	第3章	第5節	4	(7)		ITV設備工事 「第2章第13節(3)ITV装置」に示す通りとありますが、13節を12節と読み替えればよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
491	要求水準書 (設計建設業務編)	160	第3章	第5節	4	(8)		警備設備工事 想定次第で相当数の範囲が対象になる可能性があるため、外構は警備の範囲外とし、工場棟、計量棟、および管理棟は接地階に限らず範囲内とするという考えでよろしいでしょうか。	接地階に限らず、工場棟、計量棟、管理棟の建屋を範囲として計画してください。
492	要求水準書 (設計建設業務編)	160	第3章	第5節	4	(9)		その他 想定次第で相当数の範囲が対象になる可能性があり、電力の引き込み経路、通信の引き込み経路について予備配管の必要を検討することでよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
493	要求水準書 (設計建設業務編)							防火水槽については可否については消防協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
494	要求水準書 (設計建設業務編)							令和7年10月23日付けでご回答頂いた「資源循環型施設整備・運営事業に係る事業費等に関する調査への質問回答書」および令和8年4月15日付けでご回答頂いた「実施方針及び要求水準書(案)」に関する質問・意見に対する回答については、公告時の要求水準書に対して無効とさせていただきます。	「実施方針及び要求水準書(案)」に関する質問・意見に対する回答については、公告時の要求水準書に対して無効です。
495	要求水準書 (運営維持管理業務編)	7	第1章	第3節	11			セルフモニタ リング 試験的な運転調整とは、どのような想定かご教示いただけますでしょうか。	新技術の導入等貴社ご提案によります。
496	要求水準書 (運営維持管理業務編)	7	第1章	第3節	12	(10)		健康診断の結果 結果の報告とは、診断結果ではなく実施したことがわかる報告という理解でよろしいでしょうか。	実施した結果(問題の有無)や就業上の措置が必要な場合はその措置内容を報告してください。
497	要求水準書 (運営維持管理業務編)	9	第1章	第3節	17			保険への加入 事業者側での保険提案にあたり、重複を避けるため、貴連合が加入予定の保険の補償内容の詳細をご教示いただけないでしょうか。 ・担保危険 ・補償対象(プラント全体or建屋のみ) ・元補償限度額 ・免責金額 ・新価(再調達価額)補償or時価補償	公益社団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入予定です。詳細はホームページ等をご覧ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
498	要求水準書 (運営維持管理業務編)	9	第1章	第3節	17		保険への加入	本連合は、本施設の所有者として、保険に加入の予定であるが、加入先は未定であるとの記載がございますが、入札説明書添付-21ページで本連合では、建物総合損害共済に加入する予定であると記載されており、本保険には加入する前提との理解でよろしいでしょうか。また、補償内容の詳細(担保危険、補償対象、てん補限度額、免責金額、再調達価格or時価補償等)をご教示頂けないでしょうか。	前段については、貴社ご理解のとおりです。 後段については、No497の回答をご参照ください。
499	要求水準書 (運営維持管理業務編)	9	第1章	第3節	18		地元振興	「構成市町村の住民に対する雇用促進」について、住民であることの証明は郵便物や公共料金の請求書などで行うものと考えてよろしいでしょうか。	住民票の写しなど構成市町村に移住していることが分かる書類で確認することを想定しています(必要部分以外は黒塗り可)。
500	要求水準書 (運営維持管理業務編)	10	第1章	第4節	1		運営・維持管理	本業務において、記載されている資料の上位に本質問に対する貴連合回答が位置づけられているとの認識でよろしいでしょうか。	質問回答の内容も含まれますが、上位の位置付けではありません。
501	要求水準書 (運営維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	(7)	本業務期間終了時の引渡し条件	本連合(運営委託を行う場合の次期運営事業者含む)に対し、必要期間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本連合の承諾を得ること。また、本連合は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則として全てを開示するものとするとの記載がございます。 図書、資料、データ及びノウハウには、事業者の営業上及び技術上の秘密情報が含まれる可能性があり、無制限の開示は競争上の地位を著しく損なう恐れがあります。つきましては、これらのうち営業秘密及び独自ノウハウに該当する内容については開示対象外とし、それ以外の範囲についても事前協議の上で開示範囲を決定する取扱いとしていただきたく、貴連合の見解をご教示ください。	協議の上決定するものとします。
502	要求水準書 (運営維持管理業務編)	12	第2章	第2節	(3)		有資格者の配置	省エネルギー法定定期報告・中長期計画書(特定事業者等)記入要領219ページにおいて、「【PFI(Private Finance Initiative)】(中略)財産・施設等の設置・更新権限がある側がエネルギー管理を行うこととする。」とされております。本事業は入札説明書3ページにおいて「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」の規程に準じて実施」とされていること、また、施設の設置・更新権限は貴市にあることに鑑み、エネルギー管理員の設置、及び、エネルギー使用量についての定期報告書の国への届出については貴市にて実施いただくこととし、事業者は貴市の報告書作成にあたって必要な使用量等のデータの提供等を行うこととしていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
503	要求水準書 (運営維持管理業務編)	13	第2章	第2節	表2.1		維持管理・運営必要資格	表2.1 維持管理・運営必要資格(参考)内の記載には、第2種電気主任技術者とありますが、高圧受電の計画ですので第3種電気主任技術者と読み替えてよろしいでしょうか。	表はあくまでも参考であり、運営・維持管理に際して必要な有資格者を配置してください。
504	要求水準書 (運営維持管理業務編)	14	第3章	第2節	1	(4)	受付管理	運営事業者は直接搬入車に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認することの記載がございます。 計量棟で確認するのは口頭での確認、紙に記載(氏名、住所等)、免許書の確認などがあると思いますが、貴連合として必要な確認作業があれば具体的にご指示をお願い致します。	貴社ご提案によります。
505	要求水準書 (運営維持管理業務編)	14	第3章	第2節	4		ごみ処理手数料の徴収等	計量業務含む、運営・維持管理業務全体の効率的な人員配置・業務運営のため、ごみ処理手数料の徴収に関する業務を運営事業者(特別目的会社)から委託あるいは再委託することは可能でしょうか。多くの自治体では、運営・維持管理業務の一環として委託・再委託をお認めいただいておりますが、一部例外的に不可とされる自治体も過去にわずかながらあったことから、本件について確認させていただきます。	委託は可能ですが、事前に承認と適格性確認等が必要となる場合があります。
506	要求水準書 (運営維持管理業務編)	14	第3章	第2節	4	(2)	ごみ処理手数料の徴収等	「(2) 運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。また、収納する現金及び関係書類の確認方法等の詳細については、本連合と協議のうえ決定すること。」とありますが、徴収した処理手数料の納付は、施設内での現金受け渡しによって行うとの理解でよろしいでしょうか。また、翌日までにとは、貴連合もしくは指定する金融機関の翌営業日までにとの理解で宜しいでしょうか。	今後の検討とします。
507	要求水準書 (運営維持管理業務編)	14	第3章	第2節	4	(2)	ごみ処理手数料の徴収等	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。」とありますが、現金の受け渡し方法について、事業者社員が直接貴連合職員へ渡すという方法でよろしいでしょうか。	No506の回答をご参照ください。
508	要求水準書 (運営維持管理業務編)	15	第3章	第2節	5	(1)	受付	受付時間は「月曜日から金曜日の8時30分から午後4時30分まで」とありますが、12時~13時は受付を停止し、休憩時間とするものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
509	要求水準書 (運営維持管理業務編)	15	第3章	第2節	5	(1)	受付	「受付時間は、原則として、月曜日から金曜日の8時30分から午後4時30分まで」とありますが、12~13時の受付はありますか。	No508の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
510	要求水準書 (運営維持管理業務編)	15	第3章	第3節	(5)	搬入管理	「処理不適物等が残った場合の対応については、本連合と協議し」とありますが、運営事業者の計画条件としては、保管場所(敷地内)までの搬送、保管、積み込みまでとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、詳細については協議するものとします。
511	要求水準書 (運営維持管理業務編)	15	第3章	第3節	(5)	搬入管理	処理不適物の持ち込み禁止案内のチラシを本連合と協議のうえ作成し、案内することと記載がございますが、 ①配布対象は処理不適物を持ち込んだ方に配布するということでしょうか。 ②チラシはA4サイズ1枚程度と考えて良いでしょうか。 ③配布する対象者の年間人数の想定をご教示下さい。 (例：1日2名程度で年間500人程度)	①貴社ご理解の通りですが、許可業者にも配付したいと考えています。 ②貴社ご理解のとおりです。ただし、詳細については協議するものとします。 ③想定人数はありません。不足すれば適時印刷して配付するものとします。
512	要求水準書 (運営維持管理業務編)	15	第3章	第3節	(6)	搬入管理	「運営事業者は、動物(犬、猫、鹿、猪等)の死骸を受入れ、処理すること」とありますが、衛生管理上、鹿など大型動物は処理可能なサイズに切断された状態で搬入いただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
513	要求水準書 (運営維持管理業務編)	15	第3章	第3節	(6)	搬入管理	運営事業者は、動物(犬、猫、鹿、猪等)の死骸を受入れ、処理することと記載がございますが、動物の持込について直接搬入者の持込はないと考えてよろしいでしょうか。	構成市町村の担当部署など、直接搬入者が多いと想定しています。
514	要求水準書 (運営維持管理業務編)	15	第3章	第3節	(6)	搬入管理	一般車両(市民)からの愛玩動物死骸の搬入はないとの理解でよろしいでしょうか。	No513の回答をご参照ください。
515	要求水準書 (運営維持管理業務編)	24	第6章	第2節	表	6.1 業務期間中の測定項目	飛灰処理物のダイオキシン類含有量について、飛灰処理物は共通系のため、設計・建設業務編P.30表1.12に記載のように炉ごとの測定はなく、1回/年の測定と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
516	要求水準書 (運営維持管理業務編)	24	第6章	第2節	表	6.1 業務期間中の測定項目	騒音・振動は、騒音・振動規制法に従い、各時間帯で10分間の測定を行うことと理解してよろしいでしょうか。	毎正時10分値の測定でも可としますが、計画地周辺で発生する自動車や新幹線の走行音などの除外すべき音が発生し除外する場合、除外したデータで10分以上を確保することとさせていただきます。
517	要求水準書 (運営維持管理業務編)	24	第6章	第2節	表6.1	業務期間中の測定項目	悪臭の測定について、特定悪臭物質濃度の記載がありますが、測定対象項目と基準値は要求水準書 設計・建設業務編の「表1.10 悪臭基準値」記載の内容との認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
518	要求水準書 (運営維持管理業務編)	24	第6章	第2節	表6.1	業務期間中の測定項目	主灰及び飛灰処理物の測定について、重金属溶出試験の記載がありますが、測定対象項目と溶出基準値は要求水準書 設計・建設業務編の「表1.6 飛灰処理物の溶出基準値」記載の内容という認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
519	要求水準書 (運営維持管理業務編)	24	第6章	第2節	表6.1	業務期間中の測定項目	表に記載ある主灰と飛灰処理物の放射性セシウム、放射性ヨウ素について、要求水準書の中に数値基準の記載はないと思われます。測定は可能ですが基準値がございましたら、ご教示ください。 なお、数値が基準を超過した場合にも、本施設は放射性セシウム及びヨウ素の除去機能は有していないため、どのような対応を取れば良いのかも併せてご教示ください。	前段については、一般的に埋立基準は8,000Bq/kgですが、処理委託先からの依頼による測定です。後段については、ご協議願います。
520	要求水準書 (運営維持管理業務編)	24	第6章	第2節	表6.1	業務期間中の測定項目	作業環境基準のダイオキシン類濃度が4回/年とありますが、設備に変更がない場合は、初回ダイオキシン類濃度のD値を用いて粉じん濃度より算出する方法でよろしいでしょうか。	設備の変更がなく、同じ場所かつ同作業状況化の場合は、貴社ご提案を認めます。
521	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節		見学者対応	見学については、予約なしの自由見学者も受け入れることを想定されておりますでしょうか。また受付時間帯についても、ご想定がありましたらご教示いただけないでしょうか。	自由見学は想定していません。
522	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(1)	見学者対応	運営事業者は、見学予約システムを導入しとの記載がございますが、貴連合で想定している仕様がございましたらご教示下さい。(例：予約対象は小学生(学校単位)でインターネット上は公開なし、受付内容を貴連合と共有できるシステム等) また、見学は平日のみ(例9:00~16:00)であり、自由見学はなしと考えてよろしいでしょうか。もし見学に関しての条件がございましたらご教示下さい。	前段については、貴社ご提案によります。後段については、No521の回答をご参照ください。
523	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(1)	見学予約システム	システムの利用対象者の範囲をご教示ください。個人見学から団体見学、行政視察まで全てを対象という理解でよろしいでしょうか。	行政視察以外のすべてを想定しています。
524	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(1)	見学予約システム	見学は原則本システムを用いての予約制で、当日飛び込みでの自由見学の受入はしないという理解でよろしいでしょうか。	No521の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
525	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(1)	見学者対応	運営事業者は、見学者予約システムを導入し、見学者の受付及び説明を行い、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うことと記載がございますが、想定される見学者規模をご教示下さい。(直近の年間実績等を参考にご提示お願い致します。)	令和7年度における、社会科見学(小学校)の実績は次のとおりであり、参考としてください(3クリーンセンター合計)。 ・受入人数:1,286人 ・受入学校数:29校 ・クラス数:52クラス よって令和7年度は年間29回の受入れとなりました。
526	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(1)	見学者対応	「運営事業者は見学者予約システムを導入」とありますが、システムの概要について貴連合のお考えがあればご教示いただけますでしょうか。	No522の回答をご参照ください。
527	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(1)	見学者対応	「運営事業者は見学者予約システムを導入」とありますが、原則見学は予約制で実施するとの理解してよろしいでしょうか。	No521の回答をご参照ください。
528	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(4)	施設パンフレット	施設パンフレットの更新頻度の想定があれば、ご教示お願いします。また、パンフレットの増刷数を想定するため、年間どの程度の見学者をお見込みでしょうかご教示お願いします。	前段について、大きな変更がない場合は更新は考えていませんが、詳細については連合と協議して決定します。 後段については、No525の回答をご参照ください。
529	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(6)	地元住民が利用する管理棟	「地元住民が利用する管理棟」とありますが、見学、一時避難、イベント以外で地元の方が利用する想定はございますでしょうか。	会議室を地元へ開放することを考えていますが、予約などは連合対応と考えています。
530	要求水準書 (運営維持管理業務編)	28	第8章	第6節		周辺住民対応	「連合が住民等と結ぶ協定等」とは具体的にどのような内容になりますでしょうか。事業者に求められる内容が要求水準書を上回る場合は別途協議いただける理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る場合は別途協議願います。
531	要求水準書 (運営維持管理業務編)	29	第8章	第7節	(1)	環境学習イベント	運営事業者は、より多くの住民がごみ問題だけでなく、生物多様性、低炭素社会など様々な環境問題について学べるイベントや、周辺の自然環境を活かした体験型講座等を年数回以上企画し、開催することの記載がございます。 (3)開催するイベントに係る費用は、運営事業者の負担とするとの記載となっており、運営事業費の圧縮のため年数回以上を年1回以上として頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
532	要求水準書 (運営維持管理業務編)	29	第8章	第9節	(1)	災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	貴連合が準備される備蓄品(種類・数量・大きさなど)を想定されていたら、ご教示いただけませんか。また、「備蓄品の管理」は貴連合にて行う旨記載がありますが、購入も貴連合が行うという認識でよろしいでしょうか。また、「入れ替え等の作業を手伝うこと」との記載がありますが、入れ替え時の購入についても貴連合で行い、あくまで運営事業者が行うのは運搬等の作業という認識でよろしいでしょうか。	準備する備蓄品は、今後検討します。 備蓄品の購入は、貴社ご理解のとおりです。 入れ替え時の購入及び作業についても、貴社ご理解のとおりです。
533	要求水準書 (運営維持管理業務編)	29	第8章	第9節	(1)	災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	運営事業者は、本施設内に設置する防災備蓄庫の施錠を管理するものとし、備蓄物そのものは本連合が管理するものとする。運営事業者は、本連合と協議のうえ、備蓄物の入替え等の作業を手伝うこととの記載がございます。 ①備蓄物の新規・入替購入は貴連合で行い、運営事業者が行うのは運搬等の手伝いと考えるとよろしいでしょうか。 ②防災備蓄庫の計画にも影響するため、貴連合で現状ご購入を想定されている備蓄品がありましたら品目・数量をご教示ください。	No532の回答をご参照ください。
534	要求水準書 (運営維持管理業務編)	29	第8章	第9節	(1)	備蓄品の入替	現状ご計画されている備蓄品の入替頻度をご教示ください。	今後の検討とします。
535	要求水準書 (添付資料)					CADデータ	正確な全体配置計画を行うため、添付資料5地形測量図、添付資料8既存施設参考図面、添付資料10周辺道路計画図のCADデータをご連絡いただけないでしょうか。	入札参加資格審査通過者に配付するものとします。なお、添付資料8既存施設参考図面のCADデータはないためPDFでのご提供となります。
536	要求水準書 (添付資料)	添付資料1				事業実施区	添付資料7(周辺道路計画図)の敷地が正として計画してよろしいでしょうか。 添付資料7では南東道路が敷地を縦断する計画となっているため、分断された孤島の敷地は事業者の整備範囲内に含まれますでしょうか。 	入札参加資格審査通過者にデータを配付します。
537	要求水準書 (添付資料)	添付資料3	ニューティリティ状況			下水道	下水道の取り合い点が二つ示されていますが、どちらを使用すればよろしいでしょうか。	図面では取合点は示しておりません。平面計画を踏まえ、今後の協議で決定します。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
538	要求水準書 (添付資料)	添付資料 3				地質地盤状況	現場透水試験、孔内水平載荷試験、液状化検討結果などを確認したため、平成5年地質調査、及び令和4年度地質調査の報告書を開示いただけませんか。	入札参加資格審査通過者に配付するものとします。
539	要求水準書 (添付資料)	5	添付資料3			ユーティリティ状況	「添付資料3 ユーティリティ状況」において都市ガスや上下水道の取合点が示されていますが、敷地境界から取合点までの引込管の老朽化による更新費用は、事業者・発注者のどちらの所掌となるか明確にしてください。	事業実施区域内での更新費用等は事業者負担となります。事業実施区域外は含みません。
540	要求水準書 (添付資料)	10~20	添付資料4			地質地盤状況	ボーリング柱状図に記載されている、「孔内水平載荷試験」や「室内土質試験」などの結果が書かれた地質調査報告書をご提示いただけますでしょうか。	No538の回答をご参照ください。
541	要求水準書 (添付資料)	添付資料6	添付資料6			車両大きさ一覧	車両No.1、No.2、No.4について、最小回転半径をご教示いただけませんか。	提示した情報以上のものはありません。
542	要求水準書 (添付資料)	添付資料6	車両大きさ一覧			車両大きさ一覧	車両動線計画を正確に行うため、No.3コンテナフルトレーラーのドリー角度の限界値をご教示いただけますでしょうか。	No541の回答をご参照ください。
543	要求水準書 (添付資料)	添付資料8	既存施設参考図面			既存施設	入札での設計に使用するため、建築確認申請における完成検査済証を含む申請資料を開示いただけませんか。建築確認（審査・検査）によって、竣工図以上に躯体の健全性が保証されるものと考えているためです。	開示できる資料はありません。
544	要求水準書 (添付資料)	添付資料8	既存施設参考図面			既存施設	既存建物の新築時に設置した山留材料は残置されているかご教示いただけませんか。もし残置されている場合は残置範囲または材料等がわかる資料のご提示をお願いいたします。	山留材料の残置はありません。
545	要求水準書 (添付資料)	添付資料8	既存施設参考図面			既存施設	存置範囲のピット下は支持杭又は改良体は無いという理解でよろしいでしょうか。もしある場合は支持杭又は改良体の本数、仕様のご教示をお願いいたします。	貴社ご理解のとおりです。
546	要求水準書 (添付資料)	添付資料8	既存施設参考図面			既存施設撤去	断面図（J-K間）17通り基礎、断面図（5-6間）A通り基礎は存置範囲から外れていますが、ほかの独立基礎も含めて撤去していただける理解でよろしいでしょうか。  	図面を修正します。No.285の回答のとおり、独立基礎も存置となります。
547	要求水準書 (添付資料)	添付資料8	既存施設参考図面			既存施設	既存建築物（清浄園）の別途解体撤去工事について、GL-1.5mまで解体撤去とのことで、1階床・梁も撤去されると想定します。撤去されると、ピット外周壁が土圧を受けて崩壊するリスクを回避する為、同時にピット内埋め戻しを行いながらの撤去工事になると想定します。本工事の清浄園地下躯体の解体撤去時には埋め戻し材の撤去も必要となりますが、別途解体撤去工事・本工事での埋め戻し関連工事のコスト縮減の為、解体撤去範囲をGLまでとし、1階床・梁、もしくは1階梁だけでも残した状態での引き渡しとさせていただくことはできませんでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
548	要求水準書 (添付資料)	31~33	添付資料8			既存施設参考図面	既存躯体の残置範囲については記載されていますが、基礎形式はベタ基礎で、地盤改良などは行われていないという認識でよろしいでしょうか。地盤改良などがなされている場合には、その範囲および仕様等をご提示願います。	貴社ご理解のとおりです。
549	要求水準書 (添付資料)	添付資料9	存置工作物			既存施設	残置とされている各種工作物（柵、門扉、門扉、雨水排水側溝、石積擁壁、井戸）について、既存の施設を設計・施工したメーカーとの差が出てしまうと公平な入札として成立しないと考えます。解体撤去の施工費算出を目的、または安全性確認の目的のため、詳細図（平面図、断面図、基礎図等）を含めた各部の仕様が分かるなどをご提示ください。	入札参加資格審査通過者に配付するものとします。

No	資料名	頁	項目			タイトル	質問内容	回答内容
550	要求水準書 (添付資料)	添付資料 9	存札工 作物			既存施設	清浄園地下躯体を除いた添付資料9で示されていない工作物(既設緑地帯を囲う縁石や車庫棟、その他プレハブ小屋、既存建屋の基礎躯体・地盤改良・杭等)は貴連合で撤去していただける理解でよろしいでしょうか。	No. 283の回答をご参照ください。
551	要求水準書 (添付資料)	34	添付資料 9			存置工作物	「添付資料9 存置工作物図」にて既存の擁壁や井戸などの残置が想定されていますが、これら既存構造物の隠れた瑕疵や経年劣化による損壊が本事業の施工・運営に影響を及ぼした際、その補修・復旧費用及び遅延リスクは発注者負担となるという理解でよろしいでしょうか。	地上部については、貴社ご提案によります。また、流用等した場合の影響については事業者側リスクとしてお見込みください。
552	要求水準書 (添付資料)	34	添付資料 9			存置工作物	残置工作物について敷地境界西側の「柵 撤去、新設」と書かれておりますが、こちらの範囲は貴連合側にて新設されるという理解でよろしいでしょうか。新設される場合、設置時期はいつになるかご教示願います。	工事中の仮設用の柵のことです。最終的な囲い(フェンスなど)は、貴社ご提案によります。
553	要求水準書 (添付資料)	34	添付資料 9			存置工作物	敷地境界西側の残置される「コンクリートブロック擁壁」の詳細な仕様をご教示願います。	No549の回答をご参照ください。
554	要求水準書 (添付資料)	34	添付資料 9			存置工作物	敷地境界西側の残置される「コンクリートブロック擁壁」について流用可能な場合はそのまま残置としてもよろしいでしょうか。	No551の回答をご参照ください。
555	要求水準書 (添付資料)	34	添付資料 9			存置工作物	添付資料9に記載が無い、池用ポンプ、水槽(敷地南側門扉近く)、観測井戸(清浄園南西側外構)、地下タンク貯蔵所などは、外構工作物の解体撤去工事にて撤去いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	No550の回答をご参照ください。
556	要求水準書 (添付資料)	添付資料 10	添付資料 10			周辺道路計画 図	本図面のCADデータをご提供いただけませんか。また、敷地範囲を明示いただけませんか。	No535の回答をご参照ください。
557	要求水準書 (添付資料)	添付資料 10	周辺道路 計画 図			道路 擁壁	造成計画及び安全性の確認のため道路、擁壁の詳細図面、CADデータ及び計算書を開示いただけないでしょうか。	No535の回答をご参照ください。
558	要求水準書 (添付資料)	添付資料 10	周辺道路 計画 図			土壌汚染	事業範囲内は、既存埋設物および土壌の汚染はなく、建設発生土の処分、原則場内処分とありますが土対法における要対策土ではないという認識でよろしいでしょうか。不明の場合は、土壌汚染対策は工事範囲外としていただけるでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、要求水準書のとおり、必要と思われる調査は事業者にて実施し、土壌汚染対策法を遵守して実施してください。
559	要求水準書 (添付資料)	添付資料 10	添付資料 10			周辺道路計画 図	既設下水道管が敷地外の放流も受けて、敷地内の地下を通っていますが、本下水道管は敷地内の掘削作業等で落札後に下水道管の管理者との協議の上で移設させていただける前提にて新施設配置をご提案してよろしいでしょうか。	落札後にご協議いただきますが、下水道管の移設は困難であると想定されます。
560	要求水準書 (添付資料)	添付資料 10	周辺道路 計画 図			周辺道路計画 図	周辺道路計画図の敷地南西部に清浄園放流管の表記があります。以下についてご教示お願い致します。 1) 建設工事期間中の湧水・雨水対策に当該放流管を使用して放流することをお認め頂けないでしょうか。 2) 使用可能である場合は、濁水処理等の条件がございましたらご教示お願い致します。 3) 上記不可の場合は、堤防道路上空を占用手続きし仮設架台を用いて配管し、千曲川へ放流することは可能でしょうか。コストメリットを考慮し、先に記載した放流管を使用したくご検討下さい。 	清浄園放流管は撤去するため使用することはできません。
561	要求水準書 (添付資料)	35	添付資料 10			周辺道路計画 図	PDFの内容を含むCADデータをご提示願います。	No535の回答をご参照ください。
562	要求水準書 (添付資料)	35	添付資料 10			周辺道路計画 図	周辺道路計画図により敷地形状が変更されておりますが、最終的な敷地境界線及び敷地面積をご教示願います。	No536の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
563	落札者決定基準書	4	第3章	2	(1)	表	1 評価項目・評価基準・配点 (1/2)	6 事後対策・搬入管理について 評価基準①は各種事故に対する対処方法等の具体的な提案が評価と記載されている一方で、様式Wordに記載されている期待する効果では、リチウムイオン電池等による火災に対する対策を期待するとあります。本様式に記載する内容は、火災に対する対策を記載すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
564	落札者決定基準書	6		3			価格審査	「価格点の算定」「定量化限度額の設定」については、いずれも設計・建設業務費と運営・維持管理業務費を合算した金額で行われるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
565	落札者決定基準	4	第3章	2	-1		評価項目及び配点	応募者の公平性を期すために、既設プラントメーカーしか知り得ない情報を用いての提案や新設する焼却炉における工事期間中の既設焼却炉と連携した安全対策や維持補修等、特定の企業のみが有利となる提案は不可（評価されない）と考えてよろしいでしょうか。また落札者選定基準に評価基準として記載のない項目は評価されないとの理解で良いでしょうか。	評価の基準等は落札者決定基準書及び様式集に記載のとおりです。
566	落札者決定基準	4, 5	第3章	2	(1)		表1 評価項目・評価基準	P6 (2)には、非価格提案書の評価は、評価項目及び評価基準をもとに評価すると記載があり、表1 評価項目・評価基準が記載されていますが、様式集の非価格提案書様式第7-2～7-17号には、【本連合が期待する効果】として、本表1の評価基準に記載以外の項目が多数記載されており、非価格提案書の評価（得点化）については、落札者決定基準に記載に従い、表1 評価項目・評価基準のみをもとに評価・得点化し、様式集に記載の【本連合が期待する効果】は参考扱いとの認識で宜しいでしょうか。【本連合が期待する効果】を評価基準同等と見なし、評価・得点化の対象とする場合には、混乱を防止するため、表1への織込みをお願いします。	本連合が期待する効果は、評価項目・評価基準をもとにした内容となっています。そのため、評価基準及び本連合が期待する効果をもとに評価されます。
567	様式集【Word編】 様式第4号							様式第4-3号から様式第4-6号に関して枚数のご指定はございますでしょうか。	枚数の指定はありません。
568	様式集【Word編】 様式第6号							様式6-1～6-5以外で、他に添付すべき資料がありましたらご提示をお願いします(物質収支やフローシート等)。	ありません。
569	様式集【Word編】 様式第7-2号～第7-17号						記入要領	各様式について、添付を指定されている様式以外の添付（例えば関心表明書等）は認められないと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
570	様式集【Word編】 様式第7-2号～第7-17号						非価格要素審査に関する提出書類	提案書の各様式を補足するための添付資料は認められることでよろしいでしょうか。 可の場合、各様式の次頁に添付し、合冊とすることでよろしいでしょうか。 また、添付資料として地元企業等の関心表明書を提出してもよろしいでしょうか。	補足の添付資料は公平性の観点から認めません。 また、関心表明書の提出も不要です。なお、指定のない書類が添付されていた場合は、事務局で外してから各委員に配付します。
571	様式集【Word編】 様式第7-2号						添付資料1「全体配置・動線計画図(平時)」のページ数	添付資料1「全体配置・動線計画図(平時)」について、全体配置図と動線計画図を1ページで合わせて表現する場合、全体配置図に表現したい内容に動線が重なり、図面として分かりづらくなるのが想定されます。つきましては、全体配置図と動線計画図をそれぞれA3縦横1ページ、合計2ページで提案することを認めていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
572	様式集【Word編】 様式第7-2号						添付資料1「全体配置・動線計画図(災害時)」のページ数	添付資料2「全体配置・動線計画図(災害時)」について、全体配置図と動線計画図を1ページで合わせて表現する場合、全体配置図に表現したい内容に動線が重なり、図面として分かりづらくなるのが想定されます。つきましては、全体配置図と動線計画図をそれぞれA3縦横1ページ、合計2ページで提案することを認めていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
573	様式集【Word編】 様式第7-2号						I-1 全体配置・動線計画	【本連合が期待する効果】の記載で「災害廃棄物を(中略)、敷地内に仮置きする場合も想定され」とありますが、以下の条件をご教示願います。 ・仮置きする災害廃棄物の種類、量および仮置きする期間 ・仮置きした災害廃棄物の搬出先および搬出方法 (搬出先はあくまで本施設のプラットフォームないしごみピットでしょうか。また、横持ちするための重機や作業員手配については運営事業者と協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。)	一次仮置場から搬入される可燃系の災害廃棄物になりますが、量は不明ですが、期間は、搬入された後、順次ごみピットへ搬入し、処理してください。
574	様式第7-2号						本連合が期待する効果	「将来的な余熱利用施設や緑地公園からの住民の行き来も見据えたい」とありますが、提案検討にあたって前提とする当該余熱利用施設や緑地公園等の計画については、公表されている基本計画ということでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
575	様式集【Word編】 様式第7-8号						本連合が期待する効果	「発電以外のエネルギーを有効活用することにより、循環型社会形成推進交付金の交付率1/2の交付要件(エネルギー回収率18.0%以上)を上回る提案を期待する。」とあり、発電以外にも含めて18.0%を上回ればよいようにも読めますが、同様式1点目にて「発電効率のみで18.0%以上を確実に達成するための設計を期待する」とあることから、発電効率のみで18.0%以上を達成した上で、更に発電以外の有効活用によって上乗せを期待する、という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
576	様式集【Word編】 様式第7-8号						本連合が期待する効果	「ただし極端な運転計画は期待しない」とありますが、貴連合にて「極端」と想定されているものがございましたらご教示願います。	貴社ご提案によります。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答内容
577	様式集【Word編】 様式第7-8号				「余剰エネルギーである電気、蒸気、温水のバランスがよい活用方法を期待する。」とありますが、「バランスが良い」の評価軸は提案内容とあわせて各提案者で用意して評価しても良いでしょうか。もしくは基準となる評価軸をご提示いただけますでしょうか。	貴社ご提案によります。
578	様式集【Word編】 様式第7-8号 添付資料1、2				様式上は提案発電量となっておりますが、【連合が期待する効果】として「最大の発電量、売電量を確保する対策」とされており、また、様式第7-8号添付資料2において、『発電量・購入電力量・所内電力量を考慮した余剰分』を求められていること、契約上売電量未達を確認する契約となっていることから、提案発電量のみでの評価ではなく、逆潮流制限がかかっている状況や所内消費電力量等も勘案した総合的な売電量をどのように計画しているか、について評価するという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
579	様式集【Word編】 様式第7-8号 添付資料1、2				様式7-8号添付資料2においてa)総発電電力量と余剰分（その他有効利用）がそれぞれ個別に記載されていることから、太陽光発電分などの「ごみ焼却発電以外の発電量」は様式7-8号添付資料1に記載する提案発電量について含まないという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
580	様式集【Excel編】 様式第7-8号 添付資料1			提案発電量	添付資料1では発電量を記載することになっていますが、注3)により添付する添付資料2では余剰電力量の算出が求められています。 一般的に、年間ごみ処理量が減少する場合、2炉運転における焼却負荷率を下げた年間の2炉運転日数を多くした方が発電量が増加する一方、年間の2炉運転日数を多くすると消費電力量が増加するため、余剰電力量は減少します。 発電量の最大化と余剰電力量の最大化では、後者を方針とすることでよろしいでしょうか。 入札説明書P7に記載の通り売電収入の帰属先は貴連合であり、「運営事業者は、当該売電収入の向上を考慮して運営・維持管理業務を行う。」との記載も踏まえ、あくまでピンクセル部の「余剰電力量を最大化する」ための発電量を本様式に記載するという理解です。	貴社ご提案によります。
581	様式集【Excel編】 様式第7-8号 添付資料1				様式第7-8号添付資料1を作成するにあたり各低位発熱量におけるごみ組成は要求水準書 設計・建設業務編 7頁に基づき事業者にて設定してよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
582	様式集【Excel編】 様式第7-8号 添付資料2				運転日数及び稼働日数に関して、焼却炉の立上げ及び立下げの日は運転日数及び稼働日数に含めるとの理解で宜しいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
583	様式集【Excel編】 様式第7-8号 添付資料2				今後整備予定の余熱利用施設のご提示いただいている条件が熱量2.4GJ/hのみであり、運転計画や営業時間外の供給熱量など不明確な部分もありますので、提案発電量は場外余熱利用を見込まない発電量を記載するという理解でよろしいでしょうか。 場外余熱利用を見込む場合は各社の条件を統一するため余熱利用施設の運転計画や営業時間外の供給熱量をご教示ください。	前段については、様式集のとおり、その他有効利用がある場合は記載してください。 後段については、No227の回答をご参照ください。
584	様式集【Excel編】 様式第7-9号 添付資料1 様式第7-10号 添付資料1			エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量および焼却残さ発生量	算定条件について、ごみ質は基準ごみ、年間の計画ごみ処理量は要求水準書P7に記載されている計画ごみ処理量（33,175t/年）でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
585	様式集【Excel編】 様式第7-9号 添付資料1			エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量	注2)に「排出係数の提案は、電気以外は不可とする。」とありますが、売電収入の帰属先は貴連合かつ売電契約も貴連合所掌につき、余剰電力量の排出係数は貴連合より指定して頂けないでしょうか。	様式集のとおりとします。
586	様式集【Word編】 様式第7-10号			本連合が期待する効果	「最終処分相当の焼却灰および焼却飛灰」とございますが、これは、灰ビットに保管され、貴連合にて最終処分等される焼却灰及び焼却飛灰」と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
587	様式集【Word編】 様式第7-13号			IV-1 地域振興	「添付する同様式には、本様式内で提案した内容のみとし、追加の提案は記載しないこと」との記載がありますが、関心表明書の提出も不要という理解でよろしいでしょうか。	No570の回答をご参照ください。
588	様式集【Word編】 様式第7-13号			地域振興 (2) 地元雇用	地元雇用の対象となる人材の定義は、本施設の運営・維持管理業務に従事を開始した時点で貴連合の構成市町村に住民登録のある人材という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
589	様式集【Word編】 様式第7-17号			本連合が期待する効果	「一時避難者や帰宅困難者の使用を想定」とございますが、本施設は指定避難所の扱いにはならないと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
590	様式集【Excel編】 様式第8-8			固定費A（修繕更新費）	20.5年の修繕更新費を年度毎平準化して提案する場合、様式に記載の合計金額について、年度間の費用を合計欄にて明確化した上で、合計欄の下に平準化した金額を記載する欄を設けてもよろしいでしょうか。また、その平準化した金額を様式第8-14号に展開することでよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答内容	
591	様式集【Excel編】 様式第8-12				変動費B(薬剤費)	エクセルフォーマットの右上の部分が様式第8-9号になっております。 様式第8-12号に変更頂きたくよろしくお願ひ致します。	修正します。
592	様式集【Excel編】 様式第8-12				変動費B(薬剤費)	本様式右上に「様式第8-9号」と記載されておりますが、「様式第8-12号」と書き換えてよろしいでしょうか。	No591の回答をご参照ください。
593	様式集【Excel編】 様式第8-14				事業収支表(損益計算書)	令和13年度(2031年度)の設計・建設業務費用と運営・維持管理業務費用を明確化するため分けて記載したく、令和13年度(2031年度)の列を2列に変更頂きたくよろしくお願ひ致します。	修正します。
594	様式集【Excel編】 様式第8-14				事業収支表(損益計算書)	一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入すること。)とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと(丸め誤差)はお認めいただけるの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
595	様式集【Excel編】 様式第8-15				事業収支表(キャッシュフロー計算書)	令和13年度(2031年度)の設計・建設業務費用と運営・維持管理業務費用を明確化するため分けて記載したく、令和13年度(2031年度)の列を2列に変更頂きたくよろしくお願ひ致します。	修正します。
596	様式集【Excel編】 様式第8-15				事業収支表(キャッシュフロー計算書)	一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入すること。)とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと(丸め誤差)はお認めいただけるの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
597	様式集【Excel編】 様式第8-16 様式第8-17				設計・建設業務における地元発注金額	「地元発注金額は二次下請企業の直接履行金額まで計上可能」とされておりますが、「地元内から地元外に流出した金額を減額する(=最終的に地元へ還元される金額を評価する)」という主旨に鑑み、二次下請先(地元企業)から三次下請先(地元企業)となるケースについても、地元発注金額としてカウントしていただくことは可能でしょうか。 地域内での発注金額を最大化するためには、地元の企業間ネットワークを最大限に活用することが不可欠です。一次下請企業がすべての地元企業に対して個別に分離発注を行うことは、管理上の負担が極めて大きく、実務上困難な側面がございます。 最終的に地元の企業に発注され、地域経済に還元されることを条件に、お認めいただけますよう、ご検討のほどよろしくお願ひ申し上げます。	様式集に記載のとおり二次下請までとします。
598	様式集【Excel編】 様式第8-16 様式第8-17				設計・建設業務における地元発注金額	運営・維持管理業務に係る地元発注金額について、実際の発注時期が提案時期から変更となることもありえるため、20年間総額の履行を前提として、5年毎の発注実績額が提案額を上回った場合は上回った額を次の5年以降に持ち越すことをお認めいただけないでしょうか。 もし、持ち越すことが難しい場合、地元発注計画の変更計画を都度提出してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案は認められません。また、変更計画は可としますが、総額は提案金額を満足するものとします。ただし、計画金額は提案金額-既計画金額とします。
599	様式集【Excel編】 様式第8-16 様式第8-17				設計・建設業務における地元発注金額	「直接履行金額」「再発注金額」の分け方をご教示願ひします。 「再発注」とは、その業務そのものを下請企業に発注した場合の金額(下記例1)でよろしいでしょうか。 「直接履行金額」とは、当該企業が責任をもって関与・履行した業務の金額(下記例2)でよろしいでしょうか。 例1:二次下請会社が「居室清掃業務」と「植栽管理業務」を実施する際、居室清掃は二次下請会社自らが実施し、植栽管理業務の大部分を三次下請会社へ発注した場合、植栽管理業務分の金額は「再発注金額」となり、居室清掃分は「直接履行金額」となる。 例2:居室清掃業務を二次下請会社が実施する際、床のワックスかけ工程のみを三次下請会社に部分発注した。全体の工程管理や品質管理は一貫して二次下請会社が責任を持って関与・履行しているものとして、当該契約金額のすべてを直接履行金額としてカウントする。	様式第8-16号参考のとおりです。 例2の場合、三次下請け会社が地元外の場合は地元発注金額に含まれません。
600	様式集【Excel編】 様式第8-16 参考				設計・建設業務における地元発注金額	参考として示されている例の中では調達についても直営/再下請と地元内/地元外を分けるように記載されています。直営施工金額と調達金額を分ける定義をご教示ください。 また、上記の例では一次下請の段階にのみ調達やリースが記載されています。二次下請の段階についても、同じように調達やリースで地元企業への発注額を加算してよろしいでしょうか。	本様式は地元発注金額の計算例を参考に示しています。 地元発注金額の換算方法は本様式を参考に提案ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
601	様式集【Excel編】 様式第8-16 参考						注記等	欄外注記1)～13)については、HP公表データ上、印刷欄外になっておりますが、これらは適用される条件と考えてよろしいでしょうか。 また、元請企業から一次下請への下請発注、一次下請から二次下請への再下請への発注金額については、様式第8-16号欄外の注10)に記載のとおり、施工監理台帳および契約書の該当部分写しや請書等によって確認するという理解であり、当該確認が可能な範囲で提案することによろしいでしょうか。	前後段とも、貴社ご理解のとおりです。
602	様式集【Excel編】 様式第8-17						運営・維持管理業務における 地元発注金額	各事業年度の地元雇用額は、本様式に記載するものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、記載については様式集様式第7-13号のとおりです。
603	要求水準に対する設計仕様書 (設計・建設業務編)	記入要領	2				記入要領	要求水準に対する設計仕様書の記入要領に、「本様式には通し番号を記載すること。」とありますが、通し番号とは、各ページの下部にページ数を記載するものという認識でよろしいでしょうか。また、貴連合より受領するグループ名の記載は必要ないでしょうか。	前段については、貴社ご理解のとおりです。 後段については、様式集のとおりです。